# 国防に関する各国基礎データ(米・英・独・仏・中・露・印・韓・台・瑞西・瑞典)

# 内容

1 財政

3 軍需産業

(1)	各国のGDP・予算・国防費等(現地通貨)の推移 ······	1 (	1) 名	<b>各国の軍需産業の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2</b>	4
(2)	各国の(中央政府)の福祉予算の推移	4	. :	各国の軍需産業売上高(工業出荷総額との比較) ・・・・・・・ 2	4
(3)	各国(中央政府)の公共事業関連予算の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	• :	軍需産業世界トップ100の売上高(参考) ・・・・・・・・・・・・・2	4
(4)	各国の国債及び累積対外債務・債権等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 (	2) 名	<b>各国の武器輸出(通常兵器)の動向 ・・・・・・・・・2</b>	5
	・ 国債発行額及び国債償還額等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		- :	各国の武器(通常兵器)の輸出総額の推移 ・・・・・・・ 2	:5
		6	• 2	2008年世界トップ5(米露独仏英)における通常兵器の	
	・ 各国(中露印)の累積対外債務額の推移(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		輔	<b>渝出の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b> 2	:5
(5)	各国の債務残高(GDP比) ······	7	- :	各国の武器(通常兵器)輸出先別輸出額の推移 ・・・・・・・ 2	6
	国民負担率及び租税負担率(対国民所得比)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• :	主要国(米英独仏中露)の武器(通常兵器)の輸出先別	
	各国における国防負担(\$換算)の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		輔	前出品目(2000−2008年)3	0
	各国における軍人年金制度の状況 ······		• :	各国の武器(通常兵器)品目別輸出額の推移 ・・・・・・・ 3	8
	・ 各国一般国民の年金制度(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		s) #	世界軍需産業上位売上高企業の変遷(1990~2007年) ・・・・ 4	2
	各国国防費に占める人件糧食費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			- 57年	
	・ 韓国将兵の基本給食費改善計画(参考)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			<b>『国の国産表端品と翻入表端品の画品に率 ********* 4</b> E要装備品の価格比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
	开口的人公里不相及人公日川口(20)	,,	ב (כ	- 安表哺品の価格比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	,O
2	研究開発	ā	<u>.</u> .		
_	wi <del>zumi ze</del>	4	有÷	事態勢	
(1)	各国の軍事研究開発費の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 (	1\ <i>5</i>	<b>各国の軍備体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4</b>	0
	<ul><li> 国家全体の研究開発費との比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	•			
	· 政府研究開発費との比較 ······			兵役体制及び総兵力等 ・・・・・・・・・・・・・・・ 4 実し#は(窓は 工士宮 5のい家)	
(2)	国防費に占める軍事研究開発費の割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			軍人構成(将校·下士官·兵の比率) ······ 4	_
		`		<b>各国の国家動員態勢 ・・・・・・・・・・・・・・ 5</b>	
	・正面装備との比較及び部外委託の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			国家動員制度 5	-
	・ 国防研究開発と軍需産業の動向(参考) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			予備役制度 •••••• 5	_
(3)	各国の軍事関連の研究機関等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22	- 4	<b>徴用制度 ······· 6</b>	2
	・ 米国大学における国際関係論及び政治学の博士号取得者				
	の推移(1998-2008)(参考) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 22			
	・ 中国の大学生等に対する教育訓練(参考) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23			

### 5 民間防衛

(1)	) 各国における民間防衛の根拠法等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
(2)	民間防衛に関する訓練及び国民の意識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
•	訓練·罰則規定 ······	65
•	各機関・国民の協力度・意識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	65
(3)	民間防衛態勢整備の実態 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
•	警報の伝達・防空・避難・警備・消火・人命救助等への	
	関連機関の協力体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	C4I2システム、核シェルター、防空壕、避難地域、備蓄、	
	交通統制等の態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
	国防基盤	
(1)	各国の軍事関連国家行事及び国家補償 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
•	国家関連の軍事行事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	68
•	退役・傷痍軍人及び軍事家族に対する国家補償 ・・・・・・・・	69
	叙 勲	71
(2)	各国国民の国防意識(世論調査) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	79
•	米 国	79
•	• • • • •	80
•	ドイツ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
•		83
•	中国	84
•	ロシア ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	85
•	韓国	86

#### 7 軍事科学技術

(1) 各国の軍事科学技術(研究開発重点項目) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	87
(2) 各国の軍民を通じての将来技術予測(重点技術戦略分野)・	88
(3) 主要装備品の技術動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	89
・ ミサイル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・火砲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
	91
・ 装甲車火力 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
・ 装甲車の機動性・防護性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	93
- 航空機	94
- 艦艇(水上艦艇-潜水艦)	95
・ 宇宙兵器 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	96
・ 電子兵器 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
・ロボット(UGV) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	98
・ マニュピュレ―タ技術 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	99
8 国際貢献	
(1) 国際貢献活動における各国の参加状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
・ 国連指揮下のPKO参加(文民警察・軍事顧問を含む)・・・・・	100
<ul><li>安保理決議(SCR)に基づく多国籍軍参加(文民警察・軍事</li></ul>	
顧問を含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	103
・ 安保理決議のない多国籍軍参加(文民警察・軍事顧問・文民	
スタッフを含む)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
(=) HWACIBATAN =00.1 @ H H of 12/12/12 H M	107
・ 国連指揮下のPKOにおける殉職者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107
・ その他の国際貢献活動における殉職者数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	107

#### 9 帝国陸海軍関連

(1)	国家予算に占める車事予算の比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
•	大正元年(1912年)から昭和20年(1945年)までの状況 ・・・・	108
•	明治1期(1867年)から明治44年(1911年)まで状況(参考)・	110
•	昭和21年(1946年)から平成21年(2009年)までの状況(参考)	112
(2)	軍事予算に占める人件・糧食費の比率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	113
•	大正元年(1912年)から昭和20年(1945年)までの状況 ・・・・	113
•	明治1期(1867年)から明治44年(1911年)まで状況(参考)・	114
•	昭和21年(1946年)から平成21年(2009年)までの状況(参考)	115

#### 【別添資料】軍事予算使途別額·比率一覧表

- ・ 大正元年(1912年)~昭和20年(1945年)までの軍事予算
- ・ 明治1期(1867年)~明治44(1911年)までの軍事予算
- ・ 昭和21年(1946年)~平成21年(2009年)までの軍事予算

# 財 政

# (1) 各国のGDP・予算・国防費等(現地通貨)の推移

			1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	GDP総額		5,803.08	5,995.93	6,337.75	6,657.4	7,072.23	7,397.65	7,816.83	8,304.33	8,746.98	9,268.43	9,816.98	10,127.95	10,469.6	10,960.75	11,685.93	12,421.88	13,176.35	13,807.55	14,264.6
	予算総額	10億 ドル	1,304.5	1,429.1	1,491.2	1,491.4	1,534.1	1,593.8	1,642.1	1,696.6	1,732.6	1,783.5	1,880.7	1,957.8	2,117.4	2,323.5	2,460.3	2,648.9	2,793.4	2,984.1	3,149.8
	国防費	, i.v	306.170	280.292	305.141	297.637	288.059	278.856	271.417	276.324	274.278	280.969	301.697	312.743	356.720	415.223	464.676	503.353	527.660	556.961	607.263
*	国防費/ GDP		5.28	4.67	4.81	4.47	4.07	3.77	3.47	3.33	3.14	3.03	3.07	3.09	3.41	3.79	3.98	4.05	4.00	4.03	4.26
	国防費/ 予算	%	23.47	19.61	20.46	19.95	18.77	17.49	16.52	16.28	15.83	15.75	16.04	15.97	16.84	17.87	18.87	19.00	18.89	18.66	19.27
	GDP総額		570.283	598.664	622.08	654.196	692.987	733.266	781.726	830.094	879.102	928.73	976.533	1,021.83	1,075.56	1,139.75	1,200.6	1,252.51	1321.86	1,400.53	1,442.92
	予算総額	10億 ポント	208.761	234.249	261.542	272.600	284.051	295.172	307.310	306.579	313.836	434.393	-	374.652	435.429	481.359	513.364	552.802	584.269	-	-
l [	国防費		21.932	23.857	23.233	22.727	22.539	21.702	22.107	21.792	22.261	22.530	23.301	24.544	26.462	28.751	29.478	30.333	31.241	32.992	35.320
英	国防費/ GDP	9/	3.85	3.99	3.75	3.47	3.25	2.96	2.83	2.63	2.53	2.43	2.39	2.40	2.46	2.52	2.46	2.42	2.36	2.36	2.45
	国防費/ 予算	%	10.50	10.18	8.88	8.33	7.93	7.35	7.19	7.10	7.09	5.18	1	6.55	6.63	5.97	5.74	6.00	5.81	5.79	-
	GDP総額		1,274.9	1,534.6	1,646.62	1,694.37	1,780.78	1,848.45	1,876.18	1,915.58	1,965.38	2,012.00	2062.50	2,113.16	2,143.18	2,163.80	2,210.90	2,243.20	2,321.50	2,422.90	2,492.00
	予算総額	10億	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	602.1	662.2	681.3	702.01	693.43	702.28	701.38	704.03	-
独	国防費		34.960	33.530	33.508	31.459	30.144	30.159	29.998	29.451	29.822	30.603	30.554	30.648	31.168	31.060	30.610	30.600	30.365	31.090	31.921
43	国防費/ GDP	%	2.74	2.18	2.03	1.86	1.69	1.63	1.60	1.54	1.52	1.52	1.48	1.45	1.45	1.44	1.38	1.36	1.31	1.28	1.28
	国防費/ 予算		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.07	4.62	4.55	4.42	4.41	4.36	4.33	4.42	-
	GDP総額	40.00	1,033.72	1,070.75	1,106.50	1,114.35	1,154.04	1,195.58	1,227.70	1,276.26	1,324.17	1,366.97	1,442.82	1,497.34	1,549.84	1,596.33	1,657.75	1,723.85	1,808.85	1,892.39	1,947.21
	予算総額	10億 ューロ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	660.31	686.74	731.74	742.09	762.54	793.15	815.22	843.23	-
仏	国防費		35.355	36.730	36.416	36.771	37.574	36.349	36.188	36.756	36.012	36.510	36.702	37.187	38.681	40.684	42.690	42.545	43.457	44.273	44.835
	国防費/ GDP	%	3.42	3.43	3.29	3.30	3.26	3.04	2.95	2.90	2.72	2.67	2.54	2.48	2.50	2.55	2.58	2.47	2.40	2.34	2.30
	国防費/ 予算		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.55	5.41	5.29	5.48	5.60	5.37	5.33	5.25	-
	GDP総額		1,866.78	2,178.15	2,698.35	3,533.39	4,819.79	6,079.37	7,117.66	7,897.30	8,440.23	8,967.71	9,921.46	10,965.52	12,033.27	13,582.28	15,987.83	18,321.75	21,192.35	25,730.60	30,067.00
	予算総額	10億元	187.2	199.4	214.2	222.7	440.0	482.2	540.7	601.7	730.9	890.9	1,181.7	1,381.6	1,416.9	1,571.4	1,912.8	2,130.9	2,558.4	-	-
中	国防費		<b>※50.2</b>	<b>※</b> 54.1	<b>%</b> 69.5	<b>※73.9</b>	<b>%87.4</b>	<b>※105.0</b>	<b>※126.0</b>	<b>※131.0</b>	<b>※149.0</b>	<b>※165.0</b>	<b>※182.0</b>	<b>%220.0</b>	<b>%256.0</b>	<b>※282.0</b>	<b>※327.0</b>	<b>*368.0</b>	<b></b> #434.0	<b>※504.0</b>	<b>※590.0</b>
	国防費/ GDP	- %	2.69	2.48	2.58	2.09	1.81	1.73	1.77	1.66	1.77	1.84	1.83	2.01	2.13	2.08	2.05	2.01	2.05	1.96	1.96
	国防費/ 予算		26.81	27.13	32.44	33.18	19.86	21.77	23.30	21.77	20.38	18.52	15.40	15.92	18.07	17.95	17.10	17.27	16.96	-	-
	GDP総額	10億	-	-	19.01	171.5	610.7	1,428.5	2,007.8	2,342.5	2,629.6	4,823.2	7,305.6	8,943.6	10,817.5	13,243.2	17,048.1	21,625.4	26,903.5	33,111.4	41,668.0
l	予算総額	ループル	-	-	-	-	170.4	391.1	-	-	687.3	1,045.5	1,672.0	2,203.0	2,696.0	3,348.6	3,708.5	4,574.1	5,744.8	8,359.2	-
露	国防費		<b>※</b> 0.12	-	<b>※1.0</b>	<b>※</b> 9.0	<b>※35.9</b>	<b>%63.2</b>	<b>%82.5</b>	<b>※105.0</b>	<b>*85.6</b>	<b>※165.0</b>	<b>※271.0</b>	<b>*365.0</b>	<b>%470.0</b>	<b>※568.0</b>	<b>%</b> 656.0	<b>※806.0</b>	<b>※967.0</b>	<b>※</b> 1,144.0	<b>※</b> 1,458.0
	国防費/ GDP	%	-	-	5.26	5.25	5.88	4.42	4.11	4.48	3.27	3.42	3.71	4.08	4.34	4.29	3.85	3.73	3.59	3.46	3.50
Ш	国防費/ 予算		-	-	-	-	21.06	16.15	-	-	12.45	15.78	16.20	16.56	17.43	16.96	17.69	17.62	16.83	13.69	-
	GDP総額	10億	5,491.39	6,334.53	7,281.26	8,375.02	9,782.74	11,478.01	12,926.09	14,825.63	16,980.11	18,941.83	20,759.11	22,321.26	24,062.49	26,694.82	30,325.04	34,585.36	39,632.68	45,594.45	52,655.93
	予算総額	ルピー	924.6	1,050.5	1,189.3	1,363.7	1,540.6	1,763.1	2010.6	2305.8	2,610.5	3,069.6	3,354.2	3,740.3	4,108.2	4,491.2	4,962.1	5,703.3	6,682.8	7,529.5	-
EΠ	国防費		184.0	196.0	210.0	252.0	279.0	316.0	351.0	416.0	492.0	598.0	542.0	689.0	717.0	761.0	916.0	1,010	1,074	1,166	1,306
	国防費/ GDP	- %	3.35	3.09	2.88	3.01	2.85	2.75	2.72	2.81	2.90	3.16	2.61	3.09	2.98	2.85	3.02	2.92	2.71	2.56	2.48
	国防費/ 予算		19.90	18.65	17.65	18.47	18.10	17.92	17.45	18.04	18.84	19.48	16.15	18.42	17.45	16.94	18.46	17.71	16.07	15.49	-

Г			1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	GDP総額		194,618.3	235,604.4	268,460.6	303,018.4	354,654.4	415,773.3	467,644.9	511,989.6	504,659.0	551,983.5	603,236.0	651,415.3	720,539.0	767,112.7	826,892.7	865,240.9	908,743.8	975,013.0	1,023,938
	予算総額	10億	29,004	35,619	40,776	45,010	53,887	62,320	72,600	79,004	-	100,291	109,597	125,406	-	155,121	174,437	180,663	195,701	198,107	-
	国防費	ウォン	6,638	7,476	8,410	9,215	10,075	11,074	12,243	13,102	13,594	13,337	14,477	15,497	16,364	17,515	18,941	21,049	22,214	23,740	26,649
韓	国防費/ GDP	%	3.41	3.17	3.13	3.04	2.84	2.66	2.62	2.56	2.69	2.42	2.40	2.38	2.27	2.28	2.29	2.43	2.44	2.43	2.60
	国防費/ 予算	76	22.88	20.98	20.62	20.47	18.69	17.76	16.86	16.58	-	13.30	13.21	12.36	-	11.29	10.86	11.65	11.35	11.98	-
	GDP総額	10億	4,423.74	4,942.04	5,502.80	6,094.15	6,673.94	7,252.76	7,944.60	8,610.14	9,238.47	9,640.89	10,032.00	9,862.18	10,293.35	10,519.557	11,065.55	11,454.73	11,917.60	12,635.77	12,365.24
	国防費	台湾『ル	219.0	233.0	246.0	288.0	296.0	277.0	288.0	302.0	299.0	258.0	243.0	248.0	225.0	228.0	249.0	249.0	237.0	257.0	326.0
4	国防費/ GDP	%	4.95	4.71	4.47	4.73	4.44	3.82	3.63	3.51	3.24	2.68	2.42	2.51	2.19	2.17	2.25	2.17	1.99	2.03	2.64
	予算総額	10 億	-	804.558	-	-	-	-	1,085.078	1,151.760	1,187.010	1,281.997	2,230.146	1,559.702	1,551.942	1,619.130	1,564.800	1,566.988	1,529.815	1,552.031	1,617.674
	国防費	元		227.099	-	-	-	-	244.125	253.417	257.125	263.166	343.282	237.742	225.243	227.740	248.910	248.547	237.093	256.690	282.409
	国防費/ 予算	%	-	28.22	-	-	-	-	22.49	22.00	21.66	20.52	15.39	15.24	14.51	14.06	15.90	15.86	15.49	16.53	17.45
	GDP総額		330.925	345.597	352.931	360.667	369.581	373.599	376.673	383.991	395.263	402.907	422.063	430.321	434.258	437.731	451.379	463.139	487.041	512.142	532.149
	予算総額	10億 フラン	-	77.790	85.906	92.918	94.849	96.791	101.469	103.528	107.454	107.526	108.024	80.498	83.387	86.589	88.423	89.627	90.469	-	-
瑞	国防費		5.797	5.936	6.014	5.524	5.723	5.011	4.782	4.634	4.532	4.416	4.503	4.476	4.461	4.437	4.381	4.344	3.972	4.120	4.389
西	国防費/ GDP	%	1.75	1.72	1.70	1.53	1.55	1.34	1.27	1.21	1.15	1.10	1.07	1.04	1.03	1.01	0.97	0.94	0.82	0.80	0.82
	国防費/ 予算	76	-	7.63	7.00	5.94	6.03	5.17	4.71	4.47	4.21	4.10	4.17	5.56	5.35	5.12	4.95	4.85	4.39	-	-
	GDP総額		1,435.32	1,546.63	1,542.96	1,573.38	1,679.18	1,809.76	1,852.09	1,927.00	2,012.09	2,123.97	2,249.99	2,326.18	2,429.76	2,515.15	2,624.96	2,735.22	2,900.79	3,063.87	3,157.83
	予算総額	10億 クローネ	554.8	615.5	666.0	747.2	742.9	814.6	778.4	770.8	787.1	802.7	797.5	848.6	883.2	925.5	932.6	977.2	1,019.0	-	-
瑞	国防費		<b>%36.516</b>	<b>%37.612</b>	37.381	39.004	39.772	40.872	41.600	39.726	40.801	42.541	44.542	42.639	42.401	42.903	40.527	41.240	41.150	43.163	41.636
典	国防費/ GDP		2.54	2.43	2.42	2.48	2.37	2.26	2.25	2.06	2.03	2.00	1.98	1.83	1.75	1.71	1.54	1.51	1.42	1.41	1.31
	国防費/ 予算	%	6.58	6.11	5.61	5.22	5.35	5.01	5.34	5.15	5.18	5.29	5.58	5.02	4.80	4.64	4.35	4.22	4.04	-	-

【凡例】※ SIPRI予測

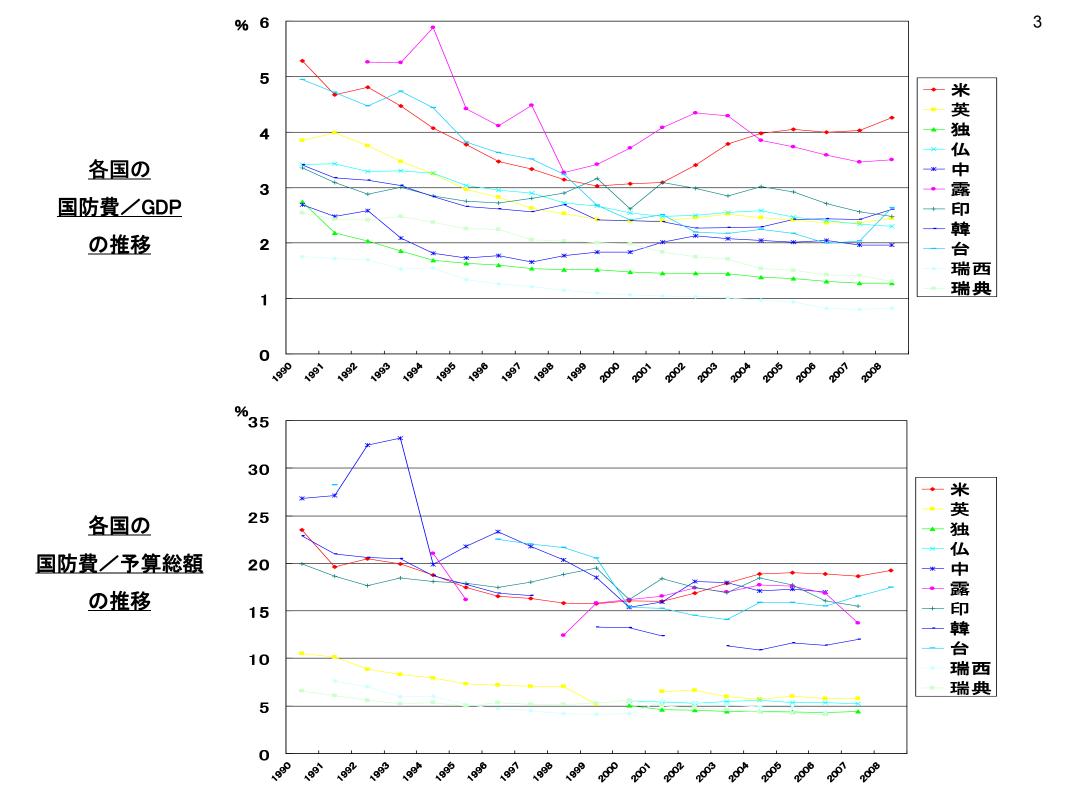
【資料源】 GDP総額 World Economic Outlook Database April 2009 (IMF)

予算総額 Government Finance Statistics Yearbook 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2005, 2006, 2007, 2008 (IMF)

台湾の予算総額及び国防費(10億元) 中華民国統計年鑑2008

国防費 SIPRI Military Expenditure Database (<a href="http://milexdata.sipri.org">http://milexdata.sipri.org</a>)

- (注) 国防費/GDP(%)及び国防費/予算(%)のデータについては、上記資料を基に直轄室で作成
- (注) 台湾については、収集可能なデータに基づき、台湾ドル(GDP及び国防費)及び元(予算総額及び国防費)で表示



# 財 政

# (2) 各国(中央政府)の福祉予算の推移

		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	予算総額(10億 <sup>F</sup> μ)	1,304.5	1,429.1	1,491.2	1,491.4	1,534.1	1,593.8	1,642.1	1,696.6	1,732.6	1,783.5	1,880.7	1,957.8	2,117.4	2,323.5	2,460.3	2,648.9	2,793.4	2,984.1	3,149.8
*	福祉費(10億 <sup>5</sup> ")	333.4	373.5	411.3	434.3	453.2	405.1	473.5	489.0	497.4	512.7	531.2	553.1	611.1	740.5	762.4	805.0	842.8	881.5	-
	福祉費/予算総額(%)	25.55	26.13	27.58	29.12	29.54	25.41	28.83	28.82	28.70	28.74	-	28.25	28.86	31.87	30.98	30.38	30.17	29.53	-
	予算総額(10億ポンド)	208.761	234.249	261.542	272.600	284.051	295.172	307.310	306.579	313.836	434.393	-	374.652	435.429	481.359	513.364	552.802	584.269	-	-
英	福祉費(10億ポンド)	66.563	80.853	91.791	99.519	102.619	106.945	110.025	112.702	113.522	118.398	-	159.202	165.861	176.662	186.974	197.992	204.030	-	-
	福祉費/予算総額(%)	31.88	34.51	35.09	36.50	36.12	36.23	35.80	36.76	36.17	27.25	-	42.49	38.09	36.70	36.42	35.81	34.92	-	-
	予算総額(10億ユーロ)	716.3	860.7	1,045.5	1,084.3	1,142.8	1,188.0	1,213.2	1,214.7	1,233.9	٠ -	602.1	662.2	681.3	702.01	693.43	702.28	701.38	704.03	-
独	福祉費(10億ユーロ)	335.9	389.8	485.3	531.9	557.3	594.9	607.0			} -	351.7	357.5	373.6	473.26	383.80	389.12	385.98	380.36	-
	福祉費/予算総額(%)	46.89	45.29	46.42	49.05	48.77	50.08	50.03	単位:10億	意マルク	-	58.41	53.99	54.84	67.41	55.35	55.41	55.03	54.03	-
	予算総額(10億ユーロ)	2,770.0	2,950.5	3,154.7	3,336.9	`	-	-	-	-	-	660.31	686.74	731.74	742.09	762.54	793.15	815.22	843.23	-
14	福祉費(10億ユーロ)	1,213.4	1,301.1	1,412.0	1,295.6	\	40/ <del>±</del> =-	-	-	-	-	277.91	304.28	-	345.12	355.91	373.40	-	-	-
	福祉費/予算総額(%)	43.80	44.09	44.75	38.82	単位:	10億フラン	-	-	-	-	42.08	44.30	-	46.50	46.67	47.07	-	-	-
	予算総額(10億元)※	187.2	199.4	214.2	222.7	440.0	482.2	540.7	601.7	730.9	890.9	1,181.7	1,381.6	1,416.9	1,571.4	1,912.8	2,130.9	2,558.4	-	-
中	福祉費(10億元)※	0.1	0.1	0.2	0.1	0.6	0.1	0.9	1.0	3.0	33.77	38.8	40.8	51.6	15.0	20.5	24.3	120.8	-	-
	福祉費/予算総額(%)	0.05	0.05	0.09	0.04	0.13	0.02	0.16	0.16	0.41	3.79	3.28	2.95	3.64	0.95	1.07	1.14	4.72	-	-
	予算総額(10億ループル)	-	-	-	-	170.4	391.1	-	-	687.3	1,045.5	1,672.0	2,203.0	2,696.0	3,348.6	3,708.5	4,574.1	5,744.8	8,359.2	-
露	福祉費(10億ループル)	-	-	-	-	48.5	108.2	-	-	248.3	391.0	530.0	741.0	960.0	1,173.8	1,380.7	1,553.3	1,788.6	-	-
	福祉費/予算総額(%)	-	-	-	-	28.46	27.66	-	-	36.12	37.39	31.69	33.63	35.60	35.05	37.23	33.95	31.13	-	-
	予算総額(10億ルピー)	924.6	1,050.5	1,189.3	1,363.7	1,540.6	1,763.1	2010.6	2305.8	2,610.5	3,069.6	3,354.2	3,740.3	4,108.2	4,491.2	4,962.1	5,703.3	6,682.8	7,529.5	-
印	福祉費(10億ルピー)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	福祉費/予算総額(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	予算総額(10億ウォン)	29,004	35,619	40,776	45,010	53,887	62,320	72,600	79,004	-	100,291	109,597	125,406	-	155,121	174,437	180,663	195,701	198,107	-
韓	福祉費(10億ウォン)	1,445	1,982	2,615	3,381	4,083	4,497	5,446	5,423	6,607	14,903	18,492	17,969	-	20,898	20,091	32,523	36,413	41,073	-
	福祉費/予算総額(%)	4.98	5.56	6.41	7.51	7.57	7.21	7.50	6.86	-	14.85	16.87	14.32	-	13.47	11.51	18.00	18.60	20.73	-
	予算総額(10億元)	-	804.558	-	-	-	-	1,085.078	1,151.760	1,187.010	1,281.997	2,230.146	1,559.702	1,551.942	1,619.130	1,564.800	1,566.988	1,529.815	1,552.031	1,617.674
台	福祉費(10億元)	-	65.827	-	-	-	-	143.737	150.020	150.152	157.588	411.023	293.349	262.241	284.365	279.849	285.691	303.325	305.129	298.420
	福祉費/予算総額(%)	-	8.18	-	-	-	-	13.25	13.03	12.65	12.29	18.43	18.81	16.90	17.56	17.88	18.23	19.83	19.66	18.45
	予算総額(10億フラン)	-	77.790	85.906	92.918	94.849	96.791	101.469	103.528	107.454	107.526	108.024	80.498	83.387	86.589	88.423	89.627	90.469	-	-
瑞西	福祉費(10億フラン)	-	34.438	39.190	44.758	45.782	47.116	49.956	52.294	52.411	52.849	52.434	44.479	47.010	50.462	51.296	52.414	52.460	-	-
	福祉費/予算総額(%)	-	44.27	45.62	48.17	48.27	48.68	49.23	50.51	48.78	49.15	48.54	55.25	56.38	58.28	58.01	58.48	57.99	-	-
	予算総額(10億クロ-ネ)	554.8	615.5	666.0	747.2	742.9	814.6	778.4	770.8	787.1	802.7	797.5	848.6	883.2	925.5	932.6	977.2	1,019.0	-	-
瑞典	福祉費(10億クローネ)	285.8	320.8	339.3	354.8	357.4	403.2	397.4	382.1	337.9	378.3	319.7	392.5	416.7	453.0	457.2	-	-	-	-
	福祉費/予算総額(%)	51.51	52.12	50.95	47.48	48.11	49.50	51.05	49.57	42.93	47.13	40.09	46.25	47.18	48.95	49.02	-	-	-	-

【凡 例】※ 当初の予算額(執行予算ではない)

【資料源】各国の予算総額及び福祉費(台湾を除く。) Government Finance Statistics Yearbook 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2005, 2006, 2007, 2008 (IMF) 台湾の予算総額及び福祉費 中華民国統計年鑑2008

<sup>(</sup>注) 福祉費/予算総額(%)のデータについては、上記資料を基に直轄室で作成

### 財

# (3) 各国(中央政府)の公共事業関連予算の推移

		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	予算総額(10億 <sup>F</sup> <sub>ル</sub> )	1,304.5	1,429.1	1,491.2	1,491.4	1,534.1	1,593.8	1,642.1	1,696.6	1,732.6	1,783.5	1,880.7	1,957.8	2,117.4	2,323.5	2,460.3	2,648.9	2,793.4	2,984.1	3,149.8
*	公共事業費(10億年)	87.2	105.5	115.2	123.2	126.7	135.5	138.5	147.4	160.2	166.2	186.4	412.5	412.1	285.9	290.5	339.5	361.5	400.0	-
	公共/予算総額(%)	6.68	7.38	7.73	8.26	8.26	8.50	8.43	8.69	9.25	9.32	9.91	21.07	19.46	12.30	11.83	12.82	12.94	13.40	-
	予算総額(10億ポンド)	208.761	234.249	261.542	272.600	284.051	295.172	307.310	306.579	313.836	434.393	-	374.652	435.429	481.359	513.364	552.802	584.269	-	-
英	公共事業費(10億ポント)	6.880	7.786	8.484	9.185	10.288	11.201	11.273	11.248	12.768	13.565	-	19.385	43.859	46.611	53.157	56.818	57.794	-	-
	公共/予算総額(%)	3.30	3.32	3.24	3.37	3.62	3.79	3.67	3.67	4.07	3.12	-	5.17	10.07	9.68	10.35	10.28	9.89	-	-
	予算総額(10億ューロ)	716.3	860.7	1,045.5	1,084.3	1,142.8	1,188.0	1,213.2	1,214.7	1,233.9	) -	602.1	662.2	681.3	702.0	693.4	702.3	701.4	704.0	-
独	公共事業費(10億ユーロ)	49.8	70.9	34.4	37.1	35.0	33.1	32.6	24/4-40/	*=" 4	-	41.9	90.6	92.6	97.1	96.1	99.2	100.4	102.5	-
	公共/予算総額(%)	6.95	8.24	3.29	3.42	3.06	2.79	2.69	単位:101	忌マルグ	_ ـ	6.96	13.68	-	13.83	13.86	14.12	14.31	14.56	-
	予算総額(10億ユーロ)	2,770.0	2,950.5	3,154.7	3,336.9	)		-	-	-	-	660.31	686.74	731.74	742.09	762.54	793.15	815.22	843.23	-
14	公共事業費(10億ユーロ)	157.4	156.9	167.7	217.0	単位:	10億フラン	-	-	-	-	71.50	83.10	-	131.30	96.78	98.82	-	-	-
	公共/予算総額(%)	5.68	5.32	5.32	6.50	7		-	-	-	-	10.80	12.10	-	17.69	12.72	-	-	-	-
	予算総額(10億元)※	187.2	199.4	214.2	222.7	440.0	482.2	540.7	601.7	730.9	890.9	1,181.7	1,381.6	1,416.9	1,571.4	1,912.8	2,130.9	2,558.4	-	-
中	公共事業費(10億元)※	8.7	11.9	14.2	18.3	26.9	28.6	39.2	45.2	58.5	547.7	781.9	954.4	874.8	997.5	1,127.2	1,726.6	1,570.5		-
	公共/予算総額(%)	4.65	5.97	6.63	8.22	6.11	5.93	7.25	7.51	8.00	61.48	66.17	69.08	61.70	63.48	58.93	81.03	61.39	-	-
	予算総額(10億ループル)	-	-	-	-	170.4	391.1	-	-	687.3	1,045.5	1,672.0	2,203.0	2,696.0	3,348.6	3,708.5	4,574.1	5,744.8	8,359.2	-
露	公共事業費(10億ループル)	-	-	-	-	-	-	-	-	37.5	70.2	621.0	834.0	936.8	1,177.3	1,081.0	1,074.2	1,608.1	-	-
	公共/予算総額(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	5.46	6.71	37.14	37.86	354.75	35.16	29.15	23.48	27.99	-	-
	予算総額(10億ルピー)	924.6	1,050.5	1,189.3	1,363.7	1,540.6	1,763.1	2010.6	2305.8	2,610.5	3,069.6	3,354.2	3,740.3	4,108.2	4,491.2	4,962.1	5,703.3	6,682.8	7,529.5	-
ED	公共事業費(10億ルピー)	59.9	71.2	81.0	80.9	135.8	121.6	139.0	159.6	192.2	204.5	2,070.9	2,319.3	2,462.5	2,723.2	2,873.7	3,275.1	3,836.6	4,298.2	-
	公共/予算総額(%)	6.48	6.78	6.81	5.93	8.81	6.90	6.91	6.92	7.36	6.66	61.74	62.01	59.94	60.63	57.91	57.42	57.41	57.08	-
	予算総額(10億ウォン)	29,004	35,619	40,776	45,010	53,887	62,320	72,600	79,004	-	100,291	109,597	125,406	-	155,121	174,437	180,663	195,701	198,107	-
韓	公共事業費(10億ウォン)	2,823	3,472	4,357	4,630	5,715	2,888	3,198	3,997	-	19,409	23,286	31,635	-	33,795	34,671	49,980	53,458	47,583	-
	公共/予算総額(%)	9.73	9.75	10.69	10.29	10.61	4.63	4.40	5.06	-	19.35	21.24	25.22	-	21.79	19.88	27.66	27.32	24.02	-
	予算総額(10億元)	-	804.558	-	-	-	-	1,085.078	1,151.760	1,187.010	1,281.997	2,230.146	1,559.702	1,551.942	1,619.130	1,564.800	1,566.988	1,529.815	1,552.031	1,617.674
台	公共事業費(10億元)	-	148.977	-	-	-	-	124.174	113.739	126.478	172.552	356.418	277.075	291.166	295.524	248.878	246.996	196.961	193.285	203.575
	公共/予算総額(%)	-	18.52	-	-	-	-	11.44	9.88	10.66	13.46	15.98	17.76	18.76	18.25	15.90	15.76	12.87	12.45	12.58
714	予算総額(10億フラン)	-	77.790	85.906	92.918	94.849	96.791	101.469	103.528	107.454	107.526	108.024	80.498	83.387	86.589	88.423	89.627	90.469	-	-
瑞西	公共事業費(10億フラン)	-	3.427	3.836	3.896	3.931	3.963	4.095	4.064	4.052	12.911	14.121	14.566	14.932	14.800	14.819	12.207	16.810	-	-
	公共/予算総額(%)	-	4.41	4.47	4.19	4.14	4.09	4.04	3.93	3.77	12.01	13.07	18.09	17.91	17.09	16.76	13.62	18.58	-	-
瑞	予算総額(10億クローネ)	554.8	615.5	666.0	747.2	742.9	814.6	778.4	770.8	787.1	802.7	797.5	848.6	883.2	925.5	932.6	977.2	1,019.0	-	-
典	公共事業費(10億夘一本)	25.9	27.2	26.8	28.9	15.6	46.4	47.4	48.0	48.0	200.3	264.0	196.7	207.9	197.1	181.6	-	-	-	-
	公共/予算総額(%)	4.67	4.42	4.02	3.87	2.10	5.70	6.09	6.23	6.10	24.95	33.10	23.18	23.54	21.30	19.47	-	-	-	-

【凡 例】※ 当初の予算額(執行予算ではない

台湾の予算総額及び公共事業費

【資料源】各国の予算総額及び公共事業費(台湾を除く) Government Finance Statistics Yearbook 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2005, 2006, 2007, 2008 (IMF) 中華民国統計年鑑2008

(注) 公共事業費/予算総額(%)のデータについては、上記資料を基に直轄室で作成

# 財 政

# (4) 各国の国債及び累積対外債務・債権等

#### 国債発行額及び国債償還額等

	米 (2008年)	英 (2008年)	独 (2008年)	仏	中	露 (2006年)	ĘŊ	韓	台 (2008年)	瑞西	瑞典
予算総額	-	_	_	-	_	5兆7,448億ループル	_	-	1兆6,176.74億元	-	_
国債発行総額	0.76兆パ	1,465億ポンド	2,130億ューロ	_	_	1,860億ループル	_	_	_	_	_
国債償還額	_	_	_	_	_	1,137億ループル	_	_	222.363億元	_	_
国債償還額/ 予算総額	-	-	_	-	-	1.98%	_	ı	1.37%	-	_

【資料源】露: 予算総額 Government Finance Statistics Yearbook 2007, 2008 (World Bank)

国債発行総額・国債償還額 ロシア統計年鑑2007年版

台: 予算総額 中華民国統計年鑑2008年 国債償還額 行政院主計処HP

米·英·独:国債発行総額 日本外務省資料 (http://www.mof.go.jp/singikai/kokusai/siryou/d210624\_1-2/pdf)

#### 国全体の累積対外債務・債権額

	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典
累積対外債務額 (100万 <sup>F</sup> <sub>n</sub> )	_	_	_	_	373, 635 (2007年)	370, 172 (2007年)	220, 956 (2007年)	ー ※ 年度別債務額 2008 3,811億ドル 2007 3,832億ドル 2006 2,634億ドル	_	-	_
累積対外債権額	_	_	_	_	_	_	_	ー ※ 年度別債権額 2008 3,484億ドル 2007 4,206億ドル 2006 3,627億ドル	_	ı	_

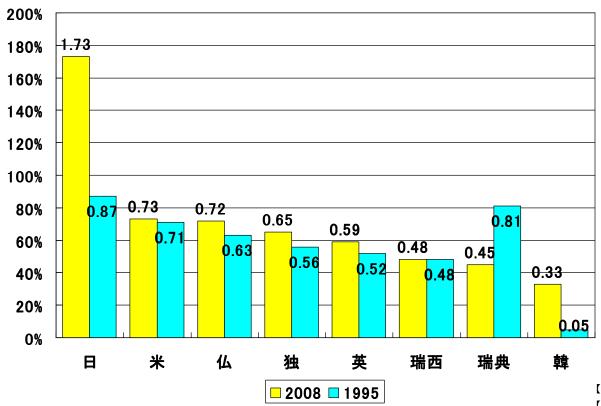
【資料源】 累積対外債務額 Global Development Finance 2009 (World Bank) 韓国の「年度別対外債務・債権額」 韓国統計庁HP

#### 各国(中露印)の累積対外債務額の推移(参考)

(100万 「<sub>ル</sub>)

	1990	1995	2000	2003	2004	2005	2006	2007
中	55,301	118,090	145,711	208,431	247,679	283,803	325,077	373,635
露	_	121,401	159,993	175,675	196,783	229,911	250,480	370, 172
印	83,628	94,464	99,099	112,883	124,399	123,145	175,540	220, 956

# (5) 各国の債務残高(GDP比)



【資料源】世界統計白書 2009年版

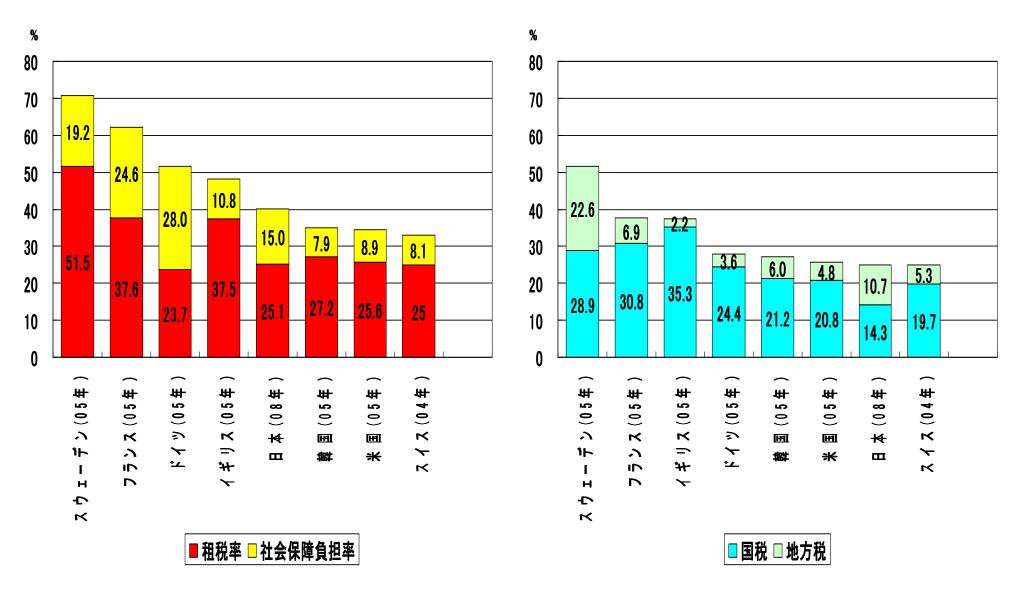
【原典】 Economic Outlook 84 (OECD) (2008年11月)

# 財 政

# (6) 国民負担率及び租税負担率 (対国民所得比)



### 租税負担率



# 財 政

# (7) 各国における国防負担(\$換算)の推移

		2005	2006	2007	2008
	国防費(100万 デル)	495,326	521,840	552,568	_
	国防費1人当たり(゚゚゚゚)	1,675	1,749	1,835	-
米	国民総所得1人当たり(゚゚゚)	43,510	44,830	46,040	-
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	3.76	3.90	3.99	_
	国防費(100万 <sup>ト</sup> ル)	56,922	59,926	63,258	_
	国防費1人当たり(ドル)	942	989	1,041	-
英	国民総所得1人当たり(ドル)	38,320	40,660	-	ı
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	2.46	2.43	_	_
	国防費(100万 デル)	38,250	37,956	42,108	_
	国防費1人当たり(テ゚ル)	464	461	511	_
独	国民総所得1人当たり(゚゚゚)	34,980	36,870	38,990	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	1.33	1.22	1.31	_
	国防費(100万 <sup>f</sup> μ)	53,181	54,321	60,662	_
	国防費1人当たり(ドル)	877	892	993	_
仏	国民総所得1人当たり( ゚゚゚)	34,950	36,710	38,810	ı
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	2.51	2.43	2.56	-
	国防費(100万 デル)	29,873	35,223	46,174	_
	国防費1人当たり(ドル)	23	27	35	_
中	国民総所得1人当たり(ドル)	1,740	2,010	2,370	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	1.32	1.34	1.48	-
	国防費(100万 デル)	18,768	24,577	32,215	_
	国防費1人当たり(ドル)	131	173	228	_
露	国民総所得1人当たり( ドル )	4,460	5,800	7,530	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	2.94	2.98	3.03	_

		2005	2006	2007	2008
	国防費(100万 デル)	21,726	22,428	26,513	_
	国防費1人当たり(ドル)	20	20	23	_
印	国民総所得1人当たり(゚゚゚)	740	820	950	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	2.70	2.44	2.42	_
	国防費(100万 デル)	21,504	24,645	26,588	_
	国防費1人当たり(ドル)	442	505	542	_
韓	国民総所得1人当たり(ドル)	15,930	17,780	19,730	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	2.77	2.84	2.75	_
	国防費(100万 <sup>ド</sup> ル)	7,978	7,738	9,585	_
	国防費1人当たり(ギル)	348	336	414	_
台	国民総所得1人当たり(デル)	16,015	16,416	17,168	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	2.17	2.05	2.41	_
	国防費(100万 <sup>۴</sup> μ)	3,606	3,473	3526	_
***	国防費1人当たり(ドル)	481	462	467	_
瑞西	国民総所得1人当たり(ドル)	56,770	58,800	60,820	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	0.85	0.79	0.77	_
	国防費(100万 デル)	5,837	6,006	6,773	_
714	国防費1人当たり(ドル)	648	666	750	_
瑞典	国民総所得1人当たり(デル)	42,060	45,210	47,870	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	1.54	1.47	1.57	_
	国防費(100万 <sup>۴</sup> μ)	43,910	41,144	41,039	_
	国防費1人当たり(ドル)	345	323	322	_
日	国民総所得1人当たり(゚゚゚゚)	38,940	38,720	37,790	_
	国防費/国民総所得 1人当たり(%)	0.89	0.83	0.85	_

# (8) 各国における軍人年金制度の状況

	米 国	イギリス
退職年金支 給開始年齢	退職時	【貯蓄年金】65歳、【55歳年金】退職時  ※ 2005年4月6日に2005年軍年金・補償金法が施行  ※ 従来の「75年軍隊年金制度(AFPS75)」は2005年4月6日から新規加入を終了
年金支給額	退職直前の3ヶ月の給料の平均額の50% (20年間以上勤務していることが条件)  ※ 米国では国防総省独自で採用している年金制度はない。 (軍人のみならず、すべての官公庁の退職者に対して 同様の方法で年金支給額を算出)  ※ 年金支給額には、在職中の勤務環境等も考慮される。 例えば、長期間、家賃の極めて高い地域で勤務した場合 や単身での生活を余儀なくされた場合などは加算 ※ 省庁の要請により退職後も関連組織で勤務する場合 には、通常の年金支給額に加算されることもある。	[退職時の年収]×[勤務年数]×[70分の1]  年収は、基本給(各種手当、賞与、借財等を除く) 勤務年数は、軍隊での有給勤務開始の日から最大40年まで加算  ※ 受給資格を得るためには最低2年以上の勤務が必要 ※ 年金の他、年金の3倍の額の一括退職金が給付  【貯蓄年金】  ・ 2年以上勤務し、55歳以前に退役した場合、貯蓄年金及び一括退職金を受ける権利が発生 ・ 通常、貯蓄年金、一括退職金ともに65歳になると支払いが開始される。ただし、健康上の理由でフルタイム労働が永久に不可能な場合、給付開始時期を早めることが可能 ・ 1年以内に死亡する見込みの場合、年金に代わり、年金の5倍の額を一括退職金として受領することが可能 ・ 障害のない場合も、給付開始時期を早めることが可能(最も早くて55歳)だが、通常よりも長期給付になることを考慮して減額される。 ・ 貯蓄年金は、自動的に給付されることはなく、軍人・退役軍人局(Service Personnel and Veterans Agency1:SPVA)に請求する必要がある。  【55歳年金】 ・ 55歳以上で退職した場合、退職時に年金と一括退職金が給付される。
		【早期退職年金】  - 55歳未満で退職し、退職時に40歳以上かつ18年以上勤務した者は、一括退職金と65歳までの早期退職金を受けることが可能

		ドイツ	
		退職時 2005年 2007年 (改定予定)	Ī
١		※ 特別定年・一般定年による退職、議員資格による退職をした職業軍人、暫定退職した将官に対して年金が 満62歳 満63歳 満62歳	]
١		支給される。ただし、最低5年間の勤務期間が絶対条件 (軍人扶助法第15条)	1
١	退職年金支	<ul> <li>※ 職業軍人の一般定年年齢は満61歳とされており、満61歳に達した月をもって、又は勤務上の理由がある</li> </ul>	4
١	給開始年齢	場合はその後の3月31日又は9月30日まで期間を延長して退職 事情により、特定の軍人について勤務を継続させる必要がある場合には、連邦国防相は定年退職の時期を 第1000年人について勤務を継続させる必要がある場合には、連邦国防相は定年退職の時期を 第1000年人について勤務を継続させる必要がある場合には、連邦国防相は定年退職の時期を	1
١		事情により、特定の軍人について勤務を継続させる必要がある場合には、連邦国防相は定年退職の時期を <mark>年 尉 官 満54歳 満55歳</mark> 4年を超えない範囲で延長することが可能	┨
١		※ ほとんどの軍人は、軍の需要上の都合もあり、軍人法に基づき階級別に定められた特別定年を超えた時期に	Ţ
١		一般定年より若い年齢で退職 (注) 2007年に計画どおり改定されたか否かに ついては、未確認	
	年金支給額	対象となる給与等及び勤務期間に応じて異なる (軍人扶助法第15条)  ※ 退職軍人が最終階級での給与を3年以上支給されている場合にはその給与が、3年未満である場合には直前の階級での給与が、年金の対象となる。 (軍人扶助法第17条、第18条)  ※ 年金の対象となる給与等は、①基本給、②家族手当、③その他の所得で給与法に年金の対象となることが示されているもの(軍人扶助法第17条、第18条)  ※ 年金の受給率は、年金の対象となる給与等の 35% (最低)から 71.75% (最高)。勤務期間10年までの者の年金受給率を35%とし、その後勤務期間1年につき1.79375%ずつ上乗せしていく。勤務期間35年以上の者に最高受給率での年金が支給される。(軍人扶助法第26条)	

	フランス								12
	基本的に退職時					定年年團	in h		
	※ 支給条件は、15年の勤務年数を有し、その間税込俸給額の7.85%に相当する 掛金を支払っていること。勤務年数には非官吏としての勤務年数も含まれる一方、				尉官	少佐	佐官 中佐	大佐	将官
退職年金支	対金を又払っていること。勤務年数には非自史としての勤務年数も含まれる一方、 重度障害を理由に退職した場合、勤務年数は問われない。 ※ 即時支給の条件として、 ・ 定年及び重度障害による退職者 ・ 15年の勤務年数を有する女性で、下記に該当する場合			陸軍兵科将校 海軍将校 海軍特技将校 空軍基地·技術将校		57	'歳	V -1,12	61歳
給開始年齢	- 障害率80%以上の子を保有	4	将	軍官警察隊将校	57歳			58歳	61歳
	<ul><li>一 配偶者が身体障害者、又は不治の疾病のため、職務遂行が不可能</li><li>一 子を3人以上有する(戦争により死亡した子も含む)。このうちの1人が年金</li></ul>		<sup>1ਚ</sup>	空軍パイロット	50	歳	54	·歳	61歳
	請求前に死亡した場合でも、社会保障法が定める扶養期間内に、又は、16歳 になるまでに9年以上養育している場合は同様に支給	<del> </del>	校	主計·管理·技術将校 燃料専門技術将校 海事行政官		60		62歳	
	※ 勤務年数が25年に満たない将校及び勤務年数が20年に満たない任期制将校は 受給時期が遅れる。			装備担当官 海事担当官 海軍教官	64歳				65歳
	【退役年金】 • 基礎俸給額×(勤務年数×[100分/2])			文書担当将校 従軍司祭	64歳				_
	<ul><li>基本俸給額は、職務終始持に6ヶ月以上前から到達していた官職、階級及び 号俸に対応する指数の税込俸給</li></ul>			監察官	64歳				
	・ 勤務年数は37.5年を上限とするが、下記の場合は40年を超えない範囲で加算				伍長	軍曹	曹長	上級曹長	准尉
年金支給額	<ul><li>一 欧州外の勤務</li><li>一 女性に対し、1人につき1年</li><li>一 戦時中の特別勤務</li><li>【特別割増金】</li></ul>			陸·海·空軍下士官 (地上勤務) 軍官警察隊技術·行政 下士官	45	歳	50歳	56歳	57歳
	・ 社会保障法が定める扶養期間内、又は、16歳になるまでの9年以上扶養した		ᅮ	軍官警察隊下士官		56	歳		57歳
	子を3人以上有する者に対し、最初の3人については各10%、4人目からは1人 につき5%を割増	7	官	空軍下士官 (地上勤務以外)		歳			
	・ 障害率60%以上で、日常生活を営むために第三者の恒常的な援助に依存せざる			海軍港湾付准尉			57歳		

障害率60%以上で、日常生活を営むために第三者の恒常的な援助に依存せざるをえない場合、税込指数125の俸給額に相当する加算金が支給

#### 【退職に伴う一時金】

・ 離職時に退職年金を受ける権利がないときに支給

#### 【除隊俸給】(退職後即座に支給)

#### [支給対象]

- 傷痍により除隊を余儀なくされた軍人が支給対象
- ・ 除隊に至る理由となる傷痍が任務に付随する場合、勤務期間にかかわらず将校も下士官も事態俸給に加え、退職 年金の受給権利を有する。ただし、兵は、任務に付随する傷痍であっても、5年以上の勤務期間を有していなければ 退職年金の受給権利を保有せず、除隊俸給のみを受給する(戦争中の作戦従事による傷痍は例外)。
- ・ 2005年3月24日の法改正により、下記の場合も除隊俸給が支給される。
- 任務に付随しない傷痍により除隊を余儀なくされた15年以下の勤務年数の下士官(この場合、退職年金の支給権利も保有)
- 勤務年数が15年以下で、規則違反により除隊を余儀なくされた将校及び下士官

#### [支給額]

- ・ 勤務年数に応じて支給される。
- ・ 支給額は、除隊前6ヶ月の基本給の指標に基づき、その基本給の30%である。

【資料源】 仏軍防忘録 Agenda des Armees 2006 軍人に関する一般規約

燃料担当下士官

統合軍文書担当への

派遣下士官

欧米国家公務員制度の概要 仏国防省資料 Bilan Social 2005

軍人の処遇に関する法律第2005-270号(2005年3月24日)

64歳

60歳

ф		一一一
т		

#### 不 明

- ※ 退職年齢 (軍隊幹部退職に関する暫定規定第1条)
  - ・ 退職年齢については、男性55歳、女性50歳
  - ・ 戦争、公務等により障害を負った者、過労のため病を患い職務遂行能力を喪失した者に ついては退職する。
  - ・ 退職年齢に達した専門技術幹部及びその他の幹部で、必要により正常に勤務できる者については、退職年齢を適度に延長することができる。

【資料源】中国労働諮詢網(URL: http://www.5labour.com/labour-law/show-13309.html)

※ 年齢及び過労のため病気を患った者については、下記の基準で生活費を支給する。 (軍隊幹部退職に関する暫定規定第2条)

#### 支給額 抗日戦争時期に入隊した者 最終号俸の95% 最終号俸の90% 解放戦争時期に入隊した者 兵役に服した年数が満30年以上の者 最終号俸の85% 兵役に服した年数が満20年以上30年未満の者 最終号俸の80% 中華人民共和国 兵役に服した年数が満15年以上20年未満の者 最終号俸の75% 成立後に入隊した者 兵役に服した年数が満10年以上15年未満の者 最終号俸の70% 兵役に服した年数が満10年未満の者 最終号俸の65%

【資料源】中国労働諮詢網(URL: http://www.5labour.com/labour-law/show-13309.html)

#### 在任最高年齢

	各総部の主要指導職務	<u> </u>	(注1)
	正軍長級、副軍長	<b>長級</b>	55
	師団長級		50
指	連隊長級		45
揮	大隊長級		40
· 政	中隊長級		35
治 •	小隊長級		30
兵 站	大軍区級正職組	<b>Д</b>	65
職	// 副職組	Д	63
務	艦艇勤務の連隊長	長級	50
	" 大隊 <u></u>	長級	45
	パイロットの連隊長	長級	50
	省軍区各機関、兵站基地、学	校等の正軍長級	60
	"	副軍長級	58
	"	師団長級	55
	"	連隊長級	45
	"	大隊長級	40
	"	中隊長級	35
	"	小隊長級	30
各	各総部機関、大軍区級機関	間の大隊長級	40
機	II .	中隊長級	35
関	II .	小隊長級	60
	各総部機関の連隊	長級	45 (注2)
	大軍区級の連隊!	長級	45 (注3)
	各総部機関、大軍区級機関	目の正軍長級	60
	"	副軍長級	58
	"	師団長級	55
技	高級専門技術師	哉	60 (注2)
術職	中級 "	48 (注2)	
	初級 "		40

- (注1) 全人代常務委員会が別に規定
- (注2) 業務上必要な者は、最大5年まで延長可能
- (注3) 業務上必要な者は、最大3年まで延長可能

【資料源】中華人民共和国現役将校法

### 年金支給額

退職年金支

給開始年齡

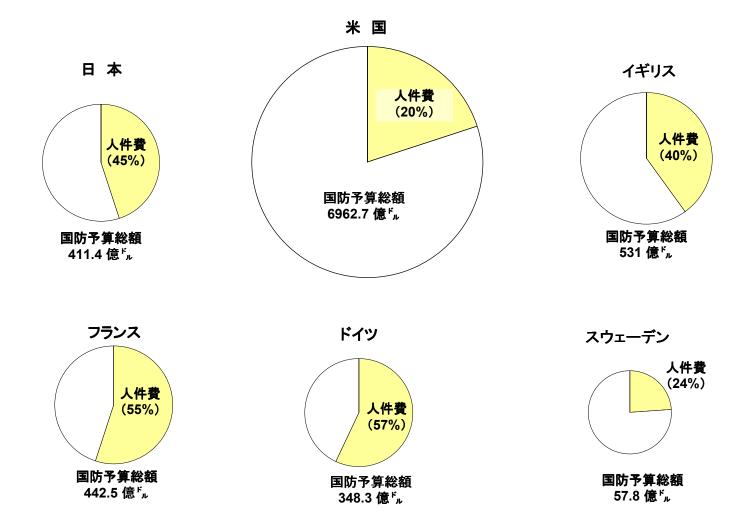
	韓
	退職時
退職年金支 給開始年齢	<ul><li>※ 20年以上服務して退職した場合、退職時から死亡時まで退役年金を支給</li><li>※ 本人の希望により、退役年金に替えて退役年金一時金で受給するか、20年を超える服務期間のうち、本人の希望する期間、その期間に該当する退役年金に替えて退役年金控除一時金を受給するかを選択できる。(軍人年金法第21条)</li><li>【資料源】大法典2009</li></ul>
年金支給額	【退役年金】 ・ 平均報酬月額の100分の50とする。 ・ 服務期間が20年を超える場合、1年を超えるごとに100分の2ずつ追加する。ただし、報酬月額の100分の76を超えない。 【退役年金一時金】 ・ 平均報酬月額の100分の50に相当する金額に、服務年数へ平均月額を掛けたものに100分の1を掛けた金額を加算 ・ ただし、報酬月額の100分の33を超えない。 【退役年金控除一時金】 ・ 退職した前月の報酬月額に、退職者本人が算出することを望む服務年数(控除服務年数)を掛けた金額の100分の50に相当する金額に、控除年数を掛けた金額の100分の1に相当する金額を加算した金額とする。 ・ ただし、控除服務年数は、13年を超えない。 【資料源】大法典2009

# <u>各国一般国民の年金制度</u> (参考)

	*	英	独	仏	瑞典	日
対象者	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民	一般被用者 自営業者(任意加入)等	一般被用者 自営業者等	一定所得以上の 一般国民	全国民
支給 開始 年齢 (07年)	65歳10ヶ月 (1942年生まれの 者に適用) ※ 2027年までに 67歳に引き上げ	男性: 65歳 女性: 60歳 ※ 女性は2020年までに 65歳に引き上げ	65歳 ※ 2012年から2029年 までに67歳に引き上げ	60歳	61歳以降、本人が選択 ※ 保障年金の支給 開始年齢は65歳	国民年金: 65歳 (基礎年金) 厚生年金: 60年 ※ 男性は2025年までに、 女性は2030年までに 65歳まで引き上げ

# 財 政

# (9) 各国国防費に占める人件糧食費



【資料源】「各国の国防研究体制に関する調査研究」 株式会社三菱総合研究所(2008年3月)

#### 韓国将兵の基本給食費改善計画 (参考)

(単位: ウォン/1人1日)

	2007	2008	2009	2010	2011	2002
軍 (対民間比)	5,000 (84%)	5,210 (85%)	5,486 (87%)	5,715 (88%)	5,977 (89%)	6,221 (90%)
民間	5,964	6,143	6,327	6,517	6,713	6,914

【資料源】韓国国防白書2008

# (1) 各国の軍事研究開発費の推移

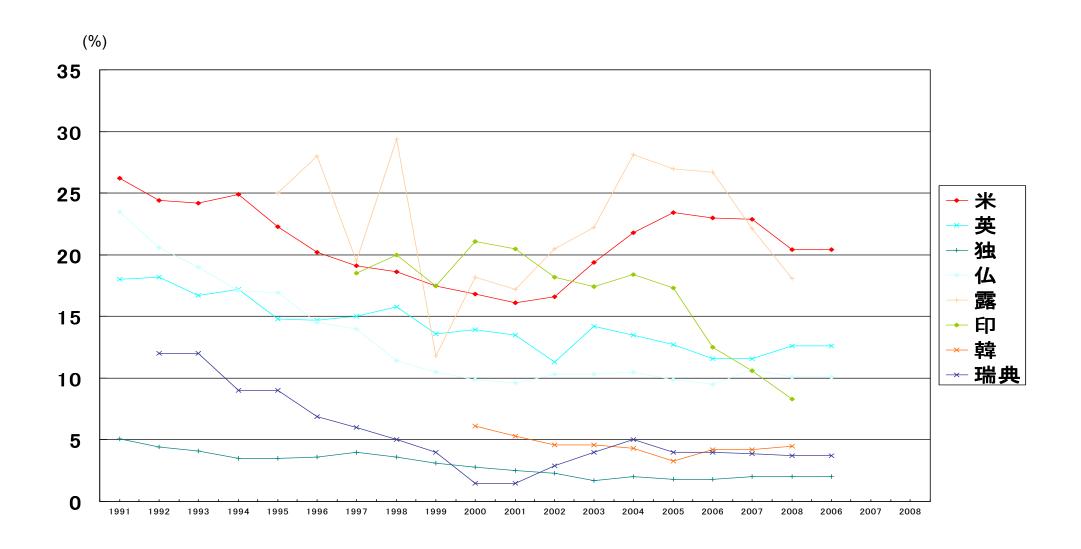
#### 国家全体の研究開発費との比較

(億円)

		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	国家研究開発費	220,647	217,401	210,031	184,572	173,358	173,142	215,156	257,358	298,605	279,614	288,560	338,130	347,393	335,883	325,678	357,618	399,770	416,204	425,777
*	軍事研究開発費	57,808	52,978	50,766	45,868	38,598	34,994	41,119	47,902	52,131	47,050	46,512	56,149	67,373	73,094	76,107	82,269	91,571	84,860	86,811
	%	26.2	24.4	24.2	24.9	22.3	20.2	19.1	18.6	17.5	16.8	16.1	16.6	19.4	21.8	23.4	23.0	22.9	20.4	20.4
	国家研究開発費	30,796	28,797	27,454	21,960	21,378	20,805	24,323	29,011	33,481	31,150	28,862	31,962	36,130	37,659	40,354	43,558	-	50,739	51,703
英	軍事研究開発費	5,543	5,243	4,598	3,777	3,159	3,057	3,637	4,577	4,548	4,319	3,883	3,606	5,148	5,076	5,110	5,059	5,829	6,414	6,536
	%	18.0	18.2	16.7	17.2	14.8	14.7	15.0	15.8	13.6	13.9	13.5	11.3	14.2	13.5	12.7	11.6	-	12.6	12.6
	国家研究開発費	59,645	60,045	61,346	50,785	47,912	51,913	58,196	58,433	64,909	58,448	50,231	56,502	62,936	71,337	73,816	76,316	84,864	85,733	87,362
独	軍事研究開発費	3,031	2,624	2,530	1,797	1,668	1,880	2,315	2,090	2,039	1,649	1,257	1,318	1,077	1,459	1,329	1,356	1,662	1,729	1,762
	%	5.1	4.4	4.1	3.5	3.5	3.6	4.0	3.6	3.1	2.8	2.5	2.3	1.7	2.0	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0
	国家研究開発費	41,763	38,911	40,485	34,074	32,305	33,741	38,806	37,707	41,187	35,801	30,724	35,726	40,739	45,198	47,875	50,245	55,398	57,614	58,709
仏	軍事研究開発費	9,832	8,016	7,686	5,843	5,444	4,888	5,433	4,297	4,320	3,554	2,941	3,677	4,199	4,732	4,740	4,770	5,949	5,826	5,936
	%	23.5	20.6	19.0	17.1	16.9	14.5	14.0	11.4	10.5	9.9	9.6	10.3	10.3	10.5	9.9	9.5	10.7	10.1	10.1
	国家研究開発費	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
中	軍事研究開発費	_	-	-	-	-	_	_	-	-	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-
	%	_	_	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国家研究開発費	1	-	-	1,500	2,400	2,500	4,100	5,100	3,400	2,200	2,900	4,400	5,400	6,400	7,400	9,000	12,240	17,100	_
露	軍事研究開発費	1	_	_	-	600	700	800	1,500	400	400	500	900	1,200	1,800	2,000	2,400	2,700	3,100	_
	%	-	1	I	-	25.0	28.0	19.5	29.4	11.8	18.2	17.2	20.5	22.2	28.1	27.0	26.7	2.2.1	18.1	_
	国家研究開発費	-	-	ı	-	1	1	2,700	3,500	4,000	3,800	3,900	4,400	4,600	4,900	5,200	7,200	8,500	10,800	_
印	軍事研究開発費	600	500	500	500	400	400	500	700	700	800	800	800	800	900	900	900	900	900	_
	%	-	-	-	-	-	_	18.5	20.0	17.5	21.1	20.5	18.2	17.4	18.4	17.3	12.5	10.6	8.3	-
	国家研究開発費		7,600	8,100	8,500	10,00	11,500	14,700	15,500	10,600	11,400	13,200	15,200	17,400	18,600	21,000	26,000	33,300	39,700	_
韓	軍事研究開発費	_	_	-	-	_	_	_	_	-	700	700	700	800	800	700	1,100	1,400	1,800	_
	%	_	_	_	_	_	_	_	_	_	6.1	5.3	4.6	4.6	4.3	3.3	4.2	4.2	4.5	_
	国家研究開発費	-	_	-	-	_	_	_	_	_	_	_	-	-	-	-	-	_	-	_
台	軍事研究開発費	-	-	_	-	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	-	-	-	-	-
	%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
тщ.	国家研究開発費	-	_	_	-	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	-	-	_	_	_
瑞西	軍事研究開発費	_	_	_	-	-	-	-	-		-	_	-	-	-	-	-	-	-	-
	%	-	_	-	-	-	-	_	-	-	-	_	-	-	-			-	-	-
瑞	国家研究開発費	-	9,301	-	7,002	-	7,819	_	10,604	-	10,452	-	11,444	-	13,921	14,005	15,310	17,054	17,844	18,183
典	軍事研究開発費	948	1,118	977	630	463	539	663	-	185	154	132	329	593	690	565	611	657	660	672
	%		12.0	-	9.0	_	6.9	_	-	-	1.5	-	2.9	-	5.0	4.0	4.0	3.9	3.7	3.7

DECD Main Science and Technology Indicators 2008/2 The Military Balance 2008 欧州防衛庁(EDA)発刊資料 三菱総合研究所「各国の国防研究体制に関する調査研究」2008年3月

### 国家全体の研究開発費との比較



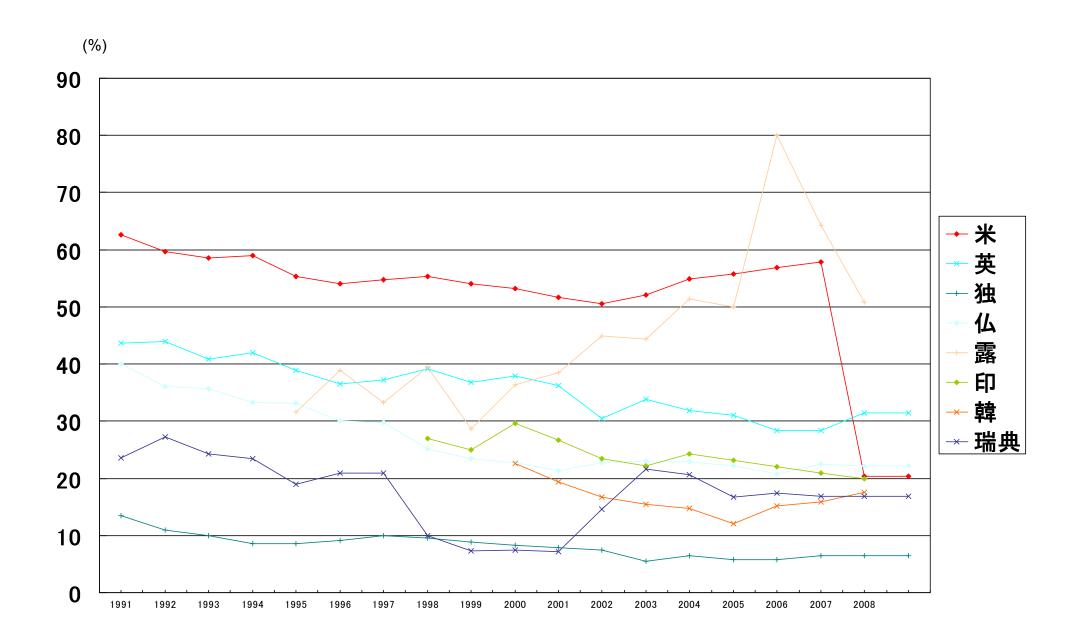
### 政府研究開発費との比較

(億円)

		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
	政府研究開発費	92,350	88,768	86,627	77,710	69,840	64,705	75,111	86,694	96,305	88,434	90,105	111,205	129,221	133,168	136,616	144,671	158,189	416,204	425,777
*	軍事研究開発費	57,808	52,978	50,766	45,868	38,598	34,994	41,119	47,902	52,131	47,050	46,512	56,149	67,373	73,094	76,107	82,269	91,571	84,860	86,811
	%	62.6	59.7	58.6	59.0	55.3	54.1	54.7	55.3	54.1	53.2	51.6	50.5	52.1	54.9	55.7	56.9	57.9	20.4	20.4
	政府研究開発費	12,726	11,939	11,275	8,995	8,124	8,365	9,772	11,689	12,365	11,394	10,732	11,840	15,181	15,923	16,476	17,876	20,595	20,411	20,799
英	軍事研究開発費	5,543	5,243	4,598	3,777	3,159	3,057	3,637	4,577	4,548	4,319	3,883	3,606	5,148	5,076	5,110	5,059	5,829	6,414	6,536
	%	43.6	43.9	40.8	42.0	38.9	36.5	37.2	39.2	36.8	37.9	36.2	30.5	33.9	31.9	31.0	28.3	28.3	31.4	31.4
	政府研究開発費	22,496	23,888	25,216	21,097	19,478	20,756	23,269	21,827	23,285	19,796	16,129	17,885	19,739	22,368	22,753	23,578	25,955	26,793	27,303
独	軍事研究開発費	3,031	2,624	2,530	1,797	1,668	1,880	2,315	2,090	2,039	1,649	1,257	1,318	1,077	1,459	1,329	1,356	1,662	1,729	1,762
	%	13.5	11.0	10.0	8.5	8.6	9.1	9.9	9.6	8.8	8.3	7.8	7.4	5.5	6.5	5.8	5.8	6.4	6.5	6.5
	政府研究開発費	24,550	22,220	21,519	17,542	16,463	16,304	18,270	17,059	18,475	15,630	13,739	16,119	18,286	20,663	21,351	22,886	26,582	26,215	26,713
仏	軍事研究開発費	9,832	8,016	7,686	5,843	5,444	4,888	5,433	4,297	4,320	3,554	2,941	3,677	4,199	4,732	4,740	4,770	5,949	5,826	5,936
	%	40.0	36.1	35.7	33.3	33.1	30.0	29.7	25.2	23.4	22.7	21.4	22.8	23.0	22.9	22.2	20.8	22.4	22.2	22.2
	政府研究開発費	-	_	1	-	-	-	-	-	ı	ı	-	-	-	ı	-	-	_	-	_
中	軍事研究開発費	_	_	I	ı	_	-	-	-	ı	ı	-	-	-	ı	1	-	_	-	-
	%	_	_	I	ı	_	-	-	-	ı	ı	-	-	-	ı	1	-	_	-	-
	政府研究開発費	_	-	-	1,700	1,900	1,800	2,400	3,800	1,400	1,100	1,300	2,000	2,700	3,500	4,000	3,000	4,200	6,100	_
露	軍事研究開発費	_	_	1	1	600	700	800	1,500	400	400	500	900	1,200	1,800	2,000	2,400	2,700	3,100	_
	%	_	_	1	1	31.6	38.9	33.3	39.5	28.6	36.4	38.5	45.0	44.4	51.4	50.0	80.0	64.3	50.8	
	政府研究開発費	_	_	ı	1	-	-	-	2,600	2,800	2,700	3,000	3,400	3,600	3,700	3,900	4,100	4,300	4,500	-
印	軍事研究開発費	600	500	500	500	400	400	500	700	700	800	800	800	800	900	900	900	900	900	_
	%	_	_	-	-	-	-	-	26.9	25.0	29.6	26.7	23.5	22.2	24.3	23.1	22.0	20.9	20.0	
	政府研究開発費	_	_	1	_	_	_	_	_	-	3,100	3,600	4,200	5,200	5,400	5,800	7,300	8,800	10,300	_
韓	軍事研究開発費	-	_	1	ı	_	-	-	-	ı	700	700	700	800	800	700	1,100	1,400	1,800	_
	%	_	_	ı	-	_	-	-	-	ı	22.6	19.4	16.7	15.4	14.8	12.1	15.1	15.9	17.5	
	政府研究開発費	_	_	I	ı	-	-	-	-	I	1	-	-	ı	I	1	-	_	-	-
台	軍事研究開発費	-	_	1	ı	_	-	-	-	1	I	-	-	-	1	ı	-	_	-	_
	%	-	_	1	ı	-	-	-	-	1	I	-	-	1	1	1	-	_	-	_
	政府研究開発費	_	_	ı	ı	_	-	_	_	ı	ı	-	_	-	ı	ı	-	_	-	_
瑞西	軍事研究開発費	_	_	-	-	_	-	_	_	-	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_
	%	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_
	政府研究開発費	4,015	4,092	4,015	2,681	2,450	2,582	3,176	-	2,529	2,094	1,860	2,251	2,744	3,333	3,393	3,506	3,903	3,935	4,010
瑞典	軍事研究開発費	948	1,118	977	630	463	539	663	-	185	154	132	329	593	690	565	611	657	660	672
	%	23.6	27.3	24.3	23.5	18.9	20.9	20.9		7.3	7.4	7.1	14.6	21.6	20.7	16.7	17.4	16.8	16.8	16.8
												₩1 11 <b>2 】</b>								

【資料源】 OECD Main Science and Technology Indicators 2008/2 The Military Balance 2008 欧州防衛庁(EDA)発刊資料 三菱総合研究所「各国の国防研究体制に関する調査研究」2008年3月

### 政府研究開発費との比較



# (2) 国防費に占める軍事研究開発費の割合

#### 正面装備との比較及び部外委託の状況

(億円・2006年度)

		正面装備との比較		
	国防費	研究開発費 (研究開発費/国防費)	正面装備費 (正面装備費/国防費)	研究開発業務の部外委託状況
*	605,918	91,571 (15.1%)	ı	
英	64,430	5,829 (9.0%)	11,036 (17.1%)	
独	43,926	1,662 (3.8%)	5,432 (12.4%)	
仏	62,801	5,949 (9.5%)	9,154 (14.6%)	
中	-	-	ı	
露	81,400	2,700 (3.3%)	-	
印	31,200	900 (2.9%)	8,284 (26.5%)	インド軍では、研究開発業務を国防研究開発部(Department of Defence Research & Development: DRDO)が実施しており、民間委託はしていない。
韓	28,700	1,400 (5.5%)	ı	
台	-	-	-	
瑞西	-	1	ı	
瑞典	6,722	657 (9.8%)	1,660 (24.7%)	
Ħ	47,845	1,627 (3.4)	8,304 (17.4%)	

#### 【資料源】

OECD Main Science and Technology Indicators 2008/2

The Military Balance 2008

平成18年度防衛予算資料

欧州防衛庁(EDA)発刊資料

三菱総合研究所「各国の国防研究体制に関する調査研究」(2008年3月)

### 国防研究開発と軍需産業の動向 (参考)

イギリス	<ul> <li>サッチャー政権の下、公共施設の運営を民間に委ねる PFI (Private Finance Initiative) 方式やエージェンシーと呼ばれる半独立機関の導入を行い、競争主義に基づく行政改革を推進</li> <li>1995年に設立された DERA (Defence Evaluation &amp; Research Agency) もエージェンシーの一つ</li> <li>その後、国防省は、1997年になって過度の競争原理に基づく調達・研究開発を進めるのではなく、政府・防衛産業間に長期的なパートナーシップが必要であるとして、今までの政策を見直すことに決定</li> <li>2007年に発足したブラウン政権も、この基本的な考え方を踏襲</li> <li>F-35 などの開発では、米国の主要なパートナーとして協力する一方、欧州諸国間とも共同開発を積極的に推進</li> </ul>
ドイツ	<ul><li>・ 国防技術・調達本部が装備品の要求段階から研究・開発、製造、運用維持に至るライフサイクル全体に関与</li><li>・ ただし、基礎研究においては他の政府機関が関与することも珍しくない。</li><li>・ ドイツは、伝統的な陸軍国としてフランスと並んで欧州の国際共同研究開発で主導的な立場で参画することが多い。</li></ul>
フランス	・ 従来、国防産業が伝統的に(半)国有企業であったため、政府の強力な指導のもと国防研究開発を推進 ・ しかし、1990年代以降、(半)国有企業を民営化するなど、大きな変化を経験 ・ フランスは、欧州域内での国際共同研究開発に対しても積極的であり、主導的な立場を維持
中国	<ul> <li>・中国の国防研究開発の中心は、国防科学工業委員会とその傘下の国有の軍需企業群(軍事工業集団公司)</li> <li>・中国国防科学委員会は、1998年の国務院機構改革で設置された組織で、航空宇宙・原子力エネルギー・兵器産業・軍用から民用への技術移転など軍需産業分野の政策決定、監督を実施する組織であるとされている。</li> <li>・主な軍需企業群として、中国核工業集団(核爆弾・水爆・原子力潜水艦・原子力発電所が業務対象)、中国航空工業集団(軍用機・UAV・ミサイルが業務対象)、中国航天科技集団(宇宙船・搭載機器・戦略ミサイルが業務対象)及び中国船舶重工業集団(船舶・ディーゼルエンジン)などが存在</li> </ul>
ロシア	<ul> <li>国防省では、国防研究開発を主管する組織は見られない。</li> <li>国防産業(国営企業579、持ち株企業428から構成。赤字企業も多い。)は、軍事産業委員会の統制下で活動</li> <li>国防企業を大きな産軍複合体に再統合する過程で不要な企業は、排除されているのが実状</li> <li>ロシア連邦建国以後、装備品の研究開発・製造は、政府の兵器発注が少なかったために国外輸出を積極的に推進。輸出は軍事技術協力局が主管</li> <li>2007年に兵器・特殊装備供給局が設立され、ここが国防投資の窓口を担当</li> </ul>
インド	<ul> <li>インド国防研究開発費はGDPの伸びを下回っているが、総研究開発費が急増していることから、政府ではなく民間からの研究開発投資が拡大している模様</li> <li>インド防衛産業に重要な位置を占める財閥系(タタ、ゴトレジ等)の企業は、今後国防関連の投資を増加させることが予想される。</li> <li>インドには3万人の研究員を有する研究機関があり、防衛専門分野ではないが、航空宇宙・原子力等の国防関連の研究者層(特に核弾頭を含むミサイル、航空機・軍事衛星などの分野)が増加していく可能性がある。</li> </ul>
韓国	・ 韓国では近年、急速に兵器輸出が増加。例えば、トルコへの戦車技術の提供、A-10翼を米国へ輸出し、訓練機をインドネシアへ輸出 ・ 一方、韓国防衛事業庁がエジプト及びペルーにおいて積極的な防衛産業マーケティングを推進。その結果、サムスン、LIG、KAI、現代重工業などがいずれも 世界100位以内にランキングされる武器製造企業として成長
スウェーデン	・ 自主中立方針を維持するため、伝統的に国産兵器の研究開発や調達に十分な投資を実施。しかしながら、国防予算削減や兵器の高度化・複雑化により単独で の研究開発・調達が困難な状況となり、次第に国際共同での研究開発・調達の比率を増加させている。 ・ スウェーデンの特徴として陸海空の各分野に均等に投資するのではなく、電子戦や C4ISTAR などの特定分野に集中

### 研究開発

# (3) 各国の軍事関連研究機関等の状況

			*	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典
		軍事関連 タンクの数	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-
	研究者全体	軍事関連 研究員数	14.5万	0.3万	0.57万	1.8万	-	_	-	0.25万 (注1)	-	-	0.13万
研	に占める軍事 関連研究員	研究員の 全体数	138.8万 (2005年)	18.4万 (2006年)	28.6万 (2007年)	21.1万 (2006年)	122.4万 (2006年)	46.9万 (2007年)	11.6万 (2000年)	20.0万 (2006年)	9.5万 (2006年)	2.5万 (2004年)	4.4万 (2007年)
究	の比率	比 率	10.4%	1.6%	2.0%	7.6%	-	-	-	1.3%	-	-	3.0%
機		全保障博士等の 年間養成数	【総 数】 国際関係論・ 政治学博士号 8038 (1998~2008) (参考資料参照)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		軍事講座を 保有する大学数	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	_
大	軍事講座を 保有する 大学数・比率	全大学数	【総数】 4,276 【州立】 1,693 【私立】 2,583	【総数】 169 【国立】 168 【私立】 1	【総数】 383 【州立】 — 【私立】 —	【総数】 94 【国立】 81 【私立】 13	-	【総数】1,090 【国公】 660 【私立】 430	-	【総数】 334 【国公】 47 【私立】 287	-	-	-
学		比 率	_	_	-	-	100% (注3)	_	-	-	-	-	_
,		が公教育に 間比率・内容	-	-	-	-	【軍事理論】 36時間 【軍事技能訓練】 2~3週間 (参考資料参照)	-	-	-	_ (注2)	-	-

(注1) 韓国国防科学研究所の研究員(博士レベルの学位)の総計は、1,817人。このうち、応用研究分野(機械、航空、電気、電子分野)の研究員は、1,230人(67.7%)。また、基礎研究分野(化学、化学工業、金属、材料、物理、原子力等)の研究員の比率は、22.3% 【資料源】連合ニュース(2009年10月21日)

(注2) 2006年6月、台湾の杜正勝教育部長(当時)は、国軍から大学に派遣している軍事訓練教官を段階的に撤収させる 方針を声明。2006年6月現在、台湾の大学には、約1,500人の軍事訓練教官が在籍(高校及び専門学校にも約2,700 人の軍事教官が在籍)しており、2011年には3分の1が退役し、2020年には全員が退役する予定。台湾の軍事訓練 教官制度は、1951年から施行【資料源】中国時報(2006年11月25日)

(注3) 中国では、中華人民共和国兵役法において、高等院校(注:大学)の学生は在学期間中に基本的な軍事教育訓練を受けなければならないことが規定されている。【資料源】中華人民共和国兵役法

【資料源】軍事関連研究員数

研究員の全体数 全大学数 『軍事科学技術「技本の研究開発と技術戦略」』 (技術本部作成資料、平成21年9月29日) 文部科学省『科学技術要覧』2009年板 文部科学省『教育指標の国際比較』平成21年版

#### 米国大学における国際関係論及び政治学の博士号取得者の推移(1998-2008) (参考)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計 (1998~2008年)
国際関係論	96	119	77	91	83	98	99	106	115	127	81	1092
政治学	662	655	669	658	606	661	587	619	615	588	626	6946
計	758	774	746	749	689	759	686	725	730	715	707	8038

【資料源】 "Doctorate Recipients from U.S. Universities: Summary Report 2007-2008," Survey of Earned Doctorates (December 2009)

#### 中国の大学生等に対する教育訓練 (参考)

【大学生等(大学生、高校生、小・中学生)に対する教育訓練の目的】 予備役将校の養成

	教育訓練	教育訓練の根拠	目的	配当時間		科    目
大学生	軍事理論科目	「高等院校(注:大学)の 学生は、在学期間中に基 本的な軍事教育訓練を受 けなければならない」 【資料源】 中華人民共和国兵役法	国防教育の主体であり、軍事科目の 教育を通じて、大学生に基本的な軍事 理論と軍事技能を習得させ、国防観念 と国家安全保障意識を強化し、愛国精神、集体主義(注:集団主義)意識を高め、組織における規律意識を養成し、 大学における総合的資質向上を促進し、もって中国人民解放軍における予備戦力の訓練及び予備役将校の養成	36時間 (注1)	中国の国防     - 国防法規       ・ 軍事思想     - 毛沢東軍       ・ 部へ平の     - 江沢民の       ・ 工沢民の     - 大が国局       ・ 東外が国局     - バイテクの       ・ ハイテク戦     - ハイテク戦	構造 (「現状と特性」「動向」) 辺の安全保障環境 (「変遷と現状」「動向」「国家安全観」) テク概説 (「概念と分類」「発展動向」「現代戦に対する影響」) D軍事面での応用 (「誘導技術」「ステルス技術」「偵察・監視技術」「電子戦」「宇宙技術」「指揮自動化技術」) 機概説 (「変遷経緯」「発展動向」)
	軍事技能訓練		のための基礎を築くこと	2~3週間 (注2)	大科目 解放軍の条例教育及び訓練 小火器射撃 戦闘・戦術 軍事地形学 総合訓練	中科目(小科目)         ・「内務条例」教育       ・「規律条例」教育       ・「隊列条例」教育及び訓練         ・ 兵器基礎知識       ・射撃基礎理論       ・射撃動作及び射撃法       ・実弾射撃         ・ 戦闘の類型と様式       ・戦術の基本原則       ・各個の戦闘動作         ・ 地形が戦闘行動に及ぼす影響       ・地形図基本知識         ・ 行 軍       ・野外生存自活訓練
高校生	-	-	_	120 ~ 150 時間/年	<ul><li>軍隊三大条例 (内務</li><li>防空知識</li><li>戦場救護</li><li>基本訓練</li></ul>	・ 三防 (対核・化学・生物兵器防護)知識 ・ 軽火器射撃
小・中学生(注3)	_	-	小学生、中学生に対して愛国主義教育、軍事知識教育、軍事基礎訓練(基本教練、射撃訓練)を実施して、国防意識を高揚する。	40 ~ 60 時間/年	<ul><li>・ 愛国主義教育</li><li>・ 軍事知識教育</li><li>・ 軍事基礎訓練(基本)</li></ul>	教練、射撃訓練) 【原 典】国防教育(1995年1月20日)、解放軍報(1990年5月31日)、国防(2001年1月)

- (注1) 大学は規定された配当時間以外にも積極的に選択課程の開設及び講座の開講をしなければならない。
- (注2) 大学は、実質的な訓練時間を少なくとも14日は確保しなければならない。
- (注3) 小・中学生の対象は、学校により異なるが、小学校中学年から中学1年生までが主体

# (1) 各国の軍需産業の動向

#### 各国の軍需産業売上高(工業出荷総額との比較)

(10億ドル)

	米	英	独	仏	中	露路	ĘŊ	韓	台	瑞西	瑞典
軍需産業売上高 (注1)	212.4	45.3	7.4	23.4	_	8.2	3.7	2.9	_	0.6	2.8
工業出荷総額 (注2)	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
軍需産業売上高  /工業出荷総額	_	_	I	_	-	I	Ι	_	_	_	_

(注1) 各国の軍需産業売上高については、2007年の軍事関連企業世界トップ100(SIPRI統計)における売上高の総額を記述

【資料源】 SIPRI Yearbook 2009

(注2) 各国の工業出荷については、工業生産指数のデータしか入手できなかったために、総額及び軍需産業売上高/工業出荷総額を算出することができなかった。

#### 軍需産業世界トップ100の売上高 (参考)

		^ <del>**</del> **	売上高(10	0億ドル)	2007年			<b>人类粉</b>	売上高(10	0億ドル)	2007年
	国 名	企業数	2007年	2006年※	売上高(%)		国 名	企業数	2007年	2006年※	売上高(%)
	米 国	44	212.4	196.3	61.2	± 55	ロシア	7	8.2	5.6	2.4
北米	カナダ	1	0.6	0.5	0.2	東欧	計	7	8.2	5.6	2.4
	計	45	213.0	196.8	61.4		日本	4	4.8	5.2	1.4
	イギリス	10	45.3	35.9	13.1	その他の	韓国	4	2.9	2.3	0.8
	フランス	6	23.4	19.5	6.7	OECD諸国	オーストラリア	1	0.5	0.5	0.2
	西欧諸国	1	13.1	12.6	3.8		計	9	8.2	8.1	2.4
	イタリア	4	11.6	10.2	3.4		イスラエル	3	5.0	4.1	1.4
	ドイツ	5	7.4	6.0	2.1	その他の	インド	3	3.7	3.3	1.1
西欧	スウェーデン	1	2.8	2.3	0.8	非OECD諸国	シンガポール	1	1.1	0.9	0.3
	スペイン	2	2.3	1.9	0.7		計	7	9.9	8.3	2.8
	スイス	1	0.6	0.5	0.2						
	フィンランド	1	0.6	0.5	0.2	_	=1	100	346.9	308.4	100
	ノルウェー	1	0.6	0.5	0.2	合	計	100	340.9	300.4	100
	計	32	107.6	89.7	31.0						

【凡 例】※ 2007年における世界トップ100企業の2006年売上高

【資料源】SIPRI Yearbook 2009

(注) 各企業の売上高の細部は、「世界軍需産業上位企業売上高の変遷(1990-2007)」を参照(後述)

# (2) 各国の武器(通常兵器)輸出の動向

#### 各国の武器(通常兵器)の輸出総額の推移

(100万 元、1990年価格)

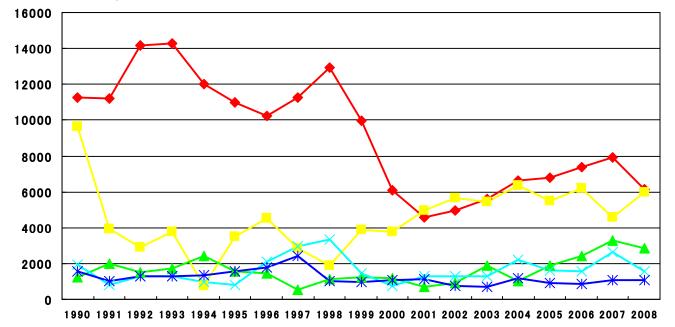
順位	(08年)	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
1	米	11,234	11,195	14,187	14,270	12,029	10,972	10,228	11,277	12,930	9,957	6,095	4,562	4,949	5,586	6,648	6,786	7,394	7,914	6,159
2	露	9,663	3,930	2,918	3,773	763	3,505	4,512	2,837	1,885	3,874	3,779	4,979	5,655	5,442	6,353	5,485	6,186	4,559	5,953
3	独	1.226	2,015	1,527	1,727	2,448	1,549	1,464	542	1,147	1,261	1,196	675	899	1,881	1,048	1,899	2,406	3,260	2,837
4	仏	1.950	804	1,302	1,308	971	785	2,101	2,963	3,340	1,474	743	1,288	1,312	1,282	2,224	1,617	1,541	2,639	1,585
5	英	1,575	999	1,315	1,300	1,346	1,568	1,773	2,441	1,040	990	1,103	1,125	742	680	1,169	919	871	1,098	1,075
10	瑞典	103	59	123	45	54	174	274	83	112	146	296	486	127	468	286	538	420	388	380
12	中	954	1,127	883	1,234	718	949	573	323	292	192	160	588	544	532	253	248	583	396	428
14	瑞西	-	-	363	75	37	95	105	66	31	41	44	36	109	139	219	203	217	245	378
17	韓	-	-	57	34	25	10	9	29	31	1	6	150	-	114	29	48	94	138	141
37	印	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	1	-	4	26	13	14	21	-
世界	<b>『</b> 合計	29,004	22,114	24,840	26,444	21,820	23,189	22,980	24,832	23,325	21,179	15,165	16,231	16,796	19,086	20,963	20,933	24,439	25,370	22,681

(注) 上記SIPRIのデータは1990年価格に変換されているため、この数値をそのまま活用して

【資料源】 SIPRI Yearbook 1992, 1997, 2002, 2007, 2009 (SIPRI)

輸出総額に占める武器輸出比を算出することは不適切

(100万 い、1990年価格)



2008年世界トップ5(米露独仏英) における通常兵器の輸出の推移

→ 米 - - - 露 - - - - - - - 英

【資料源】 SIPRI Yearbook 1992, 1997, 2002, 2007, 2009 (SIPRI)

### 各国の武器(通常兵器)の輸出先別輸出額の推移

																			(10	0万 「ル、1	1990年	価格)
											米											
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	日本	2,533	2,856	2,359	1,991	961	1,152	770	823	1,484	1,238	394	468	394	397	351	275	419	437	553		19,855
2	韓国	891	713	576	485	562	1,601	1,447	744	1,139	1,143	831	288	199	406	789	519	1,266	1,324	1,173		16,096
3	エジプト	424	861	1,003	1,015	1,731	1,657	786	908	523	461	807	779	518	391	478	538	531	545	66		14,022
4	トルコ	860	916	1,671	1,958	1,329	725	612	1,168	1,627	1,137	497	191	470	297	110	302		-	37		13,907
5	サウジアラビア	963	384	876	1,938	897	915	1,410	1,674	1,811	1,166	3	33	83	104	96	143	163	41	25		12,725
6	イスラエル	70	1,208	1,293	723	842	298	59	40	1,351	737	84	108	302	107	835	1,106	1,098	944	510		11,715
7	イギリス	78	905	1,183	1,068	562	644	639	654	674	52	770	1,211	387	457	197	15	137	296	539		10,468
8	ギリシャ	765	342	1,401	397	195	516	99	632	981	3317	287	232	281	1,523	798	67	33	251	12		9,129
9	UAE	6	-	-	92	213	35	154	6	21	10	81	17	16	34	395	1,277	1,015	491	663		4,526
10	オーストラリア	298	93	335	458	261	64	52	27	21	268	206	83	138	216	212	206	374	565	218		4,095
											英											
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	米 国	143	68	149	357	373	333	202	125	163	120	186	157	122	92	160	130	180	253	355		3,668
2	サウジアラビア	673	358	-	171	-	-	225	1,097	658	8	36	-	-	-	-	-	-	-	13		3,239
3	インド	281	299	167	17	17	116	50	108	42	42	-	-	18	-	112	126	-	172	292		1,859
4	カナダ	10	44	53	2	1	25	25	26	-	-	300	367	286	37	240	6	4	-	2		1,427
5	ブラジル	35	45	47	37	47	214	328	304	63	30	-	1	6	-	-	ı	-	19	-		1,175
6	マレーシア	-	5	15	-	277	79	16	16	0	454	-	-	-	16	3	39	103	56	-		1,079
7	イタリア	44	48	42	18	35	193	87	233	23	2	-	-	6	10	17	34	70	85	90		1,037
8	トルコ	-	-	-	-	28	43	56	52	163	148	135	120	128	15	15	15	15	15	15		963
9	チリ	67	-	67	-	3	4	7	-	-	11	17	17	17	152	11	-	124	167	167		831
10	オマーン	11	-	-	10	131	231	134	99	9	-	100	16	15	2	25	25	-	-	-		808
											独											
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	トルコ	259	248	94	233	318	526	469	99	542	207	303	-	-	-	21	566	179	586	390		5,040
2	ギリシャ	71	80	302	314	677	186	239	-	501	101	124	-	6	143	153	94	438	485	304		4,218
3	韓 国	32	18	15	155	145	144	243	142	48	151	162	142	9	15	15	16	9	284	534		2,279
4	オーストラリア	-	-	-	-	-	-	236	-	236	-	-	236	236	236	236	236	238	5	25		1,920
5	南アフリカ	-	-	-	-	-	-	-	18	-	-	-	-	-	-	-	140	500	640	141		1,439
6	インドネシア	2	2	25	234	508	260	198	-	-	2	61	8	32	7	32	7	-	-	-		1,378
7	スペイン	-	24	24	30	15	88	86	3	4	5	12	11	4	8	42	212	136	200	258		1,162
8	スウェーデン	1	1	1	1	215	29	31	131	149	165	139	122	32	14	-	-	3	1	-		1,035
9	イタリア	10	10	12	8	8	35	35	5	5	6	-	-	5	5	5	38	319	323	58		887
10	スイス	223	223	223	47	-	_	_	_	-	_	-	-	-	7	34	29	7	-	10		803

											仏										
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
1	UAE	309	88	-	25	45	109	232	263	263	273	163	156	188	614	845	893	917	412	-	5,79
2	台 湾	1	1	-	-	-	5	670	1,964	1,930	-	-	-	-	-	5	50	-	-	-	4,62
3	サウジアラビア	251	189	83	35	ı	ı	-	5	29	34	24	7	382	36	768	1	4	11	10	1,86
4	ギリシャ	8	8	260	33	33	9	9	10	6	97	2	74	14	49	120	11	65	-	0	1,75
5	シンガポール	56	28	49	55	35	20	30	19	-	14	16	0	-	-		-	8	948	660	1,61
6	パキスタン	0	0	60	5	5	3	60	5	117	328	89	85	42	282	36	20	29	622	253	1,41
7	中 国	54	68	47	43	90	98	104	67	54	85	71	65	63	58	88	90	64	-	72	1,35
8	韓国	4			20	20	20	20	30	128	124	80	80	80	87	80	27	163	74	170	1,31
9	トルコ	1	1	1	25	50	119	118	41	130	183	171	172	193	14	1	-	ı	184	-	1,22
10	ブラジル	52	79	18	5	16	6	7	19	48	81	59	363	14	20	20	-	56	56	55	97

											中											
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	パキスタン	313	283	214	710	364	262	133	101	100	83	64	295	282	256	78	79	99	137	164		4,017
2	イラン	94	102	98	304	269	54	320	52	80	54	59	83	111	84	86	59	73	73	73		2,128
3	ミャンマー	212	164	37	299	93	196	118	197	154	99	3	43	45	44	6	23	ı	ı	ı		1,733
4	タイ	3	109	195	-	258	258	140	ı	-	-	25	-	-	-	ı	11	11	ı	ı		1,010
5	バングラデシュ	95	81	89	7	17	8	5	ı	-	27	9	2	-		6	1	184	54	10		595
6	エジプト	26	26	26	34	26	26	-	-	-	-	-	12	45	59	59	14	-	24	24		401
7	スリランカ	-	101	20		23	10	39	-	17	18	32	14	2		10	17	10	-	75		388
8	北朝鮮	99	140	8	50	3	48	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-		348
9	スーダン	-	46	6	-	ı	-	1	66	-	-	ı	-	14	95	2	14	1	ı	14		258
10	アルジェリア	45	80	-	-	-	5	-	-	-	-	11	12	15	-	-	-	61	-	-		229

											露											
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	中 国	-	-	1,150	1,027	80	498	1,160	632	173	1,489	1,771	3,081	2,581	2,031	2,828	3,232	3,535	1,298	1,109		27,675
2	インド	-	-	635	451	400	731	806	1147	419	808	508	812	1,501	2,199	1,562	786	1,009	1,003	1,488		16,265
3	アルジェリア	-	-	-	-	155	209	51	-	-	83	244	377	96	143	230	86	42	468	1,585		3,769
4	イラン	-	ı	220	564	88	42	284	124	261	263	343	296	95	86	14	14	389	267	14		3,364
5	ヴェネズエラ	-	1	-	-	-	1	24	24	-	1	-	-	-	-	-	-	414	797	733		1,992
6	ヴェトナム	-	ı	-	ı	1	279	164	98	171	142	-	79	124	9	260	266	14	1	237		1,844
7	マレーシア	-	ı	-	•	-	578	-	-	-	14	-	1	50	16	-	-	-	426	427		1,512
8	イエメン	-	ı	-	ı	4	ı	1	ı	-	ı	53	14	524	-	289	235	-	-	-		1,119
9	ハンガリー	-	-	-	930	-	-	39	78	24	35	-	-	-	-	-	-	-	-	-		1,106
10	ギリシャ	-	-	-	-	-	-	-	-	127	385	274	127	46	20	22	60	-	-	-		1,061

(100万<sup>ト</sup>ル、1990年価格)

											印											
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	スリランカ	-		-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-	-	10	21			47
2	ネパール	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0	4	22	4	-	-	-		33
3	モーリシャス	4	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-		15
4	セイシェル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	-		10
5	ギニア・ビサウ	-		-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			4
6	ナミビア		1	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			4
7	ミャンマー	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-		1
8	ブータン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-		0
9	モルジブ	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		0

#### (注)インドの輸出先は、9ヶ国のみ

	韓																					
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	インド	72	108	-	36	-	-	40	40	40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		336
2	インドネシア	-	ı	-	ı	ı	-	-	ı	-	ı	-	-	-	104	ı	2	-	95	97		298
3	トルコ	-	ı	-	ı	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	29	44	44	44	44		205
4	バングラデシュ	-	ı	-	ı	-	-	-	20	-	-	8	120	-	-	-	ı	-	-	-		148
5	フィリピン	-	ı	-	ı	ı	8	22	ı	32	1	-	-	-	-	ı	ı	8	-	1		71
6	ヴェネズエラ	-	ı	-	ı	ı	-	1	ı	-	ı	ı	45	-	-	ı	ı	-	1	-		45
7	オーストラリア	-	ı	-	ı	ı	-	1	ı	-	ı	ı	-	-	-	ı	ı	30	1	-		30
8	マレーシア	-	ı	-	8	13	-	1	ı	-	ı	ı	-	-	-	i	ı	-	1	-		21
9	カザフスタン	-	ı	-	ı	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-			12	-	-		12
10	チリ	-	8	-	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		8

											台											
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	パラグアイ	6	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-		14
2	パナマ	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		5

(注)台湾の輸出先は、2ヶ国のみ

(100万<sup>ド</sup>ル、1990年価格)

	スイス																					
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計	-
1	米 国	30	-	-	-	-	-	-	-	-	1	18	56	70	90	112	153	154	122	98	g	904
2	カナダ	81	149	145	35	1	1	16	16	16	50	56	19	19	12	12	12	12	3	-	6	653
3	中国	-	ı	-	-	ı	ı	-	8	8	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	1	166
4	オマーン	-	1	-	-	1	-	1	-	-	ı	-	-	-			-	ı	39	78	1	117
5	デンマーク	-	-	-	-	-	2	2	3	-	1	6	-	-			7	16	43	27	1	107
6	南アフリカ	3	6	-	7	12	24	24	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		78
7	フィンランド	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	72		72
8	オーストラリア	25	34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		59
9	シンガポール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	65		65
10	サウジアラビア	-	1	10	13	-	3	20	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		53

	スウェーデン																					
順位	輸出先	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合	計
1	オーストラリア	-	-	-	-	-	-	247	-	247	240	-	487	7	251	11	11	11	4	-		1,516
2	ノルウェイ	124	108	120	72	77	5	6	-	34	62	80	30	8			-	-	-	7		733
3	シンガポール	15	15	ı	-	-	180	-	42	ı	8	138	104	-	18	1	-	ı	-	-		520
4	チェコ	-	1	ı	-	1	-	-	-	ı	1	ı	1	ı	-		388	10	15	-		413
5	ハンガリー	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	1	1	1			-	220	165	-		385
6	フィンランド	15	15	29	5	5	5	5	-	8	4	3	3	3	24	61	47	85	57	4		378
7	スイス	1	1	-	-	1	1	-	-	-	1	-	1	13	91	95	60	-	-	-		260
8	デンマーク	5	10	8	8	5	3	5	-	-	6	24	62	-		2	2	38	51	30		259
9	南アフリカ	-	-	ı	-	-	-	-	-	ı	-	ı	-	ı	-	-	-	ı	-	138		138
10	オランダ	-	1	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	-	-	8	37	92		137

【資料源】 SIPRI Arms Transfers Database

(注) SIPRIデータを基に、直轄室が編集して表を作成

### 主要国(米英独仏中露)の武器(通常兵器)の輸出先別輸出品目(2000-2008年)

#### 米 国

輸出先					主要輸出品目(カッコ	内は調達年)		
(輸出額順)	航空機	防空システム	装甲車両	火砲	エンジン	ミサイル	センサー	艦船
1 日 本	【輸送機】Gulfstream-4(U-4)×5 (96-00); King Air(LR-2)×6(99- 04); KC-767 GTTA×2(08)				[Turbofan] F-110 × 88 (00-08) [Turboprop] AE-2100 × 8 (07)	【ATM】BGM-71FTOW-2B×400 (03-04) 【SAM】RIM-66M Standard-2×171 (00, 01, 03, 03, 04, 06, 07, 08); MIM-104 PAC-3×32 (06-07); FIM-92 Stinger (携帯)×125 (06-08) 【AAM】AIM-120B×40 (01-03)	【空中監視レー5*】AN/SPY-1D×2(07-08) 【火力統制レー5*】AN/SPG-62×6(07-08) 【CIWS】Mk-15 Phalanx×42(96-07,00) 【AEWレー5*】AN/APS-145×13(04-08)	【揚陸艇】 LCAC×6 (97-02)
2 韓 国	【偵察機】RH-800XP×8(00-01) 【哨戒機】P-3CUP×4(07-08) 【UAV】Shadow-400×4(01-02)			[MLRS] M-270 MLRS 227mm×29 (02-04) 【艦砲】 Mk-45 127mm×1(08)	[Turbofan] F-404	【精密誘導】JDAM×14(06) 【ATM】BGM-71 TOW×627(01) 【SAM】RIM-116A RAM×154(04-05, 07, 07-08); RIM-66M Standard-2×110(03-05) 【SSM】MGM-140A1 ATACMS×111(04) 【对艦】RGM-84 Harpoon×93(98-04, 03); RGM-84L Harpoon-2×26(07-08); Mk-46Mod-5 NEARTIP(魚雷) ×150(98-05); 【ASM-AAM】AGM-84H SLAM-ER×47(06-08); AGM-65 Maverick×3(03); AGM-142A/Popeye-1×100(02); AIM-120B AMRAAM×100(00); AIM-120C AMRAAM×147 (05-06); AIM-9X Sidewinder×105(06-07)	【空中監視レーダ】 AN/SPS-49×6(98-00, 03-05); AN/SPY-1D×1(08) 【火力統制レーダ】 AN/SPG-62×3(08) 【航空レーダ】 AN/AAQ-13 LANTIRN×20(98-00); AN/AAQ-14 LANTIRN×20(98-00); Tiger Eyes×28(05-08) 【ソナー】 AN/AQS-18×13(03-05); SQS-53×1(08) 【海上監視レーダ】 AN/SPG-67×1(08)	
3 エジプト	【戦闘機等】F-16C×45(99-00, 01-02) 【輸送機】C-130H×3(04) 【ヘリ】AH-64D×35(03-06)	【SAMシステム】 I- HAWK×8 (98-01)	【戦車】 M-60A3 Patton- 2×34(01-02) 【ARV】 M-88A2 HERCULES×66(00-02, 02, 03-04) 【APC等】 M-113×284 (01-02, 03-06); HMMWV Up-Armored ×100(04)	【MLRS】M-270 MLRS 227mm×38 (03-05, 05) 【榴彈砲】M-109A1 155mm(自走)×201 (04-06); M-109A5 155mm(自走)×200 (05-08)	[Turbofan] TFE- 731×100(01-05, 07-08)	[ATM] BGM-71 TOW×2372(98-01) [SAM] MIM-23B HAWK×180(98-01); MIM-72C Charparral×1072(00); RIM-66B Standard-1MR×22 (01); FIM-92 Stinger(携帯)×1200(02-03, 07-08) [对艦] RGM-84 Harpoon×74(00-01, 00-02) [AAM] AIM-9J/P Sidewinder×5000(89-00); AIM-9L/M Sidewinder×414(05-06)	【対砲迫レーダ】 AN/TPQ-36 Firefinder×6(02-06) 【空中監視レーダ】 AN/TPS-59×5(02-03); AN/SPS-48×6(05-06) 【航空レーダ】 AN/APS-145×5(05-08); AN-AQQ-13 LANTIRN×15(01); AN/AAQ-14 LANTIRN×15(01) 【CIWS】 Mk-15 Phalanx×4(04-06)	【掃海艇】 Osprey× 2(07)
4 + \	【ヘリ】S-70B/SH-60B ×8(02); S-70/UH-60L ×50(99-02)	[SAM>Z7L] I-HAWK×8 (02-04)	[APC] Dragon × 140 (02-04)	【艦砲】Mk-45 127mm×2(98-00)	[Turboprop] CT-7 ×18 (02-03) [Gas Turbine] LM- 2500 × 8 (95-00) [Diesel Engine] 6V- 53 × 1000 (91-00)	[ATM] AGM-114K HELLFIRE × 300(00-01, 01-02, 03-04) [SAM] RIM-66B Standard-1MR × 432(98-03); MIM-23B HAWK × 175(05) [対艦] RGM-84 Harpoon × 112(97-01, 98-00, 02); Mk-46Mod-5 NEARTIP(魚雷) × 750(91-05) [ASM·AAM] AGM-154 JSOW × 10(08); AGM-84H SLAM-ER × 10(08); AIM-7P Sparrow × 40(96-00); AIM-9X Sidewinder × 127(08)	【空中監視レーダ】 AN/MPQ-64×13(99-01, 05) 【ソナー】 DE-1160×4(95-00)	[7 <sup>1</sup> / <sub>7</sub> -k] Perry × 5 (99-00, 00,02,03)
5 サウジ アラビア	【ヘリ】 Bell-412×16(02-03)		【戦車】 M-60A3 Patton-2×27(01) 【APC】 M-113A3× 523(03-06)	【榴弾砲】 M-109 A5 155mm(自走) × 48 (02-04)	[Diesel Engine] 6V- 53 × 1867 (91-04, 06-08)	[ATM] BGM-71 TOW × 2389 (01-02, 02-03) [ASM·AAM] AGM-65 Maverick × 105 (02-03); AIM-120C × 514 (03-06, 08); AIM-9L/M Sidewinder × 75 (06); AIM- 9X Sidewinder × 75 (07); AIM-120C AMRAAM × 14 (08)		

輸出先					主要輸出品目(カッコ	内は調達年)		
(輸出額順)	航空機	防空システム	装甲車両	火砲	エンジン	ミサイル	センサー	艦船
6 イスラエル	【輸送機】Boeing-707×101); Gulstream-5 ×3(05-07); King Air ×19(00, 02-03, 03) 【AEW】G-550 AEW ×2(07) 【ヘリ】AH-64D×18(05-06, 06); Bell-209/AH-1F×72 (02-06, 06); S-70/ UH-60L ×24(02)		【APC等】M-113×15 (03); HMMWV Up- Armored×120(03-04)	【追擊砲】M-106(自 走)×54(02)	[Diesel Engine] AVDS-1790 × 1500 (79-03)	【精密誘導】JDAM×4700(02-03, 05-08); Paveway×500 (05-06); GBU-28×100(06); GBU-39 SDB×250(08) [ATM] AGM-114L HELLFIRE×680(05-06, 06); BGM-71F TOW-2B×400(03-04); BGM-71 TOW×2030(03-04) [対艦】RGM-84 Harpoon×16(01-02) [ASM・AAM] AGM-142A/Popeye-1×40(02-03); AIM-120B AMRAAM×106(98-01, 01-02); AIM-120C AMRAAM×48(03-04)	【航空レーダ】 AN/AAQ-13 LANTIRN×30(00-01); AN/AAQ-14 LANTIRN×30(00-01)	
7 イギリス	【輸送機】C-130J×25(98-00, 01-02); C-17A×6(01,08, 08); King Air-350 AGS×4 (08); King Air×7(03-04) 【ヘリ】MH-47E×8(00-01); Bell-412×6(02-03) 【UAV】MQ-9 Reaper×4(07-08, 08)		【APC等】Cougar×352 (02-03, 06-07, 08, 08)		[Diesel Engine] BTA-5.9×1575 (99-08)	【精密誘導】Paveway×250(08) 【ATM】AGM-114K HELLIFIRE×50(08) 【SAM】FIM-92 Stinger×100(04) 【对艦】RGM-84 Harpoon×20(01) 【ASM·AAM】AGM-65 Maverick×240(00-01, 07); AIM-120A AMRAAM×6(00); AIM-120B AMRAAM×150(06) 【SLBM·SLCM】BGM-109 Tomahawk×90(01-02, 03, 07-08); UGM-133A Trident-D5×72(93-04)	【空中監視レーダ】 Watchman×1(03) 【航空レーダ】 AAQ-33 Sniper×8(07) 【AGSレーダ】 AN/APY-8×2(07) 【CIWS】 Mk-15 Phalanx×4(08); Phalanx C-RAM×7(07-08)	
8 ギリシャ	【戦闘機等】A-7E×6(00-01); F-16C Block-50/52×60(03- 04, 04) 【輸送機】C-130H×2(03) 【ヘリ】CH-47D×7(01); AH- 64D×12(07)	【SAMシステム】 Patriot×6 (02-04)	[APC] M-113×174(98- 00, 04-05)	【MLRS】M-270 MLRS 227mm×18 (00) 【迫擊砲】M-106(自 走)×113(00-02)		【ATM】AGM-114K HELLFIRE × 248(00-01) 【SAM】MIM-104 PAC-2 × 200(99-00); VT-1 × 400 (99-01); RIM-66B Standard-1MR × 208(02); FIM-92 Stinger (携帯) × 632(03-04, 05-06) 【SSM】MGM-140A ATACMS × 81(00-01, 01-02) 【ASM-AAM】AGM-65 Maverick × 203(03); AIM-120B AMRAAM × 50(00); AIM-120C AMRAAM × 53(05); AIM-7M Sparrow × 100(02)	【対砲迫レーダ】AN/TPQ-37×6(03-04) 【航空レーダ】AN/APG-78 Longbow×4(07) 【CIWS】 Mk-15 Phalanx×2(04)	【掃海艇】 Osprey× 2(07)
9 UAE	【戦闘機】F-16E×80(04-08) 【輸送機】C-130H-30×2(01- 02); Dash-8×4(07); Cessna-208×8(05-07) 【ヘリ】AH-64D×15(08)	【SAMシステム】 I-HAWK×2 (00)			[Turboshaft] T-55-L×6(06) [Diesel Engine] 6V-53×136(99- 00)	【精密誘導】JDAM×202(06); CBU-97 SFW×50(08); Paveway×1600(00-07) 【ATM】AGM-114K HELLFIRE×49(05); AGM-114L HELLFIRE×240(05) 【SAM】MIM-23B HAWK×100(00) 【対艦】RGM-84 Harpoon×36(05, 06-07) 【ASM・AAM】 AGM-85 Maverick×1163(03-07); AIM-9L/M Sidewinder×267(04-06); AIM-120B AMRAAM×491(04-07) 【対レーダ】AGM-88 HARM×159(06-07)		
10 オーストラリア	【輸送機】C-130J-30×12(99- 00); C-17A Globemaster-3 ×4(06-08); King Air×10 (03-06) 【ヘリ】CH-47D×2(00) 【UAV】Scan Eagle×4(07)		【戦車】 M-1A1×59(06-07) 【ARV】 M-88A2 HERCULES×7(06-07)	【艦砲】Mk-45 127mm ×8(96-06)	[Gas Turbine] LM-2500 × 8 (96- 06) [Diesel Engine] 6V-53 × 150 (02- 05)	【精密誘導】JDAM×100(07-08) 【ATM】FGM-148 Javelin×686(01, 05-07) 【対艦】RGM-84 Harpoon×12(00-01); RPM-84L Harpoon-2×40(04-08); Mk-48 Mod-5(魚雷)×20(07-08) 【ASM·AAM】AGM-142A/Popeye-1×101(01-04, 06-08); AIM-120B AMRAAM×400(01-06)	【空中監視レー9 <sup>*</sup> 】 AN/SPS-49×8(96-06); AN/APG-73×71(02-03); PSTAR-ER×5 (04-06)	

# イギリス

輸出先					主要輸出品目(カッコ内は	調達年)		
(輸出額順)榴	航空機	防空システム	装甲車両	火砲	エンジン	ミサイル	センサー	艦船
1 米 国					【Gas Turbine】 MT-30 ×2(08)		【航空レーダ】 Seaspray×7(07-08)	【輸送船】 Pegasus×1(03)
2 サウジアラヒ <sup>*</sup> ア			【APC】 Tactica×100 (08)	【迫撃砲】 AMS 120mm×73 (00)		【精密誘導】Paveway×100(00)		
3 インド	【戦闘機等】 Harrier GR-1/ AV-8A×2(02)							
4 カナダ	【戦闘機等】 Hawk-100×20 (00-01, 02, 03)			【榴弾砲】UFH/M-777 155mm×12(05-08)	[Turboshaft] RTM- 322 × 45 (01-03)			【潜水艦】Upholder×4(00-04)
5 プ <sup>*</sup> ラシ <sup>*</sup> ル				【榴弾砲】 L-118 105mm×12 (02)				【揚陸艇】 Lancelot×1(07)
6 マレーシア	【ヘリ】 Super Lynx-300×6 (03-04)					【SAM】Rapier-2×250(05-07) 【対艦】Sea Skua×48(07)	【火力統制レータ】 Blindfire×3(06- 07)	
7 イタリア					[Turboshaft] Gem × 120 (90-05)			
8 トルコ		【SAMシステム】 Rapier-2000× 78(97-02)					【空中・海上監視レーダ】 AWS-6 Dolphin×2(98-00); AWS-9 (3D)×2(98-00)	
9 チ リ						[SAM] Sea Wolf×225(03, 07-08)		【7リケート】 Boxer/Type-22×1(03); Duke/Type-23×3(06-08) 【パトロール艇】 Protector×16(99-04)
10 オマーン	【ヘリ】 Super Lynx-300× 16(04-05)		【戦車】Challenger2× 20(00)				【空中監視レーダ】 Martello×2(00- 01)	

# ドイツ

輸出先					主要輸出品目(カッコ内は調達年)			
(輸出額順)	航空機	防空システム	装甲車両	火砲	エンジン	ミサイル	センサー	艦船
1 トルコ			【戦車】 Leopard-2A4×298(06-08)		【Diesel Engine】 MTU-881×245 (04-08)	【対艦】 DM-2A4 Seehecht (魚雷)×40(04-05)	【対砲迫レーダ 】COBRA × 2 (06)	
2 ギリシャ			【戦車】 Leopad-1A5×402(98-00, 03, 06-07); Leopard-2A4×183(05-07) 【ALV】 PzH-2000; ALV×28(03-04) 【ARV】 Bergepanzer-1×4(06) 【ABL】 BrPz-1 Biber×10(06)	【榴弾砲】M-109 A5 155mm (自走)164 (00, 04); PzH-2000 155mm (自走) × 24 (03-04)	[Diesel Engine] MTU-595 × 12 (04-05)	【精密誘導】 DM-702 SMART- 155×1000(03-06) 【SAM】 RIM-116A RAM×100 (04-05)	【空中監視レーダ】BOR-A550×20(02-03) 【火力統制レーダ】 TRS-3220 Pollux ×5(94-00) 【航空レーダ】AN/APG-65×35(03-05)	[FAC] Combattante-2× 2(00)
3 韓 国		【SAMシステム】 Patriot×3(08)			[Diesel Engine] D-2848 × 1700 (85-04); MTU-956 × 12(98-00, 03-05); MTU-81 × 385(99-08); MTU-1163 × 2(08)	【SAM】MIM-104 Patriot×200 (08) 【対艦】SUT(魚雷)×252(93- 01)	[77-] DSQS-21×3(98-00); DSQS- 23×3(00-01)	
4 オーストラリア						【精密誘導】 DM-702 SMART- 155×144(08)		
5 南アフリカ						[ATM] MILAN×100(08)		【潜水艦】 Type-209/1400 MOD×3(05-08) 【掃海艇】 Lindau/Type- 320×4(01)
6 イント・ネシア					[Diesel Engine] TBD-620×12 (00-05); MTU-4000×12(00- 05)			
7 スペイン	【ヘリ】EC-135 /EC635×4 (05-08)	【SAMシステム】 Patriot×1(05)			[Diesel Engine] MTU-183 × 285 (97-02, 03-04, 05-08)	[SAM] MIM-104 PAC-2×60 (05) [ASM] Taurus KEPD-350× 22(07-08)	【空中・海上監視レーダ】 TRS-3D×2(00-01)	
8 スウェーテ <sup>*</sup> ン			[IFV] BMP-1 × 360 (98-01) [ARV] Buffel × 14 (02-03)		【Diesel Engine】 MTU-N-90×10 (06-07)			
9 イタリア								
10 スイス						【精密誘導】 DM-702 SMART -155×1000(03-06)		

# フランス

輸出先				主要輔	輸出品目 (カッコ内は調達:	年)		
(輸出額順)	航空機	防空システム	装甲車両	火砲	エンジン	ミサイル	センサー	艦船
1 UAE	【戦闘機】Mirage-2000-5 Mk-2×62(03-07) 【ヘリ】AS-550C2 Fennec×15(02-05); AS-565 SA Panther×11(99-04, 01-02); AS-350/ AS- 550 Fennec×14(01-02)		【戦車】 Leclerc×390(94-06) 【ARV】 Leclerc DNG×28(97-04) 【偵察AV】 VBL×24(04)			【対艦】 AM-39 Exocet × 30 (03); AS-15TT × 90 (99-00, 01-02) 【ASM-AAM】 Storm Shadow/SCALP × 600 (03-07); MICA × 500 (03-07); R-550 Magic-2 × 500 (03-07)		
2 台 湾							[y+-] ATAS×6 (95-04)	
3 サウジアラビア	[^IJ] AS-532U2 Cougar×12(98-01)		【偵察AV】 VLRA×30(06-07)			【SAM】ASTER-15 SAAM×75(02-04); Mistral(携帯)×200(07- 08) 【対艦】MM-40 Exocet×50(00-05); F-17P×40(02-04)		【フリケート】 F-3000 S×3(02-04)
4 ‡"リシャ	【輸送機】AS-532 Cougar/AS-332×8(03-04, 04) 【UAV】Sperwer×16(04-06, 07-08)	【SAMシステム】 Crotale-NG ×11(99-01)	【偵察AV】VBL×214(99-01, 02, 05-06)			[ATM] MILAN×2770(99-01) [対艦] AM-39 Exocet×50(98-03); MM-40 Exocet×52(04-05, 07) [ASM+AAM] Storm Shadow/SCALP×56(04, 07); MICA×200 (03-04, 06)		
5 シンカ゛ホ゜ール	[~IJ] EC-120 Colibri×5(06)					[ATM] MILAN×671(97-01) [SAM] ASTER-15 SAAM×144(06-08)	【空中監視レーダ】 Master ×2(99-00)	
6 ハ°キスタン	【戦闘機】Mirage-5×40(98-04) 【ヘリ】AS-350/AS-550 Fennec×10(06); SA-316B Alouette-3×8(08)					【対艦】SM-39 Exocet×25(99-06); F-17P(魚雷)×100(99-06)	[77-] ATAS×2 (00-01)	
7 中 国					[Diesel Engine] PC-2.5 × 8 (04, 08)		[y+-] SS-12×25 (93-01)	
8 韓 国	[^U] AS-365/AS-565 Panther × 5 (03-06)	【SAMシステム】 Crotale-NG ×48(99-05)				【SAM】Mistral (携帯) × 1742 (98-00)		
9 FJV3						【ATM】Eryx×3312(98-01) 【対艦】MM-38 Exocet×24(02)	【航空レーダ】Ocean Master×3(07)	[Corvette] D'Arves × 6 (01-02)
10 ว ั <del>ว</del> ิ่ง ำม	【戦闘機】Mirage-2000×12(06-08) 【輸送機】 F-406 Caravan-2×5(99-00) 【ヘリ】 AS-532SC Cougar×9(98-00); AS-532U2 Cougar×8(01)					[AAM] Super-530F × 10 (06-07)		【空母】 Clemenceau×1 (01)

## 中 国

輸出先				主要輸出	出品目(カッ	/コ内は調達年)		
(輸出額順)	航空機	防空システム	装甲車両	火砲	エンシ゛ン	ミサイル	センサー	艦船
1 パキスタン	【戦闘機】F-7MG×57(01-03, 03); A-5C Fantan×6(03)			【榴弾砲】Type-59-130mm ×87(98-00); D-30 22mm ×143(03-04)		【対艦】 C-802/CSS-N-8×20(06)	【空中監視レーダ】 YLC-2×1(03); YLC-6×10 (05-06) 【火力統制レーダ】 Type-347G×2(06)	
2 イラン		【SAMシステム】 Crotale×6(99-04)				【SAM】R-440 Crotale×250 (99-04) 【対艦】C-701/FL-8×40 (01-04)	【空中監視レーダ】 JY-14×6(98-02)	
3 ミャンマー				【艦砲】 Type-76 37mm×5 (98-02)		【対艦】C-801/CSS-N-4/Sardine×24(04-05)	【火力統制レ学】Rice Lamp×5(02-03); Type-344×3(04-05)	
4 タ イ						【対艦】 C-801/CSS-N-4/Sardine×28(00)		【フリケート】 Patani×2 (05-06)
5 バングラデシュ	【戦闘機】F-7A×4(99-00); F-7MG×16(06)	【SAMシステム】 Crotale×1(07)		【榴弾砲】Type-83 122mm ×20(04); D-30 122mm× 54(06-07)		【ATM】Red Arrow-8×114(01) 【SAM】R-440 Crotale×20(07); HN-5A(携帯) ×21(01); QW-2(携帯)×250(07) 【対艦】C-802/CSS-N-8×10(08) 【AAM】PL-7×100(05-07); PL-9×10(06)		
6 エジプト	【戦闘機等】 K-8 Karakorum- 8×20(07-08)							
7 スリランカ	【戦闘機等】F-7MG×6(08); K-8 Karakorum-8×9(01, 05)		[APC] WZ-551×10(02)				【空中監視レーダ】 CEIEC-408C×3(04-06)	【パトロール艇】Type-062 /Shanghai×3(00)
8 北朝鮮								
9 スーダン	【戦闘機】A-5C Fantan×12 (03); K-8 Karakorum-8× 12(05-08)		【戦車】 Type-85-IIM×10 (02-03) 【APC】WZ-51×10(04)			【SAM】FN-6(携帯)×10(06)		
10 アルシ <sup>*</sup> ェリア						【対艦】C-802/CSS-N-8×25(00-02)	【空中監視レーダ】 Type-63×3(88-02) 【火力統制レーダ】 Type-347G×3(00-02)	

# ロシア

輸出先					主要輸出品目(カ	ツコ内は調達年)		
(輸出額順)	航空機	防空システム	装甲車両	火砲	エンジン	ミサイル	センサー	艦船
1 中 国	【戦闘機等】Su-27S/Flanker-B×28(00-02); Su-30MK/Flanker×100 (00-01,02-03, 04) 【ヘリ】Mi-8/Mi17/Hip-H×69(02-03, 06-07)	【SAMシステム】S-300PMU-1/SA- 10D×4(03-04); S-300 PMU -1/ SA-10E×16(06, 07-08) 【モバイルSAMシステム】Tor-M1/ SA- 15×20(03-04) 【海軍SAMシステム】S-300FM/SA-N -20×2(06-07) 【艦艇対空砲】AK-630 30mm×69 (04-08)		【艦砲】AK- 176M 76mm ×5(07-08)	[Turbofan] AL-31FN × 154 (01-05, 05 - 08); RD -33/ RD-93 × 18 (07-08)	[SAM] 9M38/SA-11 Gadfly×150(99-01); 9M338/SA-15 Gauntlet×500 (00); 48N6/SA-10D Grumble×300(02, 06-07); 9M317/SA-17 Grizzly×150(04); 9M311/SA-19 Grison×225(05-06); 48N6E2/SA-10E×597 (06, 07-08)  [对艦] Moskit/SS-N-22×85(00, 05-06); 3M-54 Klub/SS-N-27×120(05-08); Kh-59MK/AS-18×10(08); 53-65K(魚雷)×150(05-06); TEST-71 (魚雷)×150(05-06)  [ASM-AAM] Kh-29/AS-14 Kedge ×100(01-02); Kh-59ME/AS-18 Kazoo ×150(04-06); R-73/AA-11 Archer×3000(96-04); R-77/AA-12Adder×700(02-08)	【空中監視レーダ】 Fregat/Top Plate×8 (04-08) 【火力統制レーダ】 MR-90/ Front Dome×8(04) 【航空レーダ】 Zhuk×100 (01-05); Zmei/Sea Dragon×1(03)	【駆逐艦】 Sovremenny×4 (99-01, 05-06) 【潜水艦】 Type-636E/ Kilo×8(04-06)
2 インド	【戦闘機等】MiG-21PFM/Fishbed -F×11(95-00); Su-30MK/ Flanker×41(02-03, 04, 08) 【ヘリ】Mi-8/Mi17/Hip-H46(00-01, 03-04); Ka-31/Helix×9(03, 03-04)	【艦艇対空砲】AK-630 30mm× 20(98-05)		【榴弾砲】A- 215 Grad-M 122mm×4 (97-06); BM-9A52 Smerch×38 (07-08) 【艦砲】AK- 100 100mm ×3(97-01)	[Diesel Engine] V-46 × 644 (00- 02, 02-07, 04- 08)	【精密誘導】 KAB-500/1500×500(98-02); Krasnopol-M×3000(00-01, 02-03) 【ATM】 9M120 Vikhr/AT-16×1440(02-04); 9M133 Kornet/AT-14×3000 (03-06); 【SAM】 9M38/SA-11 Gadfly×225(97-01); 9M311/SA-19 Grison×650 (02, 03); 9M317/SA-17 Grizzly×125(03); Igla/SA-18 Grouse(携帯)×2250(01-03) 【対艦】Kh-35 Uran/SS-N-25×416(97-04); Kh-31A1/ AS-17×200(00-07); 3M-54 Klub/SS-N-27×175(01-07); PJ-10 Brahmos×35(06-08); 53-65K(魚雷)×63(97-01, 97-03); SET-65E(魚雷)×27(97-03); TEST-71(魚雷)×36(97-00) 【ASM-AAM】Kh-25/AS-10 Karen×500(95-04); Kh-59ME/AS-18 Kazoo×100(01-02); R-73/AA-11 Archer×2150(97-08); R-77/AA-12 Adder×1075(01-08)	【空中監視レーダ】 Cross Dome×4(98-04); Garpun/Plank Shave×7 (97-04) 【空中・海上監視レーダ】 Fregat/Half Plate×3 (97-01) 【火力統制レーダ】 Kite Screech×3(97-01); MR-90/Front Dome×18 (97-01) 【航空レーダ】 Kopyo× 125(01-06)	[7リケート] Talwar/Krivak- 4×3(03-04) 【潜水艦】 Tyoe-877E/ Kilo×2(97-00)
3 アルジェリア	【戦闘機等】 MiG-9/Fulcrum-A×8 (00-01); Su-30MK/Flanker×18 (08); Su-24MK/Fencer-D×25 (01, 01-05) 【ヘリ】 Mi-8/Mi17/Hip-H×42(02-04)	【モハ・イルADシステム】 96K9 Pantsyr- S1×5(08) 【艦艇対空砲】 AK-630 30mm×4 (95-02, 06)	【戦車】T- 90S×180 (07-08) 【IFV】 BMP-2× 160(06-08)	【艦砲】AK- 176M 76mm ×3(00-02)		【ATM】9M133 Kornet/AT-14×1600(06-08); 【SAM】9M311/SA-19 Grison×100(08); 【対艦】Kh-35 Uran/SS-N-25×30(00);TEST-71(魚雷)×24(00-02) 【ASM-AAM】Kh-59/AS-13 Kingbolt×65(08); R-73/AA-11 Archer×175 (08); R-77/AA-12 Adder×125(08);	【空中監視レーダ】 Garpun/Plank Shave × 1 (00) 【空中・海上監視レーダ】 Pozitiv-ME1.2×2(00) 【火力統制レーダ】 MR- 104/Drum Tilt×1(00)	
4 イラン	【戦闘機等】 Su-25/Frogfoot-A×6 (06) 【ヘリ】Mi-8/Mi17/Hip-H×47(00, 00-01, 02-03)	【モハイルSAMシステム】 Tor-M1/SA- 15×29(06-07)			[Diesel Engine] V-46 × 200 (93- 00)	[ATM] 9M114/AT-6 Spiral × 540 (00-03) [SAM] 9M338/SA-15 Gauntlet × 750 (06-07) [AAM] R-60/AA-8 Aphid × 40 (06)		
5 ヴェネズエラ	【戦闘機等】 Su-30MK/Flanker×24(06-08) 【ヘリ】Mi-8/Mi17/Hip-H×38(06,06-07,08); Mi-24P/Mi-35 P/Hind-F×10(06,06,07); Mi-26 /Halo×3(07,07-08)					【精密誘導】 KAB-500/1500×200(07-08) 【対艦】 Kh-31A1/ AS-17×50(08) 【ASM·AAM】 Kh-29/AS-14 Kedge×50(08); Kh-59ME/AS-18 Kazoo×50 (08); R-73/AA-11 Archer×150(06-08); R-27/AA-10 Alamo×100(07- 08)		

輸出先					主要輸出品目(	ウッコ内は調達年)		
(輸出額順)	航空機	防空システム	装甲車両	火砲	エンジン	ミサイル	センサー	艦船
6 ヴェトナム	【戦闘機等】Su-30MK/Flanker× 24(06-08) 【ヘリ】Mi-8/Mi17/Hip-H×4(04)	【SAMシステム】S-300PMU-1/SA- 10D×2(05)				【SAM】48N6/SA-10D Grumble×72(05-06); Igla-1/SA-16 Gimlet(携帯) ×125(01-08); Igla/SA-18 Grouse(携帯)×50(02) 【対艦】Kh-35 Uran/SS-N-25×40(01-05) 【ASM】Kh-29/AS-14 Kedge×20(04)		【/ペトロール艇】 Svetlyak/Type -1041Z×4(02, 08)
7 マレーシア	【戦闘機等】Su-30MK/Flanker× 12(07-08)					【ATM】9M131/AT-13 Saxhorn×100(01-02) 【SAM】 lgla-1/SA-16 Gimlet(携帯)×382(02) 【対艦】Kh-31A1/AS-17×80(07-08) 【AAM】R-27/AA-10 Aramo×100(07-08); R-73/AA-11 Archer×170(07-08); R-77/AA-12 Adder×100(07-08)	【航空機搭載レーダ】 N-019ME Topaz×17 (02-03)	
8 イエ <b>メ</b> ン	【戦闘機等】MiG-29SMT/ Fulcrum-A×22(02, 04-05)		【戦車】T-72B ×39(00-01) 【IFV】 BMP- 2×180(04- 05)			[ASM·AAM] Kh-29/AS-14 Kedge × 50 (04-05); R-27/AA-10 Aramo × 100 (02); R-73/AA-11 Archer × 176 (02-05); R-77/AA-12 Adder × 100 (04-05)		
り 9								
10 ギリシャ		【モハ・イルSAMシステム】 Tor-M1/SA- 15×25(99-00, 00-02)				[ATM] 9M133 Kornet/AT-14×1100 (02-04) [SAM] 9M338/SA-15 Gauntlet×650 (99-00, 00-02)		[ACV] Pormornik/Type -1232.2×3(00, 01, 05)

【資料源】 SIPRI Arms Transfers Database

(注) 上記データを基に、直轄室が編集して表を作成

## 各国の武器(通常兵器)の品目別輸出額の推移

(100万 ェ、1990年価格)

										米										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	5,790	7.762	8,872	5,636	4,637	5,382	4,865	8,758	10,624	8,168	4,466	3,390	2,384	3,241	3,827	3,950	4,304	5,106	4,387	112,414
防空システム	935	1,045	495	770	440	385	541	345	88	119	86	74	55	165	110	198	ı	ı	-	6240
装甲車両	1,062	1,091	1,503	2,911	1,556	1,375	1,591	1,164	487	327	163	176	320	334	467	438	526	722	424	17,177
火砲	156	383	269	143	210	173	147	262	171	80	74	40	54	40	57	92	92	152	34	2,831
エンジン	172	218	237	328	299	269	300	220	283	283	261	253	283	297	249	221	274	239	274	5,198
ミサイル	1,350	1,473	1,461	2,746	1,955	2,080	2,088	1,885	2,285	1,425	1,412	1,194	1,143	880	1,136	1,055	1,352	973	690	29,783
その他	-	-	-	-	56	92	169	125	85	140	108	72	14	56	55	12	13	26	15	1,040
センサー	565	601	504	512	485	592	486	374	509	438	375	421	349	357	416	420	433	503	336	9,271
艦船	378	87	1,075	1,492	2,083	854	665	1,128	816	466	581	187	333	140	331	400	400	194	-	12,410
合 計	10,409	12,660	14,417	14,539	11,722	11,202	10,851	14,260	15,348	11,448	7,526	5808	4,936	5,510	6,648	6,786	7,394	7,914	6,159	196,364

										英										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	1,230	711	414	595	664	538	661	1,568	902	393	528	610	163	155	317	260	310	427	417	12,156
防空システム	15	23	-	38	-	-	-	24	156	156	120	120	199	-	-	28	83	28	-	2,188
装甲車両	66	43	35	30	33	170	160	76	43	40	169	118	132	124	58	13	-	4	13	1,362
火砲	48	36	42	25	53	42	44	8	16	8	29	13	8	-	10	56	115	150	218	982
エンジン	198	157	75	74	68	79	89	105	43	60	57	54	94	89	76	108	50	31	60	1,762
ミサイル	125	155	130	242	101	258	164	187	189	82	112	9	31	50	72	144	175	282	148	2,785
センサー	94	65	137	67	61	90	75	88	41	33	58	31	15	33	23	8	5	5	15	1,176
艦船	85	270	313	342	542	348	469	397	37	542	402	295	275	171	613	303	133	173	204	6,063
合 計	1,861	1,459	1,145	1,412	1,522	1,525	1,662	2,452	1,426	1,313	1,474	1,249	916	621	1,169	919	871	1,098	1,075	28,474

										独										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	163	169	116	528	148	38	85	14	64	44	91	144	20	105	91	8	20	377	539	2,764
防空システム	-	-	-	-	238	134	1	1	1	-	-	18	22	88	111	89	89	-	66	801
装甲車両	455	608	372	408	694	213	123	190	209	267	202	122	103	527	145	237	587	952	1113	7,529
火砲	31	30	70	18	170	97	112	82	82	30	63	31	5	31	106	45	66	73	83	1,195
エンジン	69	70	74	48	48	56	94	88	90	108	117	59	72	63	103	89	59	119	98	1,522
ミサイル	96	103	74	133	222	48	43	71	71	41	51	66	68	198	98	137	38	137	343	2,039
センサー	9	5	31	15	22	18	24	17	20	34	14	24	12	27	79	64	43	45	30	531
艦船	953	1,507	620	425	1,103	843	1,390	417	1,224	1,203	1,065	358	592	658	391	1,208	1,505	1,558	565	17,582
合 計	1,776	2,493	1,357	1,576	2,644	1,447	1,871	878	1,760	1,728	1,603	823	893	1,696	1,048	1,899	2,406	3,260	2,837	33,993

73,723

																		(100万)	ົມ、199	0年価格)
										仏										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	985	380	482	103	87	193	287	1,091	1,758	307	296	312	291	602	905	820	786	1,166	259	11,112
防空システム	94	27	63	183	23	34	23	23	23	123	103	173	103	103	103	43	183	193	193	1,805
装甲車両	63	59	31	49	46	101	232	274	289	270	139	143	141	41	16	15	45	7	-	1,960
火砲	6	59	31	10	5	5	35	31	6	3	11	6	4	7	17	16	9	19	0	281
エンジン	81	58	30	16	13	52	30	28	24	20	17	28	4	6	22	18	27	62	60	593
ミサイル	230	266	141	199	255	187	262	462	611	241	85	28	4	6	22	18	27	62	60	5357
その他	-	-	35	35	-	-	-	41	35	120	123	9	-	-	-	-	-	-	-	398
衛星	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50	-	-	-	50
センサー	90	76	141	188	235	180	177	136	157	172	109	88	38	25	18	18	75	92	84	2,103
艦船	58	30	55		57	72	737	984	449	533	170	390	575	240	695	239	-	600	856	6,738
合 計	1,606	955	1,009	782	719	825	1783	3,069	3,349	1,787	1,052	1,261	1,306	1,287	2,224	1,617	1,541	2,639	1,585	30,397
										中										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	570	548	38	847	149	8	66	171	162	121	45	255	309	390	59	49	276	92	264	4,417
防空システム	54	99	46	18	-	-	-	-	-	11	11	11	11	11	11	1	-	11	-	295
装甲車両	113	106	178	303	305	325	102	54	54	54	9	80	31	39	50	48	50	87	78	2,063
火砲	31	49	129	40	36	26	5	3	26	31	72	15	22	44	33	8	7	15	-	591
エンジン	-	-	-	-	-	-	ı	ı	-	ı	-	-	-	-	-	ı	ı	ı	-	-
ミサイル	55	94	81	76	99	116	95	101	85	56	85	71	68	59	73	94	118	124	87	1,638
センサー	7	25	20	21	-	15	3	8	14	16	16	16	37	16	13	38	51	27	-	340
艦船	101	234	238	112	510	551	492	108	17	-	30	48	78	63	15	11	82	40	-	2,727
合 計	931	1156	729	1417	1099	1040	761	443	357	289	268	496	555	623	253	248	583	396	428	12,071
										露										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	-	-	1,434	1,997	353	1,796	2,119	1,229	837	1,297	2,506	3,722	3,841	3,485	4,309	1,738	2,041	2,436	3,294	38,433
防空システム	-	-	1	110	164	2	105	59	50	360	376	156	81	170	177	192	815	295	501	3,614
装甲車両	-	-	575	830	605	759	676	760	682	415	387	509	511	120	310	360	354	648	464	8,966
火砲	-	-	11	5	40	74	38	16	11	50	52	24	10	5	-	-	15	22	36	408
エンジン	-	-	20	14	16	28	11	11	4	4	6	23	22	39	63	188	118	152	93	812
ミサイル		-	138	217	297	288	464	327	453	915	693	494	940	742	806	974	1670	965	1,232	11,615
センサー	-	-	6	21	16	15	29	64	36	44	22	130	88	103	156	105	69	41	96	1,039
艦船	-	-	535	283	63	566	401	523	-	941	260	767	110	585	533	1929	1105	-	236	8

合 計

2,719

3,477

1,555

3,528

3,842

2,989

2,074

4,027

4,302

5,824

5,602

5,249

6,353

5,485

6,186

4,559 5,953

(100万<sup>1</sup>元、1990年価格)

																		(1007)	μ <b>、</b> 199	リギョニ
										印										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	4	-	1	1	2	2	-	-	-	1	-	2	-	4	15	4	1	1	-	32
防空システム	-	ı	ı	ı	ı	-	1	-	-	ı	ı	1	-	-	-	ı	ı	ı	-	
装甲車両	-	ı	ı	ı	ı	-	-	-	-	ı	ı	ı	-	-	11	ı	ı	ı	-	11
火砲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
エンジン	-	1	ı	1	1	-	-	-	-	ı	1	1	-	-	-	1	1	1	-	
ミサイル	-	1	ı	1	1	-	-	-	-	ı	1	-	-	-	-	1	1	1	-	
センサー	-	-	ı	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		10	10	-	19
艦船	-	-	-	7	-	-	-	-	-	-	16	-	-	-	-	10	4	11	-	47
合 計	4	-	-	7	2	2	-	-	-	-	16	2	-	4	26	13	14	21	-	11′
										韓										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	-	-	-	-	1	-	10	-	32	1	-	-	-	14	-	2	-	5	7	69
(世党シュラニノ																				

										韓										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	-	-	1	1	1	-	10	-	32	-	-	1	-	14	-	2	1	5	7	69
防空システム	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-		-	-	-	-
装甲車両	-	-	1	8	ı	13	-	-	ı	-	-	ı	ı	ı	-	2	ı	-	-	23
火砲	-	8	ı	1	ı	-	-	-	1	-	-	ı	1	ı	29	44	44	44	44	212
エンジン	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-
ミサイル	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
センサー	-	-	1	ı	ı	-	-	-	ı	-	-	ı	ı	ı	-	ı	ı	-	-	-
艦船	72	108		36	-	8	52	60	40	-	8	165	-	90	29	-	50	90	90	869
合 計	72	116	-	44	-	21	62	60	72	-	8	165	-	104	29	48	94	138	141	1,173

										台										
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	6	-	-	-	-	-	2	5	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	19
防空システム	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
装甲車両	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
火砲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
エンジン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ミサイル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
センサー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
艦船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	6	-	-	-	-	-	2	5	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	-	19

(100万<sup>ト</sup>ル、1990年価格)

	スイス																			
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	65	70	31	7	12	34	48	39	18	21	34	68	70	92	164	169	158	132	235	1,465
防空システム	79	109	105	15	-	-	-	8	8	15	15	15	15	15	15	15	15	24	33	500
装甲車両	14	15	21	18	1	3	19	20	18	53	62	26	25	20	24	19	28	38	29	453
火砲	-	-	5	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	16	-	16	21	21	84
エンジン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	105
ミサイル	30	30	30	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
センサー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	30	60	90
艦船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	188	223	191	54	13	37	72	66	43	90	111	109	110	127	219	203	217	245	378	2,696

	スウェーデン																			
輸出品目	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	合 計
航空機	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	-	82	1	1	1	386	221	166	146	1,016
防空システム	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-		1	-	1	1	-	-	-
装甲車両	-	-	-	2	-	-	6	-	34	56	52	2	18	105	154	96	61	100	145	830
火砲	32	7	5	8	10	8	5	-	1	15	10	3	5	3	3	10	3	3	3	130
エンジン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	-	-	1	5	6	7	8	36
ミサイル	146	135	137	64	63	3	4	5	16	22	86	86	8	26	19	27	37	36	17	934
センサー	75	34	30	41	52	31	41	19	18	37	74	81	95	102	108	14	54	39	63	1,006
艦船	-	-	-	-	-	180	275	42	247	240	83	566	-	240	-	-	38	38	-	1,947
合 計	253	177	172	115	126	222	331	66	316	370	306	830	128	477	286	538	420	388	380	6,277

【資料源】 SIPRI Arms Transfers Database

(注) 上記データを基に、直轄室が編集して表を作成

# (3) 世界軍需産業上位売上高企業の変遷(1990~2007)

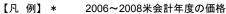
					4	200	7年	<u> </u>						<u>2000年</u>		<u>1995年</u>		<u>1990年</u>	<u>.</u>
	企業名(国籍)	売上高 100万\$	A	Ac	EI	Eng	Mi	事業内容	字 SA/A	Ser	Sh	Sp	Oth	企業名(国籍)	売上高 100万\$	企業名(国籍)	売上高 100万\$	企業名(国籍)	売上高 100万\$
1	Boeing(米)	30,480		0	0		0					0		Lockheed Martin(米)	18,610	Lockheed Martin(米)	13,800	McDonnell Douglas(米)	9,020
2	BAE Systems(英)	29,850	0	0	0		0	0	0		0			Boeing(米)	16,900	McDonnell Douglas(米)	9,620	General Dynamics(米)	8,300
3	Lockheed Martin(米)	29,400		0	0		0					0		BAE Systems(英)	14,400	British Aerospace(英)	6,720	British Aerospace(英)	7,520
4	Northrop Grumman(米)	24,600		0	0		0			0	0	0		Raytheon(米)	10,100	Loral(米)	6,500	Lockheed(米)	7,500
5	General Dynamics(米)	21,520	0		0			0			0			Northrop Grumman(米)	6,660	General Motors(米)	6,250	General Motors(米)	7,380
6	Raytheon(米)	19,540			0		0							General Dynamics(米)	6,520	Hughes electronics (米)	5,950	Hughes electronics(米)	6,700
7	BAE Systems Inc.(米)	14,910	0		0			0	0					EADS(西欧)	5,340	Northrop Grumman(米)	5,700	General Electric(米)	6,450
8	EADS(西欧)	13,100		0	0		0					0		Thales(仏)	5,160	Thomson(仏)	4,630	Raytheon(米)	5,500
9	L-3 Communications(米)	11,240			0					0				Litton(米)	3,950	Thomson CSF(仏)	4,620	Thomson CSF(仏)	5,250
10	Finmeccanica(伊)	9,850	0	0	0		0	0	0					TRW(米)	3,370	Boeing(米)	4,200	Thomson S.A.(仏)	5,250
11	Thales(仏)	9,350			0		0		0					United Technologies(米)	2,880	GEC(英)	4,100	Boeing(米)	5,100
12	United Technologies(米)	8,760		0	0	0								三菱重工(日)	2,850	Raytheon(米)	3,960	Northrop(米)	4,700
13	SAIC(米)	6,250								0				Finmeccanica(伊)	2,440	United Technologies(米)	3,650	Martin Marietta(米)	4,600
14	Computer Science Corp.(米)	5,420								0				Rolls Royce(英)	2,130	Daimler-Benz(独)	3,350	GEC(英)	4,280
15	SAFRAN(仏)	5,230			0									Newport News(米)	2,030	DCN(仏)	3,280	United Technologies(米)	4,100
16	Honeywell(米)	5,020			0									Science Applications (米)	1,950	Daimler-Benz Aerospace(独)	3,250	Rockwell International(米)	4,100
17	KBR(米)	5,000								0				GKN(英)	1,740	Litton(米)	3,030	Daimler-Benz(独)	4,020
18	Rolls Royce(英)	4.580				0								Pratt & Whitney(米)	1,620	General Dynamics(米)	2,930	DCN(仏)	3,830
19	MBDA(西欧)	4,110					0							Computer Science Corp.(米)	1,610	TRW(米)	2,800	DASA(独)	3,720
20	DCNA(仏)	3,860									0			DCN(仏)	1,600	IRI(伊)	2,620	三菱重工(日)	3,040
21	ITT Corp.(米)	3,850			0									General Electric(米)	1,600	Westinghouse Electric(米)	2,600	Litton Industries(米)	3,000
22	Pratt & Whitney(米)	3,580				0								Honey International(米)	1,550	Aerospatiale Groupe(仏)	2,550	TRW(米)	3,000
23	General Electric(米)	3,460			0	0								Rheinmetall(独)	1,460	三菱重工(日)	2,430	Grumman(米)	2,900
24	DRS Technologies(米)	3,230			0									Rheinmetall DeTec(独)	1,460	Rockwell International(米)	2,430	Aerospatiale(仏)	2,860
25	Eurocopter(仏)	2,800		0										Israel Aircraft Industries(イ)	1,350	Finmeccanica(伊)	2,380	IRI(伊)	2,670

【凡例】 A: 砲迫 Ac: 航空機 EI: エレトニクス Eng: エンジン Mi: ミサイル MV: 軍事車両 SA/A: 小火器・弾薬 Ser: サービス Sh: 船舶 Sp: 宇宙 Oth: その他

# 軍需産業

# (4) 各国の国産装備品と輸入装備品の価格比率

			航空機				###	,
		戦闘機	輸送機		ヘリコプタ	(AH)	防空システム	۸
*	国産	F-35* 2.2億 <sup>×</sup> <sub>ν</sub> F-22* 2.3億 <sup>×</sup> <sub>ν</sub> F/A-18E/F* 1.1億 <sup>×</sup> <sub>ν</sub> F-16* 1.0億 <sup>×</sup> <sub>ν</sub> F-15E* 1.3億 <sup>×</sup> <sub>ν</sub>	C-17* C/KC-130J*	2.2億 <sup>ト</sup> ゙ル 1.2億 <sup>ト</sup> ゙ル	AH-64* CH-47*	0.12億 <sup>೯</sup> ル 0.3億 <sup>೯</sup> ル	MEADS (米独伊共同開発)	Ŷ
英	国産	Eurofighter** 0.3億~0.6億 & (英伊西独共同開発) Harrier ?			Lynx AH-9 (英仏共同開発)	?	ファランクス(CIWS)	?
独	国産	Eurofighter** 0.3億~0.6億 & (英伊西独共同開発)			PAH-2 Tiger (独仏共同開発)	?	MEADS (米独伊共同開発)	?
仏	国産	Mirage-2000 ? Mirage-2000-5 ? Super Etendard(艦載) ? Rafale(艦載) ?			PAH-2 Tiger (独仏共同開発)	?	Crotale-NG	?
中	国産	J-11 ? J-10A ?			WZ-9	?		
	輸入	Su-30MKK/Flanker(露) ?						
露	国産	MiG-35 ?	II-76	?	Mi-28 Havoc Mi-24D Hind	? ?	9K37(前線防空SAM) S300(拠点防空SAM)	61.4億円 109億円
印	輸入	Harrier(英) ? Jaguar(英仏) ? Su-30MKI/Flanker(露) ?						
韓	輸入	F-15K(米) ? F-5B/E/F(米) ? KF-16C/D(米) ?			AH-1F/J	?		
台	輸入	Mirage-2000(仏) ?						
瑞西	輸入	F/A-18C(米) ? F-5E/F Tiger II(米) ?						
瑞典	国産	Saab Gripen JAS39 ?						
日	国産		C-1 46	6.9億円			03中SAM	238億円
	輸入	F-15(米:ライセンス生産) ?	C-130(米) 45	3.4億円	AH-64D(米)	125億円		



2006~2008米会計年度の価格 直轄室で単価を計算。BBC報道によると、Eurofighter 232機の 価格が70億&から150億&に高騰

(注) 資料源により、通貨単位が異なる。

【資料源】\* 米国防総省資料 "Program Acquisition Costs By Weapon System: Department of Defense Budget For Fiscal Year" (2002, 2003, 2004, 2005, 2006,

> \*\* (Eurofighter) 英BBCニュース(<a href="http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/1818077.stm">http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/1818077.stm</a>) 上記以外の価格(日本を除く。) 「パンツァー」(2010年1月号)

日本の装備品価格 防衛省HP 政策事業課、空幕作成資料(国有財産台帳)









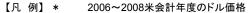








			装甲車両	<u> </u>		, le	T/2
		戦	車	装 甲 〕	車	火	砲
米	国産	M1A1 ABRAMS*	900万㎡,,	STRYKER*	800万 <sup>⊧</sup> ル	M-109	1億~2億円
英	国産	Challenger 2	7億円	MCV-80 Warrior	?	FH-70 (英仏伊共同開発) AS-90(155HSP)	0.4億~3億円 4.5億円
ΧΨ	国産	Leopard 2	4.5億円	1 A2 Marder AIFV	?	PzH-2000	4億~10.7億円
独	輸入					M-109A3G(米)	?
14	国産	Leclerc	6億円			AU-F-1(155HSP) FH-70 (英仏伊共同開発)	? 0.4億~3億円
中	国産	ZTZ99 (Type 99)	?	ZBD-97(Type 97) IFV Type 89 AFV	? ?	Type 88 WAC-21(15 Tyoe 83(152HSP)	55H) ? ?
露	国産	T-90	2億~5.56億円	ВМР	1.6億~2億円	2S19	0.6億円
	国産	Arjun	?				
印	輸入	T-90S**	222万 <sup>ド</sup> ル	BMP-1(露) BMP-2(露)		2S19(152HSP)(露) FH-77B(155H)(瑞典	
韓	国産	KX-2 K1A1	8.5億円 ?	Doosan	?	K-9(155HSP)	2.6億~3億円
	輸入			BMP-	?		
台	国産	CM-11(M48H) 勇虎	?	ピラーニャ3	2億円		
	輸入			CM-25(アイルランド)	?	M-109A2/A5(155HS	P)(米) ?
瑞西	国産	Pz-87 Leo WE (Leopard	2 独自改良) ?				
+IM K2	輸入			CV 9030(瑞典)	?	M-109U(155HSP)(	米) ?
瑞典	国産	Strv-122 (Leopard 2の独	自改良)   ?	Strv 9040(CV9040)	IFV ?	FH-77B (155H)	?
日	国産	TK-X	9.7億円	89装甲戦闘車	7億円		
П	輸入					MLRS(ライセンス生産	全) 64億円



軍事研究(2007年3月号)の記事を参考に直轄で算出。同記事によれば、インド軍輸入のT-90搭載TIカメラに問題が発生して、そのカメラの 価格は2,000万ルピー(44.4万<sup>ト</sup>ル)でT-90の価格の約20%に相当

(注) 資料源により、通貨単位が異なる。

【資料源】\*

米国防総省資料 "Program Acquisition Costs By Weapon System: Department of Defense Budget For Fiscal Year"

\*\*(T-90S輸入) 上記以外の価格 軍事研究(2007年3月号) 「パンツァー」(2010年1月号)

( 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008)









				ミサイル					艦	船	
		陸軍関連		海軍関連		空軍	関連	水上艦艇		潜水艦	
*	国産	JAVELIN ATM*	27万 <sup>۴</sup> ル	TRIDENT II* TOMAHAWK 巡航*	0.5億 <sup>ド</sup> ル 137万 <sup>ド</sup> ル	JDAM*	2.2万 <sup>۴</sup> ル	DDG 1000 駆逐艦* DDG 51 AEGIS 駆逐艦* DDG 45 駆逐艦	12.8億 <sup>ド</sup> ル 8.9億 <sup>ド</sup> ル 1000億円	SSN 774 Virginia 級* SSN 21 Seawolf 級 SSN 688 Los Angeles 級	25億 <sup>೯</sup> ル ? ?
	国産							Type 45 (HMS Daring) 級駆逐	逐艦 ?	S28 Vanguard 級	?
英	輸入	AGM-114L HELLFIRE	?	UGM-133A TRIDENT-D5 BGM-109 TOMAHAWK	?						
V.L	国産	Roland SAM	?					F123 Brandenburg 級フリゲー	-ト ?	214型	?
独	輸入										
仏	国産	Poluphem	?	ASTER	?			Horizon (Orizzonte) 級フリゲー (仏伊共同開発) La Fayette 級フリゲート	-⊦ ? ?	Le Triomphant級	?
	輸入										
_	国産	雄風11型(HQ-9)	?					基隆級駆逐艦	?		
中	輸入									アムール級	?
_	国産							ソヴィレインスイ級駆逐艦(?)	?		
露	輸入										
印	国産	Akash SAM	?								
44	国産							世宗大王級駆逐艦	?		
韓	輸入					JDAM(米)	?				
台	輸入							FFG 1202 Kang Ding 級フリケ (La Fayette 級フリゲートと同型			
瑞西											
瑞典	国産			RBS15 ?				Visby級ステルスコルベット	?		
	国産	中距離多目的誘導弾	8億円					こんごう級護衛艦	1497億円	おやしお級	604億円
日	輸入										



TOMAHAWK (米)



45型駆逐艦(米)



Vanguard 級潜水艦(英)

【凡 例】\* 2006~2008米会計年度のドル価格

【資料源】\* 米国防総省資料 "Program Acquisition Costs By Weapon System: Department of Defense Budget" (2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008)

\* 以外の価格(日本を除く。) 「パンツァー」(2010年1月号) 日本の装備品価格 防衛省HP 政策事業課

1.0 億 デル

国内価格

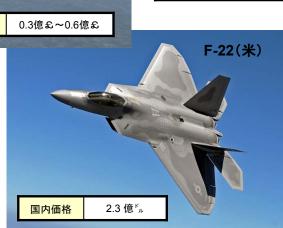
1.1億ドル



SSN 774Virginia 級(米)

25億ドル





レオポルト2A4(独)

国内価格

#### 艦 船

戦 車



国内価格

EGIS(米)

8.9億ドル

国内価格

国内価格 不明 1億9400万円(01年インド) 5億5600万円(06年アルジェリア) T90(露) 輸出価格

2億5000万円(07年インド)

国内価格 不 明 4400万円(95年スペイン) 1億7800万円(97年デンマーク) 輸出価格 5300万円(02年フィンランド) 8900万円(06年チリ)

### ミサイル



# TOMAHAWK(米) 国内価格 137万<sup>F</sup>ル

#### 装 甲 車

#### ピラーニャ3(瑞西)

 国内価格
 不 明

 1億4000万円(97年カナダ)

 1億3800万円(03年ベルギー)

 1億2000万円(07年ブラジル)

 2億0000万円(07年ルーマニア)

PzH-2000(独)

JDAM(米)

国内価格

2.2 万 デル

BMP3(露)

### <u>火 砲</u>

※ ライセンス

国内価格4億5000万円輸出価格10億7100万円(02年イタリア) ※7億3700万円(02年オランダ)

国内価格不 明2億0700万円(87年ポルトガル)輸出価格1億1300万円(99年エジプト)4900万円(05年パキスタン)

【資料源】ドル表示

円表示

M-109(米)

米国防総省資料 "Program Acquisition Costs By Weapon System: Department of Defense Budget"

(2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008) ポンド表示 英BBCニュース (http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/1818077.stm)

「パンツァー」(2010年1月号)

# (1) 各国の軍備体制

### 兵役体制及び総兵力等

			*	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典
ţ	兵役体制	IJ	志願 (1973年~)	志願 (1961年~)	選抜徴兵	志願 (2001年~)	選抜徴兵	徴兵·志願	志願	徵兵(注1)	徴兵	徴兵	選抜徴兵
		期 間	_	-	【志 願】 10-23ヶ月 【徴 兵】 9ヶ月(注2)	1	2年	08年1月以降、 兵役期間を 12ヶ月に移行	_	陸軍 26ヶ月 海軍 30ヶ月 空軍 30ヶ月	20ヶ月	19-20歳 18週 20-30歳 3週×7	陸軍 7-15ヶ月 海軍 7-15ヶ月 空軍 8-12ヶ月
			258万0,875 (0.83%)	37万9,807 (0.62%)	40万7,514 (0.50%)	51万9,393 (0.83%)	440万5,000 (0.39%)	2,144万5,000 (15.16%)	473万1,407 (0.40%)	869万1,500 (18.05%)	196万4,000 (8.53%)	34万5,800 (4.59%)	32万8,600 (3.57%)
			※ 総人口 3億1,166.6万 (2008年)	※ 総人口 6,123.1万 (2008年)	※ 総人口 8,226.4万 (2008年)	※ 総人口 6,203.6万 (2008年)	※ 総人口 13億3,741.1万 (2008年)	※ 総人口 1億4,139.4万 (2008年)	※ 総人口 11億8,141.2万 (2008年)	<ul><li>※ 総人口</li><li>4,815.2万</li><li>(2008年)</li></ul>	<ul><li>※ 総人口</li><li>2,303.7万</li><li>(2008年)</li></ul>	<ul><li>※ 総人口</li><li>754.1万</li><li>(2008年)</li></ul>	<ul><li>※ 総人口</li><li>920.5万</li><li>(2008年)</li></ul>
		陸 軍 (総兵力比)	59万3,327 (22.99%)	9万9,707 (26.25%)	16万794 (32.46%)	13万3,500 (25.70%)	160万 (36.32%)	36万(注3) (1.84%)	110万 (23.25%)	56万 (6.44%)	20万 (10.18%)	統合 3,900 (1.12%)	1万200 (3.10%)
		海 軍 (総兵力比)	34万1,588 (13.24%)	3万8,900 (10.24%)	2万4,328 (5.97%)	4万3,995 (8.47%)	25万5,000 (5.79%)	14万2,000(注) (0.66%)	5万5,000 (1.16%)	6万3,000 (0.72%)	4万5,000 (2.29%)	後兵 1万8,700	7,900 (2.40%)
総兵力	現	空 軍 (総兵力比)	33万6,081 (13.02%)	4万1,920 (11.04%)	6万580 (14.87%)	6万3,600 (12.25%)	25万 (5.68%)	16万(注3) (0.75%)	12万 (2.64%)	6万4,000 (0.774%)	4万5,000 (2.29%)	(5.41%)	5,900 (1.80%)
隊+予備役】		海兵隊 (総兵力比)	18万6,661 (7.23%)	-	_	-	_	-	_	_	_	_	-
	役	戦略軍 (総兵力比)	_	-	-	_	-	8万 (0.37%)	-	_	-	_	_
		指揮支援軍 (総兵力比)	_	-	_	ı	_	25万 (1.17%)	_	_	_	_	_
		沿岸警備隊 (総兵力比)	4万0,500 (1.57%)	I	-	I	_	I	8,000 (0.17%)	-	_	_	_
		準軍隊等 (総兵力比)	_	_	_	25万2,948 (48.7%)	150万 (34.05%)	-	228万8,407 (48.37%)	350万4,500 (40.32%)	1万7,000 (0.87%)	10万5,000 (30.36%)	4万2,600 (12.96%)
		予備役 (総兵力比)	108万2,718 (41.95%)	19万9,280 (52.47%)	16万1,812 (39.71%)	2万5,350 (4.88%)	80万 (18.16%)	2,000万 (93.26%)	115万5,000 (24.41%)	450万 (51.77%)	165万7,000 (84.37%)	21万8,200 (63.10%)	26万2,000 (79.73%)
(コンピ	殊技能 ユータ、 寮、法務	語学、	-	-	_	-	-	ı	-	-	-	-	-

【資料源】 各国の総人口 World Population Prospect; The 2008 Revision

各国の総兵力 The Military Balance 2008

(注1) 韓国では徴兵制が維持されているが、志願兵の割合は段階的に拡大される予定(2008年:38.5%、2010年:50%、2015年:65%。2020年:80%) 【資料源】連合ニュース2006年7月30日)

- (注2) 2011年1月から、6ヶ月に短縮される予定 【資料源】 Der Spiegel HP(2009年10月22日)
- (注3) <u>ロシアの宇宙軍の兵力規模は4万人</u>であり、その数は陸軍・海軍・空軍のなかに含まれているが、細部区分は不明

### 軍人構成 (将校・下士官・兵の比率)

			*		
		将 校	下士官	兵	合 計
陸	軍	_ (14%)	_ (40%)	- (46%)	— (100%)
海	軍	– (13%)	— (40%)	- (47%)	— (100%)
空	軍	— (20%)	_ (43%)	- (37%)	— (100%)
全	体	_ (15%)	— (41%)	- (44%)	_ (100%)

	英 (2009年4月)										
	将 校	下士官	兵	合 計							
陸軍	14,510	22,550	69,400	106,460							
	(13.6%)	(21.2%)	(65.2%)	(100%)							
海 軍	7,410	10,220	20,710	38,340							
海兵隊	(19.3%)	(26.7%)	(54.0%)	(100%)							
空 軍	9,770	10,650	23,150	43,570							
	(22.4%)	(24.4%)	(53.1%)	(100%)							
全 体	31,690	43,410	113,260	(188,370)							
	(16.8%)	(23.0%)	(60.1%)	100%							

			独		
		将 校	下士官	兵	合 計
陸	軍	_ (10%)	_ (47%)	- (43%)	_ (100%)
海	軍	– (15%)	_ (59%)	– (26%)	— (100%)
空	軍	– (12%)	_ (58%)	- (28%)	– (100%)
全	体	_ (11%)	_ (51%)	- (38%)	_ (100%)

			韓		
		将 校	下士官	兵	合 計
陸	軍	— (9%)	_ (11%)	- (80%)	_ (100%)
海	軍	_ (11%)	_ (32%)	_ (57%)	_ (100%)
空	軍	_ (14%)	_ (31%)	_ (55%)	_ (100%)
全	体	- (10%)	_ (15%)	– (75%)	_ (100%)

		仏		
	将 校	下士官	兵	合 計
陸軍	12.4%	35.4%	52.2%	100%
	(16,334)	(46,488)	(68,602)	(131,424)
海軍	12.6%	65.2%	22.2%	100%
	(5,158)	(26,694)	(9,092)	(40,944)
空軍	13.4%	58.3%	28.3%	100%
	(7,540)	(32,773)	(15,914)	(56,227)
軍官	6.7%	79.0%	14.3%	100%
警察隊	(6,795)	(80,029)	(14,525)	(101,349)
その他	54.0%	37.3%	8.7%	100%
	(8,130)	(5,613)	(1,314)	(15,057)
全 体	12.7%	55.5%	31.7%	100%
	(43,957)	(191,597)	(109,447)	(345,001)

中

【2003年における将兵の比率】

1 : 2.2

※ 1997年及び2003年に大規模な人員調整を実施し、

全軍の将校約64万4,000人を削減

※ 1985年における将兵の比率 1 : 2.8

【資料源】新華網(2009年1月6日)

- ※ 下士官と兵の人員割合は、兵に対して下士官が約50% 【資料源】新華網(2007年6月29日)
- ※ 2006年には、将校約17万人(約7万ポスト)が担当してきた職務を下士官へ移行 【資料源】人民網(2007年1月5日)

【資料源】米・独・韓 韓国国防研究院公刊資料「国防革命成功のための人的構造発展方向」

英 英国防省資料 "UK Regular Forces Rank Structure at 1 April 2009"

仏 国防省資料 "Bilan Social 2008"

# (2) 各国の国家動員態勢

### 国家動員制度

		米 国											
根拠法	憲法	第1条第8節(議会の役割) 憲法	5第2条(大統領の役割) 国家緊急事態法(1976	6年9月14日) 合衆国法典第10編10	207 War Mobilization and Reconversion Act 1944								
発 令 権 限	【発令権者】 ・ 動員発令は、動員の	「大統領は、議会制定法によって初めて緊急権限を行使する権限を与えられる」(国家緊急事態法第201条)											
発 令 手続き													
制度及び 動員対象 等	・ 招集後、予	が備役は JRTC (Joint Readines	する脅威等)により、「大統領選抜予備招集」、「ss Training Center)や NTC (National Trainin 国連PKOなどの活動に参加する場合、主として 動員人数の制限 20万人以下 (そのうち、個人即応予備は3万人以内) 100万人以下	g Center) において2~3ヶ月にわたる	即応訓練(ミッション・リハーサル)に参加								
罰則													
規定													
補償													
動 員 解 除 規 定													
	•				【資料源】 United States Army Reserve (USAR) HP								

				ドイツ						
根拠法		義務法(1956年7月25 経歴過程法(1958年3								
発 令 権 限			裁によるワイマール共和制崩壊の経験を踏まえ、緊急事態 司法の統制下に置く(注1)(注2)	法の濫用によって政府の独裁を許すことのないように、政府単独による緊急命令発布を認めておらず、いかなる非常時に						
			態を「外的緊急事態」及び「内的緊急事態」に区分しており、 比。外的緊急事態それぞれの確定要件、発令手続き及び法	なかでも外的緊急事態を、「防衛事態」(第115a条第1項)、「緊迫事態」(第80a条第1項)、「同意事態」(第80条a第1項)、「同盟 も的効果は、下記のとおり						
	類型	確定要件	発令手続き	法的効果						
発 令	連邦領域に対する     武力攻撃     又はその急迫     スはその急迫     はまの急迫     はまの急		の3分の2の同意 (最低でも法定議員数の過半数) ・上記が不可能な場合、合同委員会 (投票数の3分の2、少なく	① 軍隊命令・司令権を連邦国防大臣から連邦総理大臣へ移動 ② ラントが専属的立法権限の分野に関する連邦の競合的立法権限を取得 ③ 公用 徴集に対する補償上の特例措置 ④ 自由剥奪についての決定の特例措置 ⑤ 連邦及びラントの行政・財政制度規律の特例措置 ⑥ 緊急立法 手続き ⑦ 連邦国境警備隊の全連邦領域への出動等、連邦政府の非常権限 ⑧ 連邦・ラント議会の被選期間、連邦大統領・連邦憲法裁判所裁判官等 の在任期間を延長 ⑨ 軍事裁判所の活動羽仁を拡大 ⑩ 民間物件保護及び交通統制のために軍を出動 ⑪ 民間衛生施設・医療施設等における 非軍事的役務へ女性を徴用等						
手続き	緊 迫事 態	明文上の規定なし(防衛事態の前段階)	連邦議会の投票数の3分の2 (注2)	① 緊迫自体確定に伴う防衛関連法規を適用 ② 民間物件保護及び交通規制のために軍を出動 ③ 兵役義務者に非軍事的役務を義務化 ④ 職場放棄の自由を制限						
	同意事態	■ ■ ■ ■ ■ ■ ▼ Fの租宅だ   (石記効果の(1)(2)の場合は投票数の3分の2 それ以外の場合は		① 兵役義務者へ非軍事的役務を義務化 ② 職場法規の自由を制限 ③ その他、緊迫事態への適用が予定される防衛関連法規を部分的に適用						
	同盟事態	同盟条約上の義務 履行のため、 緊迫事態と同様の 措置が必要な場合	国際機関の決定及び連邦政府の同意 (連邦議会の同意は不要。ただし、法定議員数の過半数の要求が ある場合、この措置を終了)	緊迫事態への適用可能な防衛関連法規を適用						
制度及び 動員対象 等	【動員対	象】 ドイツ国籍を有	基本兵役勤務者」及び「予備役軍人」に区分 「し、国防任務に耐え得る能力を有する満18歳以上の全ての・下士官は満60歳に達した後の年末、兵は満45歳に達した	D男子 (兵役忌避法に基づいて兵役忌避を認められた者は、10ヶ月間の民間代替勤務をもって兵役義務に代えることが可能) 後の年末						
罰 則規定										
補償										
動 員解 定		<ul><li>連邦参議院は</li></ul>	は、事態終了の議決を連邦政府に求めることが可能	議決(単純多数決)することが可能(終了は、連邦大統領が公布) 置が連邦議会の要求により廃止されることから(第80条第2項)、連邦議会が単純多数決により「緊迫事態」の終了を決定できる						

- (注1) ドイツ基本法は、連邦政府の緊急命令権を規定していないが、個別的緊急事態法(特に各種確保法)は、 緊急時に必要となる非常措置について極めて包括的な委任法規命令制定の授権を含んでおり、事実上、 政府の法規命令制定により全般的な戦時統制が可能
- (注2)「緊迫事態」(「発令手続き」を参照)確定の発議について基本法は定めていないが、学説上、連邦政府と 連邦議会に発議権を認めている。

#### 【資料源】ドイツ兵役義務法

松浦一夫「ドイツの緊急事態法制ードイツ防衛法制研究(I)ー(緊急事態憲法、有事における民間輸送の安全と軍事輸送の確保に関する法制)」、防衛法学会編『防衛法研究』第24号(2000年)。

	フランス
根拠法	「国防の組織全般に関する1959年1月7日のオルドナンス」(国防体制の最も基本的な法令)
発 令 権 限	首相 (上記オルドナンス第9条)
動対象	「総動員は、すでに準備された防衛手段のすべてを駆使する」(「国防の組織全般に関する1959年1月7日のオルドナンス」 第3条)
罰 則 定	
補償	
動 員 解 除 規 定	

					中		围										
			<b>退拠法</b>	概    要					対象となる	違反行為				処罰	の内容		
			憲法	戒厳法の発布、戦争状態の宣言、動員令の発令				・兵	<b>受登録及び身体検</b>	査を拒否・	逃避した者	i . [	级人民政	存が期限を	を設けて改	善命令を発令	<u> </u>
			国防法	憲法、法律の規定に基づき、全国総動員又は局部動員を	実施		兵役 有する		集公民で徴集を拒 備役要員で軍事訓			. 74				ー 明 す と 元 市 二 兵 役 義 務	,
			兵役法	国家動員令の発布に基づき、戦時の兵力動員を実施	<u> </u>		H 7 -		m 文女員で半事品 の執行を拒否・逃		m 及 U 平 手	を見	を履行、かつ、罰金				
根拠法			仿動員法 防交通法	動員指揮機構の設置(公布未確認、1989年に草案を作成 国防交通部門の統制下に入る対象(国家動員発令時、全	単位・		現役 <i>σ</i>	).単. Y	・ 兵役からの逃避を目的として職責の履行を 拒絶、部隊から逃亡				軍事委員	会の規定に	に基づき、彳	<sub>了</sub> 政処分	
			民防空法	個人所有の輸送手段・設備・操作要員は国防交通部門の新 大衆を動員した防空活動及び宣伝教育の実施	制下)		雇用	古	 隊を逃亡した軍人・ がら雇用	であることを	知って				命令を発令 別的に兵役	義務を履行、	罰金
			送力動員条例 年9月11日)	民間輸送力の組織化・調達	規 定	— 兵役エ 員及び		受工作中に、①収 ③不正を行い不行			图 【犯】	罪を犯した:	者】法に	基づき刑事 行政処分	責任		
								定された兵役工作			1,5,	, ,,,,,,		1,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7,7		-	
発 令 権 限						その	• 個	いう民の兵役履行 役軍人の受け入れ	義務を妨害	!	• 県	· 級人民政	府が改善症	命令を発令	、罰金		
									・ 兵役工作の秩序を乱し、あるいは、兵役 工作要員の職務執行を妨害						規定に基つ を犯した者	き処罰 は、刑事責任	Ė
発令 手続き				<ul><li>冷】→ ②【地方党委・政府に報告】→ ③【党委(党支部):</li><li>【終結前の準備状況点検】→ ⑥【動員命令下達】→ ⑦</li></ul>		(注) 公民でこの行為の改善を拒否した者は、2年間、国家公務員、国有企業の職員・労働者 に採用されず、海外渡航あるいは進学することができない								¥m			
	$\rightarrow$	· 8[ī	<b>式器装備支給</b> 】-	→ ⑨【思想教育】 → ⑩【臨戦訓練の実施】		【女性の徴集】(中華人民共和国兵役法第12条)											
				(注)上級部隊の任務伝達、任		<u></u>	女性の	)倒集』(中:	<b>举人</b> 氏共和国:	<b>モ</b> 佼法弗	12余)						
				概要					日までに満18歳 なかった者は								,۱۰
	ŀ			「概 安 現編成部隊を基礎とし、動員計画に基づき編成を拡充、		<u>軍隊の必要に基づき、前条文の規定に照らして女子公民を徴集し、現役に服させることが</u>											
			現役部隊動員	定員を充足		4	できる。     ◆ 軍隊の必要及び本人の自由意思の原則に基づき、当年12月31日までに18歳に達していない男女公民を徴集し、現役に服させることができる。  【女性の兵士数】										
		武装力動員	予備役動員	【既編成部隊】速やかに現役部隊を改編、又は部隊を拡現役部隊に転換 【未編成部隊】予備役要員を召集して現役部隊に転換、 必要に応じて規定													
		動員	武装警察部隊	①潜入・降着した敵ゲリラ・特殊部隊の攻撃・殲滅、②社	:会				1990	1994	1998	1999	2000	2001	2002	2003	
			動員	秩序の維持、前線の戦闘支援のために動員	- * > 1	女性の		人数	13. 6	13. 6	13. 6	13.6	13. 6	13. 6	13. 6	13. 6	
動員			民兵動員	①地方の防衛、②敵占領地におけるゲリラ戦の展開及 部隊の作戦支援、③戦場における要塞防衛及び敵降着 包囲・殲滅のために動員	-	動員態勢		(万人) 軍に占める (%)	割合 4.48	4. 64	4. 82	5. 48	5. 50	5. 88	5. 99	6. 04	
対 象		国民	工業動員	軍需生産可能な全企業を動員・改編して軍需品生産に 生産能力を高めて需要量を確保	<b>転換、</b>								【資	料源】	Γhe Milit	ary Balanc	ce
		経済	農業動員	戦時の農業構造を改善、必要な食糧・工業原料等を確 前線に人力・機械輸送手段を提供	呆、			€士の職域】 ■答料で確認	されている女性	+ F: 士の)	验+武/+	下記の!	-toll				
		動員	交通輸送動員	国家の交通輸送、郵便通信産業を動員して技術予備部	隊を編成									+ 4= 24++	のお中	ᅲ무	
		科	学技術動員	科学研究部門の専門家・学者・技術者を組織し、戦争に 学技術の研究・開発に投入	必要な科			芸活動団員	看護師)、衛生 、軍楽団員	<b>听</b> 光貝		<ul><li>◆ 大学</li><li>◆ 通信</li><li>◆ 会計</li></ul>	兵(交換	(手)	の叙旨、	<b>听</b> 无貝	
			人民防空	人民大衆を組織して敵の空襲を防備			<b>◆</b> 国		(オリンピック参 値 突 隊	:加要員)		<ul><li>▼ 云前</li><li>◆ 海軍</li><li>◆ 空軍</li></ul>	陸戦隊				
	政治動員			戦争の政治目的を軍隊及び人民に理解させる一方、一 ために動員	致団結の		▼ 海 ◆ 空		以宋冰			▼ 空車 ◆ 武装		遂	<b>【料源】</b>	解放軍報に	まか

			韓	围				
根拠法	* * *	徴発財産整理に関する 非常対処資源管理法( 兵役法(1993年12月3 郷土予備軍設置法(19	月12日) 日)、同施行令(1969年12月29日)、同施行規則(1969年8月4日) 時別措置法(1970年1月1日)、同施行令(1970年2月28日) 1984年8月4日)、同施行令(1084年11月17日) 1日)、同施行令(1994年10月6日)、同施行規則(1995年6月30日) 1日)、同施行令(1970年6月10日)、同施行規則(1975年12月31日) 1日)、同施行令(2002年12月30日 世等の取得及び補償に関する法律(2002年2月4日)、同施行令(2002年12月30日 【資料源】 2009大法典、法制処日		【動員訓練に対する罰則規定】(非常対処資源対処法第6章)  ◆ 秘密保全義務違反を犯した者は、3年以下の懲役もしくは5年以下の資格停止、又は2,000万ウォン以下の罰金に処する。 ◆ 次の各号に該当する者は、1年以下の懲役又は200万ウォン以下の罰金に処する。 ・ 正当な理由がなく、人的・物的資源の提供を行わなかった者 ・ 労務者が訓練に参加する際、参加期間を休務扱いしたり、それを理由に不利益が 生ずる措置を行ったりした雇用者			
発 令 権 限	「国		その任務遂行のために出動が必要であると認められる場合、予備軍隊員に対し、 定された場所への召集に応じるべく動員を命じることができる」 【資料源】 兵務庁H	罰 規 規定	<ul> <li>◆ 次の各号に該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は100万ウォン以下の罰金に処する。</li> <li>・ 人的・物的資源の調査で、調査を拒否、妨害、忌避した者又は申告しなかった者、虚偽の申告をした者</li> <li>・ 重点管理対象資源である人力、物資又は業者が指定する者、指定事実及び任務の根拠である告示書を正当な理由なく受け取りを拒否したり、損傷などの手段でその効力を喪失させた者</li> </ul>			
発令 手続き					・ 訓練通知書を受領又は伝達する義務を有する者が正当な理由なく、その受領を 拒否、又は伝達しなかった時(伝達を遅延する場合も含む。)又は損傷その他の方法			
		動員対象	概要		でその効力を喪失させた者  ◆ 次の各号に該当する者は、6ヶ月以下の懲役又は100万ウォン以下の罰金に処する。			
		兵役動員 (予備役を対象)	【将校・副士官】軍人事法に定められた階級別の定年年齢までの者 【兵】転役後8年になった年の12月31日までの者を召集対象者として管理 (有事では45歳まで召集)		・ 指定業者に対する準備措置命令に違反した者 ・ 非常対処業務担当者の指定命令に違反した者 ・ 備蓄命令に違反した者 【資料源】 2009大法典			
	人員の動員	戦時勤労	<ul> <li>教育召集を終えた補充役(公益勤務要員、産業技能要員、専門研究要員の服務満了者)のうち、兵役動員召集指定から除外された者</li> <li>20歳から40歳までの第2国民役及び召集免除補充役(但し、戦時には45歳召集)</li> </ul>					
		技術人材	・ 戦闘支援や後方支援のための装備品の運用又は整備のため国家技術 資格書を有する者(新技術や情報分野における技術免許取得者を指定)		(非常対処資源管理法第23条) 「政府は、訓練により財産上の損失を負った者に対しては、大統領令が定めるところにより、 正当な補償を行う。」			
動 員	物	産業動員	・ 食品、被服類、油脂類、築城資材等の物資、生産・整備関連企業、マス・ メディア、病院等	補償	【資料源】2009大法典			
対 象	資の	輸送動員	<ul><li>・ 車両、船舶、航空機等の輸送用装備、整備関連企業、輸送及び荷役関連 企業等</li></ul>					
	動員	建設動員	・建物・土地又は建設機械、建設器資材用整備関連企業、建設企業					
		通信動員	・ 一般通信回線(国際・国内回線)、衛星通信回線及び情報通信企業					
				動解規規				
			【資料源】 兵務庁HP、韓国国防白書20	06				

#### 【根 拠】

郷土予備軍設置法施行令第4条の「18歳以上の大韓民国の国籍を有する男女は、予備軍隊員に志願できる」を根拠に女性予備軍が編成されている。 【資料源】 2009大法典

#### 【編成要領】

- ◆ 女性予備軍志願者は、居住地の邑・面・洞又は職場予備軍部隊が管轄する予備軍中隊に編成することを原則とする。
- ◆ 女性予備軍志願者の規模により、分隊又は小隊に編成する。
- ◆ 志願者に転出、退職などの事由が発生した場合は、予備軍隊員としての任務を解かれる。
- ◆ 志願による予備軍の服務年数は2年とし、希望により延長する場合は予備軍指揮官が審査した後、延長することができる。

#### 【活動状況】

女性の 動員態勢 及び 活動状況

	女性予備軍部隊	創設時期	部隊規模	活動状況			
	麟蹄(インジュ)郡庁 職場予備軍中隊女性予備軍小隊	1998年 4月1日	1コ小隊	1999年5月 大韓赤十字社江原(カンウォン)支社で応急救助要員教育を修了 1999年8月 国際エキスポ軍築(グンチュク)嶺丘の花の道造成に参加 ※ 毎年8月に水害復旧支援。12月に福祉施設慰問を実施			
陸	昌原(チャンウォン)市 予備軍機動隊女性予備軍小隊	1996年 5月4日	1コ小隊	2002年8月 金海(キメ)市ハルリム面水害復旧支援 ※ 毎年4月に予備軍の日行事参加。毎月老人福祉病院慰問。その他、予備軍訓練等に自主参加(年3回:上・下半: 郷土防衛作戦計画訓練、ウルチフォーカスレンズ)			
軍	春川(チュンチョン) 南山(ナムサン)面体	2004年 11月23日	65人	・ 前線部隊の初度見学 ・ 救急法を含む特殊武器防護訓練を実施			
	襄陽(ヤンヤン)郡庁予備軍中隊	2005年 3月17日	44人	2005年6月 GOP警戒体験、射撃、遊撃訓練を実施			
	南原(ナムウォン)市機動隊	2005年 5月13日	65人	参謀総長激励行事に参加			
海	白翎(ペンニョン)面隊 女性予備軍小隊	1989年 4月1日	2コ小隊 (地域住民で1コ小隊、 軍事家族で1コ小隊)	毎年9月から10月にかけて、 ・ 民・官・軍安保射撃大会(年1回)に参加 ・ 生活困難者救助活動(独居老人・少年少女に対する支援活動、越冬準備支援等) ・ 敬老の日行事支援 ・ 環境保護活動			
軍	大青(テチョン)面隊女性予備軍小隊	1995年 4月1日	1コ小隊	毎年9月から10月にかけて、			

【資料源】予備軍HP

# 予備役制度

				米    国						
根拠法	1	部分動員(1	予備召集(合衆国法典第10編12304) 合衆国法典第10編12302) 合衆国法典第10編12301(a))							
制 及 勢 寒 ・										
即応性										
		予備役(全)	軍種)は、下記の要領で訓練を実施							
			訓練期間	特						
訓練		週末訓練	原則として毎月1回は、1~2日からなる週末訓練に参加	<ul> <li>週末訓練は、基地内で実施され、実射を伴わない訓練</li> <li>訓練内容は、軍種にかかわらず専門性(軍種・職域を重視した専門性)を高める訓練を実施</li> <li>週末訓練においては、陸軍及び海兵隊は州兵と、海軍は海軍現役兵(沿岸警備隊とは訓練を行わない)と、また、空軍は航空州兵と共同して訓練を実施</li> </ul>						
		総合訓練	1年に1回、約2~3週間からなる 実動訓練(状況により図上演習)に参加	・ 実動訓練では、実射を伴う訓練を実施						

### イギリス

根拠法 1996年予備役法

英国陸軍の予備役制度は、「志願予備」(Volunteer Reserve)及び「正規予備」(Regular Reserve)に区分される。志願予備は、「独立部隊」(Independent Corps)、「特殊技能部隊」(Specialist Units)及び「在学士官候補生訓練隊」(University Officer Training Corps: UOTC)に、また、正規予備は、「陸軍正規予備将校」、「正規予備」、「長期予備」及び「陸軍年金受給者」に細分化される。
1996年予備役法では、新たに「高度即応予備」(Higher Readiness Reserve: HRC)及び「後方支援予備」(Sponsored Reserve: SR)の2タイプの制度を導入

制	度	勢力	動員期間	動員範囲	役割	特色
	予備役	19万9,280				
	独立部隊	定員			・ 車両等の装備品を管理	・ 国防義勇軍の予備役軍の80%が地域の独立部隊に所属
志願予備	特殊技能部隊	足 貝 4万1,200		主に民間から直接国防義勇軍(Territorial Army: TA)に志願した者		・ 軍で直ちに役立つ民間技術を全国から採用し、ナショナル・ センターで訓練を実施
1)HI	在学士官 候補生訓練隊	(注)	1回の招集による 最大継続期間は、 3年、12ヶ月、9ヶ月		・陸軍への理解と関心を向上	・ 大学のクラブの1つとして、軍事訓練やスポーツ活動等を実施
	陸軍正規 予備将校		(例外として、3年が5年に、 12ヶ月が2年に延長され	陸軍、ロイヤル・アイリッシュ連隊及び国防 義勇軍を除隊した者		
正 規 予	正規予備		る場合あり)	退役後6年間の訓練義務を有する陸軍兵士 退役者(男女)又は他のカテゴリーからの自主 的参加者		
備	長期予備			正規予備の義務終了した男性兵士で、この カテゴリーに45歳まで勤務する者		・ 陸軍正規予備将校以外は、下士官・兵によって編成
	陸軍年金受給 者		法律上、60歳まで招集 (実際は、55歳以下)	陸軍年金受給者で元正規予備(男女)		
高度即応予備			最大9ヶ月の連続勤務 (1年毎に更新)		<ul><li>・ 常備予備及び予備役部隊に不足した技術を提供</li><li>・ 代表例として、語学要員、情報要員、広報要員、特別支援要員</li></ul>	・ 志願予備又は各個予備として、いつでも招集に応じる義務を 保有
後方支援予備					・ 戦時の際、軍人としての後方支援を提供	・ 他の予備とは異なる独自の招集権限を保有 (細部不明)

(注) 1998年の戦略防衛見直しによる国防義勇軍の改編後、定員を5万9,000人から4万1,200人に削減

即応性 高度即応予備及び後方支援予備の新設(1996年)によって、予備役の即応性が向上

教 育

制度及び

勢力

訓練

-					
	制 度 名	特			
	独立部隊	・ 報酬金受領のためには、年間27日間の訓練参加が必要 (15日間の野営訓練を含む)			
志願予備	特殊技能部隊	・ 報酬金受領のためには、年間19日間の訓練参加が必要 (15日間の野営訓練を含む)			
מוען ד אנאיטי	在学士官候補生訓練隊	・ 大学での教育と擁立し、春学期と秋学期に夜間訓練を毎週1回の割合で、また、春秋各学期に2ないし3回の週末訓練を実施 ・ 奨励金受領のためには、15回の訓練参加と年間15日間の野営参加が必要			
	陸軍正規予備将校	・ 1983年4月1日以降、将校に任命された者は、現役終了後6年間の訓練参加義務を保有 ・ その他の者は、自主的に訓練に参加			
正規予備	正規予備	・ 法律上は、毎年最大で15日と4回の36時間訓練に参加することが義務。しかし、この義務規定は現在適応されていない。			
	長期予備	E 切る 体 でが 中 ア ケ ひ い 本 に よ 一 別 体 会 も の 辛 攻 ち )			
	陸軍年金受給者	・長期予備及び陸軍年金受給者には、訓練参加の義務なし			

色

#### ドイツ 根拠法 予備役構想2003(2003年9月17日) 予備役の制度は、「増強予備」、「人員予備」、「一般予備」及び「作戦予備」から構成される。将校・下士官・兵を問わず、連邦軍軍人は、現役勤務の終了直後から予備役軍人として動員計画に組み込まれる。 制 度 勢力 動員期間 動員範囲 役 割 特 予備役 16万1,812 予備役軍人の勤務ポストとして軍の機構に組み込まれているポスト ◆ 部隊や機関の平時の即応態勢の確保 増強予備 への指定を受けた者(注) ◆ 防衛時の軍の再構築能力の維持 各種専門家 制度 予備役軍人の勤務ポストとして軍の機構に組み込まれていないが、 ◆ 計画上、欠員が生じた場合の埋め合わせ 将校・下士官は 指定された者 ◆ 部隊・機関の即応態勢や継戦能力の向上 及び 人員予備 満60歳まで ・ 将校、下士官、これらの経歴での候補者 ◆ 防衛時の軍の再構築の維持 ・ 各種専門家(優先的に人員予備に指定) ※ いずれも一時的な要求に応じるため運用 兵は満45歳まで 勢力 一般予備 ・ 平時に指定を受けていない予備役軍人 ◆ 国土防衛のために軍を増強 等 作戦予備 ・ 3年間に最低72日間の防衛召集訓練に参加 (注)「指定」(Beorderung) 「指定」とは、危機や防衛事態時の動員を、文書によって通告されている状態 ・ 指定を受ける予備役軍人の動員時の予定補職は、現役勤務終了前に地区補充事務所との懇談の上で通達される。 ・現役勤務期間の終了時に予備役軍人としての義務や権利を自覚できるように、動員の指定は現役勤務期間中のできるだけ早い時期に実施 ・ 指定期間は、将校が10年、下士官が7年、兵が4年 (指定期間中は、知識や技術の向上に努めなければならない。 即応性 ・ 防衛招集訓練とは、予備役軍人が整斉と動員時に補職に就く能力を養うことを目的 ・ 防衛招集訓練は、訓練期間に応じて、「短期防衛招集訓練」(訓練日数が1日~3日)及び「防衛招集訓練」(訓練日数が4日以上)に区分 また、訓練形態に応じて、「部隊招集訓練」及び「各個防衛招集訓練」に細分化 義務を完了した後は、志願によってさらに兵役勤務に就くことが可能 訓練名 訓練期間 特 色 将校は最高12ヶ月、下士官は最高9ヶ月、兵は最高6ヶ月 防衛招集訓練 ・ 総参加期間は、男女の差はなく実施 (最長3ヶ月継続) 教育 【完全部隊訓練】 ・ 中隊レベル以下の部隊が、指定された予備役軍人と現役の動員補充要員を投入し、運用時の編成を整えて実施する訓練 【指揮所訓練】 ・ 大隊用教育訓練シミュレータSIRAを活用して実施 訓練 部隊防衛招集訓練 訓練日数 1日~3日 【警戒訓練・資器材動員補充訓練】 ・ 警戒システムや動員システムの機能を検証し、その向上を図るために実施する訓練 国防省から指示があった場合にのみ実施される 予備役軍人個々の基礎訓練、応用訓練、促進訓練 充足状態を問わず、部隊、司令部、機関、学校で実施される。

動員時指定を受けている以外の部隊でも実施することが可能 各個防衛招集訓練には、義務によるものと志願によるものがある。

各個防衛招集訓練

訓練日数 4日以上

		フランス													
根拠法					「1999年10月22日のオルドナンス」(法	令第 99-894 号)									
	予付	予備役の制度は、「作戦予備」及び「市民予備」から構成される。フランス軍退役軍人は、退役後最長5年間有事の際招集に応じる義務を保有													
		制度勢力		動員期間	動員範囲	役 割	特 色								
制度		予備役	2万5,350	現役軍人の階級在籍上限 年齢プラス5歳まで (ただし、兵は48歳) (注1)	フランス国籍を有する男女     年齢17歳以上     志願制     微兵での勤務又は国防準備招集日(VDAT)を終了している者     過去に刑法又は軍事裁判法(第384条、第385条、 第388条~第390条)により罰せられたことのない者	<ul><li>・必要に応じ現役部隊を増強</li><li>・国内において部隊の恒常的即応性を確保すべく、現役部隊を補完</li><li>・国民と軍との関係維持に貢献</li></ul>	_								
勢力		定員8,200 作戦予備役 (2008年) (注2) 1年~5年まで更新が可能		1年〜5年まで更新が可能	・ 招集義務を有する退役軍人	<ul> <li>現役部隊に配置(参謀部20%、連隊80%)されるが、将校については2/3が参謀部勤務</li> <li>監視活動、通訳、法務専門官等の後方業務が主体で、国外勤務も可能</li> </ul>	【年間勤務期間】 ・ 5から30日(平均勤務日数は25日) ・ ただし、平和維持活動に参加する場合は 最高120日まで延長が可能								
		市民予備役	-	-	<ul><li>・ 作戦予備役に配置されなかった者で、軍から許可された者</li><li>・ 徴兵終了者で、作戦予備役に配置されなかった者</li><li>・ 作戦予備役として勤務した者で希望する者</li></ul>	<ul><li>予備役制度の地位向上に貢献し、国家と軍との関係を強化</li><li>必要に応じ、作戦予備役を増強</li></ul>	_								
		(注1) 2004年、国防省は予備役兵の定年年齢を40歳から48歳に引き上げ (注2) 2015年までには、10万人を確保することを目標													
即応性															
教育訓練	◆ 西	予備役】 己置前に現役部隊 川練は男女混成	で訓練を受ける												

【資料源】 1999年10月22日付法令第99-894号 フランス国防省資料 2002年

統合衛生部門(SSA)発刊誌 "ACTU SANTE" (2006年3月·4月)

フランス国防省予備役高等評議会資料 2007年

						中国								
根拠法						中華人民共和国兵役法								
	予備役の制度は、「予備役軍官」(将校)及び「士兵予備役」(下士官・兵)から構成される。													
		制 度 勢 力 動員期間				動員範囲		役	割		特	色		
制度		予備役	80万	-		-		-	_					
及 び 勢 カ 等		予備役軍官 (将校)	-	-	・ 軍官 ・ 軍官 ・ 軍官	を除隊して予備役に編入された軍官 予備役に服することが決定されて現役を除隊した士兵 予備役に服することが決定されている高等院校の卒業生 予備役に服することが決定されている専従人民武装幹部及び民兵幹部 予備役に服することが決定されている専従人民武装幹部及び専門技術者		-	_					
		士兵予備役 (下士官·兵)	_	-		登録を行った応集公民で現役に徴集されなかったもの 制限は18歳から35歳までの者		-	-					
即応性														
								_						
		制 度		訓練期間		訓練形式								
教 育		予備役軍官	• 予備役期間	中に3ヶ月から6ヶ月の軍事訓練に	こ参加	-								
訓練		士兵予備役	あるいは現役 士兵予備役及			・ 予備役部隊またはその他の組織の形式で訓練に参加								
	士兵予備役 士兵予備役及び普通民兵は、18歳から22歳 の間の30日ないしは40日の軍事訓練に参加						・ ア 順 区 印 沙 み / こは く ひ 一世 の 4 自戦 の ガン れ  く 国 4 赤 に 一 ジ 加							

		印											
根拠法													
	予付	備役の制度は、「予	備役軍官」(将	校)及び「士兵予備役」(	下士官・兵)から構成される。								
		制 度 名	勢力	動員期間	動員範囲	役 割	特 色						
制 度 及 び		予備役	115万5,000										
勢 力 等		市民防衛隊	50万			・ 特殊武器防護を担任する部隊あり	・ 32州225ヶ所に展開						
		国民市民軍	48万7,821			・ 有事には民間防衛、救難及び消防に従事	・ 国内全州(アルナチャル・プラデシュ州及びケララ州を除く)に配置 ・ 訓練及び平時の武装はなし ・ 大隊×6(アッサム州の茶園警護に特別大隊が編成)						
			•										
即応性													
教 育 訓 練													

予備役の制度は、任務区分に応じて、「動員予備軍」及び「郷土予備軍」に区分される。編成別には、「地域予備軍」及び「職場予備軍」に細分化される。

	制	度	勢力	動員期間	動員範囲	役割	特 色
	予備	役	450万 (注)				
	任務別	動員予備軍	153万				
	1年795万月	郷土予備軍	151万				
	編成別	地域予備軍	238万				
		職場予備軍	66万				

(注) 予備軍兵力の規模は、2020年までに常備兵力の規模と連動して調整

【資料源】韓国国防白書2006

【応召基準時間】(郷土予備軍設置法施行令第10条の2)

即応性

教 育

訓練

勢力等

	郷土防衛動員発令後
動員命令発令地域内及び近隣の区、市、郡にある者	6時間
動員命令発令地域外の陸上地域にある者	24時間
島嶼地域に外出中の者、操業注の漁船乗船者	48時間
DOMESTICAL TO THE PROPERTY OF THE	

※ 有事に常備軍とともに任務を遂行できるよう精強化を図り、 予備軍編入期間をこれまでの8年から5年に短縮する予定

国

【資料源】2009大法典

訓練	対 象	内 容		
動員訓練	動員指定者のうち、 ・ 1~6年目の将校 ・ 1~4年目の兵	2夜3日の訓練		
動員未参加者 訓練	動員未指定者のうち、	将校: 2夜3日の訓練 (海・空軍の将校は、海・空軍部隊に入営して訓練を受ける) 副士官・兵: 通勤により24時間(3日間)の訓練		
郷土防衛 基本訓練	・ 5~6年目の兵	8時間の訓練		
郷土防衛作戦 計画訓練	・ 動員指定5~6年目の兵 ・ 動員未指定の兵 ・ 動員未指定の1~6年目の副士官	上・下半期各6時間、計12時間の訓練 但し、 動員指定5~6年目の副士官・兵は合計6時間の訓練		
召集点検訓練	・ 動員指定の5~6年目の副士官・兵	4時間の訓練		

			動員訓練	動員未参加者 訓練	郷土防衛 基本訓練	郷土防衛作戦 計画訓練	召集点検 訓練	予備	合 計	
新入隊者(将校·兵)								100時間		
1~6年目の将校	動員指定者		2夜3日					72時間	100時間	
	動員	将 校		2夜3日				72時間	100時间	
1~4年目の兵	未指定者	副士官·兵		24時間		12時間		64時間		
5~6年目の兵					8時間	12時間	·	48時間	68時間	
7~	・8年目の者							68時間	00吋(日)	

【資料源】予備軍HP

## <u>徴用制度</u>

	米 国	フランス
根拠法		◆ 「国防の組織全般に関する1959年1月7日のオルドナンス」(国防体制の最も基本的な法令) ◆ 「1959年1月6日のオルドナンス」(徴用に関する規定、徴用に対する補償についても規定) ◆ 「1962年3月26日のデクレ」(「1959年1月6日のオルドナンス」の施行令) ◆ 「1973年12月21日のデクレ」 ◆ 「1976年7月16日のデクレ」
発令 権限		
手続き		
(手順)		
徴用 対象		「国防の組織全般に関する1959年1月7日のオルドナンス」第5条に基づき、政府はいかなる場合でも下記の権限を保有  ◆ 人員、資材、役務を徴発する権限  ◆ エネルギー資源、原料、工業製品及び食料などの必需品を統制し、配給する権限と、そのために資産のある自然人及び法人に、必要不可欠の 服従を強いる権限
罰則		
補償	◆ 軍の非戦闘活動における財産の損失や人の死傷 ◆ 軍の法務局長が規定に基づいて適切と認める場合、 100,000ドルを超えない範囲で支払いに応ずる(10 U.S.C. 2733)	

【資料源】『法律時報』2002年11月号

	韓国
根拠法	→ 徴発法(1963年5月1日)、同施行令(1969年12月29日)、同施行規則(1969年8月4日)  ◆ 徴発財産整理に関する特別措置法(1970年1月1日)、同施行令(1970年2月28日)  【資料源】 2009大法典
<b>発令</b> 権限	<ul> <li>[徴発官](徴発法第3条)</li> <li>◆ 国防部長官</li> <li>◆ 非常戒厳が宣布されている地域では、当該地域を管轄する戒厳司令官</li> <li>◆ 大統領令が定めるところにより、徴発令状を発布し、これを執行することができる権限を有する者</li> <li>[徴発執行者](徴発法第4条)</li> <li>◆ ソウル特別市長、広域市長、道知事、市長、郡守又は警察署長</li> <li>◆ 軍の作戦上やむを得ない場合には、徴発官が現役将校の中から任命</li> <li>【資料源】2009大法典</li> </ul>
手続き (手順)	1 徴発令状の発行 5 徴発物品の状態記録書の作成及び徴発証の交付 2 徴発執行通知書の発給 6 徴発結果の報告 3 徴発目的物品の提出義務 7 原状回復 4 徴発物引受証の交付 8 徴発解除 【資料源】2009大法典
徴用対象	<ul> <li>( ) 食糧及び飲料水</li></ul>
罰則	[罰則] (徴発法第26条~第28条)  ◆ 詐欺その他の不正な手段で同法による保証を受ける者は10年以下の懲役に処する。  ◆ 第1項の未遂者は処罰する。  ◆ 第1項の場合、受けた補償金額の3倍以内の罰金を課すことができる。  ◆ 徴発目的物の提出義務を果たさない者、徴発目的物の調査を拒否する者は、5年以下の懲役又は100万ウォン以下の罰金を処する。  ◆ 徴発目的物の貸与、譲渡又は現状変更等を制限しているにもかかわらず、それに違反した者は3年以下の町営期又は50万ウォンの罰金に処する。  ◆ 前項の未遂犯は処罰する。  【資料源】 2009大法典
補償	<ul> <li>「徴発物に対する補償」(徴発法第19条)</li> <li>         ◆ 消耗品である動産を徴発した場合、正当な対価を被徴発者に補償する。</li> <li>         ◆ 非消耗品である動産及び不動産を徴発した場合、正当な使用料を支払う。</li> <li>         ◆ 被徴発者が原状回復を望まない場合又は滅失その他の理由により原状回復が困難な場合、被徴発者に損失があるときはこれを補償する。ただし、その損失が天変地異、戦争その他の不可抗力の理由の場合はこの限りでない。</li> <li>         ◆ 権利を徴発するときには、使用料を支払う。</li> <li>         ◆ 使用料は使用年度分をその翌年に、補償は徴発が解除された日から2年以内にそれぞれ支払う。ただし、補償金の支払いが遅延する場合、大統領令の定めるところにより、法定利率以上の利率による利息を加算して支払わなければならない。</li> </ul>

### 民間防衛

# (1) 各国における民間防衛の根拠法等

	*	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典
根拠法	大統領包括的 緊急権限 国家緊急事態法 戦争権限法	国家緊急権法 民間防衛法	市民保護再編法(国民保護法)	「国防の組織全 般に関する1959 年1月7日のオル ドナンス」	人民 防空法	戒厳令	民間 防衛法	民間 防衛基本法	民防法	市民 防衛法	<ul> <li>・全体防衛及び緊急事態態勢に関する法律(1992年法令第1403号)</li> <li>・平時の危機管理及び緊急事態態勢のための措置に関する命令(2002年法令第472号)</li> <li>・危機管理庁設置令(2002年法令第518号)</li> </ul>
組織	国土安全保障省 (DHS)	内務省	内務省 連邦国民保護 災害援助庁	内務大臣・ 民間防衛 常任委員会	国務院 中央軍事 委員会	民間防衛問題・ 非常事態・ 自然災害復旧省 (非常事態省) ロシア民間防衛隊	内務省 民間ボラン ティア	行政自治部 長官	国防部	連邦市民 保護庁	危機管理庁 (KBM)
発令権限と 手続き	大統領	国王	議会が政府の 非常措置を統制	首相 協同大臣 アテレ	国家主席	連邦大統領	首相 (大統領)	国務総理	中華民国 総統	連邦内閣 (合議制)	首相

- 米: 衆院憲法調査会「非常事態と憲法(国民保護制を含む) に関する基礎資料(安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会参考資料)(2006年3月)
- 英: 衆院憲法調査会「非常事態と憲法(国民保護制を含む)」に関する基礎資料(安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会参考資料)(2006年3月)、UKWMO広報資料(1999年6月)
- 独: 衆院憲法調査会「非常事態と憲法(国民保護制を含む)」に関する基礎資料(安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会参考資料)(2006年3月)、法律時報(2002年11月)74巻12号 p.20~(小山 剛)
- 仏: 衆院憲法調査会「非常事態と憲法(国民保護制を含む)」に関する基礎資料(安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会参考資料)(2006年3月)、法律時報(2002年11月)74巻12号 p.25~(村田 尚紀)
- 中: 人民日報(1996.11.5掲載)「中華人民共和国人民防空法」(1996年10月29日)(句間内外1996年11月20日)、中華人民共和国憲法(2004年改正版)第80条
- 露: ロシア非常事態省公式HP
- 印: 法律時報(2002年11月)74巻12号 p.36~(稲 正樹)、インドチャンネル「政治、大統領」
- 韓: 衆院憲法調査会「非常事態と憲法(国民保護制を含む)」に関する基礎資料(安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会参考資料)(2006年3月)、法律時報(2002年11月)74巻12号 p.40~(山本勇二)、 危機管理パラマリング「韓国の国民保護の仕組みと運用」(2005年1月9日)
- 台: 軍事新聞通訊社(2009年4月29日)、台湾政府公式HP
- 瑞西: 衆院憲法調査会「非常事態と憲法(国民保護制を含む)」に関する基礎資料(安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会参考資料)(2006年3月)、「憲法と有事法制」(2002年12月)全国憲法研究会編 日本評論社 p.191~(小林 武)、参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 瑞典: 衆院憲法調査会「非常事態と憲法(国民保護制を含む)」に関する基礎資料(安全保障及び国際協力等に関する調査小委員会参考資料)(2006年3月)、外国の立法224(2005年5月) 森山高根(スウェーデンの平時の危機 管理体制)

# (2) 民間防衛に関する訓練及び国民の意識

#### 訓練・罰則規定

#### 米 DHSの全国研修センターでの研修に25万人が受講 英 ・ 2年に1度随時実施(軍も含む) ・ ボランティア救助隊員7万5千名は120時間の基礎訓練コースを履修し6年間登録 独 (企業のフォローあり) ・ 原子力防災訓練の報道はあるが大規模な同種訓練は余り行われていない 仏 統合軍民活動グループによりフォロー 中 2006年広州において大きな空爆を想定した防空訓練が行われたとの報道あり 露 ・ペルミのナイトクラブの火災事故(2009年11月)の教訓から訓練が始まったとの報道あり 印 インド・クシャラート州にて化学関係の防災訓練が行われたとの報道あり ・ 10月1日に年3回の防空訓練が行われるとの報道あり ・ 訓練の規定に違反した場合罰則が存在との報道あり 韓 ・ 16の自治体に訓練施設 ・ 民防衛隊の訓練は年10日50時間の訓練 · 全国民土動員演習(CPX及び防空演習)(萬安演習) 台 ・ 避難命令に違反した者は3から15万NTDの罰金との資料あり ・ 市民防衛法(2004年制定)により、規制・訓練が全国規模で実施されることが明確化、 瑞西 民間防衛隊には年3日から7日の訓練あり 瑞典

#### 各機関・国民の協力度・意識

米	・ DHSを中心にNSA、CIA及びFBIとの協力関係の構築中
英	・ 冷戦以降連携強化等に努力
独	・ 左記原子力防災訓練練にも住民の参加なしとの資料あり
仏	・ 消防と消防団(ボランティア21万人)が中心、軍に所属する消防組織あり
中	・ 柳条溝事件77周年を踏まえ、旧満州各省で防空訓練が行われ意識の高揚が図られたとの 報道あり
露	
印	
韓	・ 自治部長官、市、道知事・市長等と協力関係システムがあり、訓練等も実施される。
台	・ 台湾中部大地震(1999年2月)により、国民の危機管理意識は向上との報道あり ・ 台風8号(2009年8月)の際には、危機管理に問題との報道あり
瑞西	・ 市民防衛法(2004年制定)により、警察・消防・医療・衛生関係機関の協力強化を規定
瑞典	・ KBMが中心となり、地方自治体との連携を強化

- 米: 危機管理パラマリンク「ハリケーン・カトリーナとFEMA」(2005年9月3日)
- 英: UKWMO広報資料(1999年6月)
- 独: 原子力施設等放射能調査関連連絡会議報告書(平成15年2月3日)、参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 仏: 参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 中: 中国ニース通信社(レコード・チャイナ)(2006年9月16日)、中国通信社(2008年9月15日)
- 露: MSNニュース(2009年12月24日)
- 印: AFPニュース(2009年3月22日)
- 韓: YOU TUBE「民間防衛訓練」(2007年10月21日)、危機管理パラマリンク「韓国の国民保護の仕組みと運用」(2005年1月9日)
- 台: 産経ニュース「外信コラム」(2009年8月19日)
- 瑞西: 参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 瑞典: 外国の立法224(2005年5月)森山高根(スウェーデンの平時の危機管理体制)

# (3) 民間防衛態勢整備の実態

### <u>警報の伝達・防空・避難・警備・消火・人命救助等への関連機関の協力体制</u>

米	・ 警報は赤、橙、黄、青、緑の5の色分けで行われる。重要インフラの防護の検討、危機管理センター(EOC)の整備 ・ 大都市圏医療応急チーム(MMRS)による対応
英	<ul> <li>連合王国警報監視機構(UKWMO)が組織され、その航空オペレーションセンターから主要警察署を通じ、18,000カ所の警報所に連絡され、サイレンにより警報がなされる。</li> <li>テレビ・ラジオを通じても警報が発せられる。</li> <li>全国27カ所の地区司令部及び准地区司令部の指導の下、被害復旧等を実施</li> </ul>
独	・ 防衛事態に於いてはBBKが各機関と民間の協力態勢を構築し住民への警報と情報提供を実施
仏	<ul><li>内務省からの情報を受けて各県知事が警報等を発する。</li><li>対応のための総合公共ファイルと言われる手引書がパンフレット化され配布されている</li></ul>
中	
露	
印	
韓	・ 行政自治部長官は民防衛警報を発する。「民防空」「災害」警報訓練もあり。民防衛隊が避難誘導
台	・ 警報の伝達・防空・避難・警備・消火・人命救助等につい前述の各演習で検証
瑞西	・ 警察・消防との連携により民間防衛隊は情報・通信等を支援、緊急の場合はサイレンで警報が発せられる。ビラも配布される。
瑞典	・ 国防省管轄下の救難救援庁が中心となり地方自治対と協力して消火・人命救助などを実施
瑞典	・ 国防省管轄下の救難救援庁が中心となり地方自治対と協力して消火・人命救助などを実施 

- 米: 危機管理パラマリンク「ハリケーン・カトリーナとFEMA」(2005年9月3日)
- 英: UKWMO広報資料(1999年6月)
- 独: 参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 仏: フランスにおける水害調査等報告書(2000-2001)(財)河川環境管理財団(2002年2月)
- 韓: 危機管理パラマリンク「韓国の国民保護の仕組みと運用」(2005年1月9日)
- 台: 軍事新聞通訊社(2009年4月29日)
- 瑞西: 参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 瑞典: 外国の立法224(2005年5月)森山高根(スウェーデンの平時の危機管理体制)

### C4Iシステム、核シェルター、防空壕、避難地域、備蓄、交通統制等の態勢

米	・ 市民防災組織(コミュニティ)で緊急事態対応チーム、警察医療ボランティア及び近隣監視チーム等を編成して活動
英	・シェルターは個人の責任(国民の67%が準備との資料あり) ・危機が迫った場合、各家庭に "Protect and Service" と題する参考資料が3週間以内に配布される。 ・旧核シェルターを利用していた企業オフィスが老朽化のため新しいビルに移転との報道あり
独	<ul><li>・ 歴史的遺構として放置されていた核シェルターが博物館に改装されたとの報道あり</li><li>・ 地下鉄に併設されたシェルターが存在との資料あり</li></ul>
仏	・ 内務省危機管理センター(COGIC)を中心とした連絡システムが構築されており、全国7カ所の防衛管区のオペレーションセンターと連携して 災害等においてはこれらのシステムが稼動
中	・ 上海に20万人収容のシェルターが建設されたとの報道あり
露	・ 国民78%がシェルターを保有しているとの資料あり
印	
韓	・ 空軍のレーダーから中央警報統制所へそこから16カ所の地方警報統制所までリアルタイムで警報を伝達するシステムが存在 ・ サイレンが1,035カ所に設置されており、人口の81%をカバー ・ 非常時退避施設は188カ所(4万7000坪) ・ 民防衛隊628万人が中心となり、避難等を統制
台	
瑞西	・ 核シェルターは国民100%が保有 (95%は新式、残りは旧式) ・ 現在は無用の長物として、ホテルに改装されたとの報道あり ・ 民間防衛隊により、避難救助を実施、医療関係機関は10日分の備蓄を保有しているとの資料あり
瑞典	・ 670万人分の核シェルターが装備されているものの、これらのシェルターがデーターセンターに改装されたとの報道あり

- 米: 危機管理パラマリンク「ハリケーン・カトリーナとFEMA」(2005年9月3日)
- 英: UKWMO広報資料(1999年6月)、NPO法人日本核シェルター協会HP、NBNワールドニュース(2007年6月21日)
- 独: MSNニュース (2008年10月20日)
- 仏: 参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 中: AP通信(2006年7月31日)
- 露: NPO法人日本核シェルター協会ホームページ
- 韓: 参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 瑞西: メールオンライン ワールドニュース(2008年10月20日)、参議院重要事項調査議員団報告(平成16年7月13日)
- 瑞典: MSNニュース (2008年11月28日)

6

# (1) 各国の軍事関連国家行事及び国家補償

### 国家関連の軍事行事













	軍事行事
米 国	独立記念日 (7月4日)
イギリス	女王陛下誕生日 (6月第2土曜日)
ドイツ	未実施
フランス	革命記念日 (7月14日)
中国	建国記念日(注1) (10月1日)
ロシア	大祖国戦争戦勝記念日 (対独戦勝記念日) (5月9日)
	祖国防衛者の日 (2月23日)
インド	共和国記念日 (1月26日)
韓国	国軍の日(注2) (10月1日)
界	顕忠日(注3) (6月6日)
台湾	双十節 (辛亥革命記念日) (07年10月10日)
スイス	独立記念日 (8月1日)
スウェーデン	国家祭 (6月)

- (注1) 2009年10月には、10年ぶりに軍事パレードを実施
- (注2) 5年に1回、軍事パレードを実施(次回は2013年)
- (注3) 朝鮮戦争の戦没者、殉教者、国家有功者等を追悼するための行事

# 退役・傷痍軍人及び軍人家族に対する国家補償

	担当行政機関	退役軍事に対する補償	傷痍軍人に対する補償 (軍人が障害を負った場合)	軍人家族に対する補償 (軍人が死亡した場合)
*	復員軍人省 (注)			
英				
独	帰還兵財団(連邦内務省)		【事故障害年金】 ・ 勤務中(公務上の旅行、通勤等を含む)の事故によって勤務不能となり、退職を余儀なくされた場合に支給。ただし、勤務年数が年金受給資格の5年に満たない場合、生計維持手当が支給・支給額は、通常の年金の20%増の額【就職援護】(軍事扶助法第39条)・勤務中の事故により、45歳に達する前に退職を余儀なくされた場合、任期制軍人への就職援護と同様に、専門職訓練や一般社会での職業訓練を受ける権利を保有	職業軍人が死亡した場合、遺族(配偶者・子女等)は下記の扶助を受けられる。 【死亡した月の給料】 ・ 死亡した月の給与が軍人の遺産として支給 ・ 任期制軍人や兵役勤務者についても同様に支給 【死亡一時金】 ・ 給与の2倍の額を支給。任期制軍人についても同様 ・ 両親と同居し、その家計を担っていた任期制軍人・兵役勤務者については、その両親に対して 2,557€を支給 【葬儀費用】 ・ 死亡した軍人が年金受給資格を満たしている場合、1,483€ (場合により 743€)を支給 ・ 年金受給資格を有していない場合、1,483€を上限に支給 【配偶者年金及び生計維持手当】 ・ 配偶者に対して死亡した軍人が死亡日をもって退職した場合に受領するはずだった年金額の60%を支給。ただし、配偶者が死亡した軍人より20歳以上若く、かつ、子供がいない場合、年金受領期間20年経過後、年金支給額を5%減額 ・ 死亡した軍人の配偶者が配偶者年金の支給資格を欠いている場合(婚姻関係が3ヶ月に満たない場合等)、又は配偶者が生前死亡した軍人と離別して生計能力のない場合、配偶者年金に準ずる額の生計維持手当を支給・配偶者が再婚した場合、これらの年金及び手当の支給を停止 【再婚時の祝い金】 ・ 配偶者年金を受領する配偶者が再婚する場合、祝い金を支給 ・ 祝い金は、再婚する月に支給され、配偶者年金額、又は生計維持手当の24倍 【遺児年金】 ・ 額は、死亡した軍人が死亡日をもって退職した場合に受領するはずだった年金額の12%。ただし、その軍人の死亡により、完全に両親を亡くし孤児となった遺児には上記の年金額の20%を支給  軍人が行方不明の場合、国防相がその生存を確認する月まで、それまでどおりの給与及び手当を支給

			佐住宝 1 1 サナス 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	宝し完体にサナス技機
	担当行政機関	退役軍事に対する補償	傷痍軍人に対する補償 (軍人が障害を負った場合)	軍人家族に対する補償 (軍人が死亡した場合)
14	退役軍人• 戦災者庁	【予備役】 ・ 軍人として連続して1ヶ月以上予備役として活動した場合、軍事恩給に予備役としての恩給を加算 ・ 公務員として連続して予備役として活動した場合、公務員年金に予備役としての恩給を加算 ・ 民間会社員の場合、15年間予備役として活動すれば軍事恩給を支給		
中				
露				
印	退役軍人部 Department of Ex- Serviceman Welfare (国防省内)			
韓	国家報勲処 (注)		<ul> <li>軍役中に殉職した将兵に対する補償は、民間の災害補償の60%</li> <li>軍義務服務中に殉職した兵士の死亡補償金は、2008年現在で3,656万ウォン</li> <li>服務中に負った疾病又は心身障害により、転役(予備軍への転入)以降も治療の継続が必要な場合、本人が望めば服務満了日から6ヶ月まで転役を保留し、軍病院を受けられる。</li> <li>軍病院で治療を受けられない場合、民間病院での委託診療も可能・長期服務除隊軍人に対する診療対象も、従来の20年から10年以上服務した軍人へとその対象を拡大</li> </ul>	
台				
瑞西				
瑞典				

#### (注) 国家報勲処の任務

- ① 独立有功者、国家有功者やその遺族に対する礼遇、報償
- ② 参戦有功者や5.18民主(光州民主化運動)有功者に対する礼遇
- ③ 除隊軍人に対する支援
- ④ 枯葉剤被害者に対する支援、調査、研究
- ⑤ 国民の愛国心の高揚
- ⑥ その他法令に定める報勲に関する事項
- 【資料源】国家報勲処HP

【資料源】 印 Ministry of Defence Annual Report 20080-09 韓 韓国国防白書2008

### 叙 勲

### 米 国

### 【議会名誉黄金勲章】



米議会が国内外の文民 に授与する最高位勲章

### 【大統領自由勲章】



文民(退役軍人を含む)への 最高位の勲章の一つ。議会 名誉黄金勲章と同格。 1945年にトルーマン大統領 により制定

### 【名誉勲章】



連邦議会の議決を経て授与される、 軍人に対する最高位の勲章

### 【殊勲十字章】



(左から陸軍、海軍・海兵隊、空軍用)

陸軍軍人の軍功に対して与えられる勲章。 名誉勲章の次位。海軍および海兵隊は海軍 十字章、空軍は空軍十字章と呼称。総じて、 殊勲十字章と呼称されているのは、陸軍が 最も古くからある軍隊であるため。

### 【殊 勲 章】



陸海空軍、沿岸警備隊及び 各省庁が、「国に対する軍事 上の重責ある顕著な功績」を 挙げた軍人又は文民職員に 授与

### 【勲 功 章】



格別な功績を挙げた軍人に授与。チーフコマンダー、コマンダー、オフィサー、レジオネールの4等級があるが、米軍人に対しては階級に関係無くレジオネールが授与され、上位3等級は外国軍高官に授与

## 【銀 星 章】



軍人として、「戦闘において勇敢 な行為をした」 者に授与

### 【青銅星章】



軍人として、「作戦において 英雄的、且つ名誉ある奉仕 を行ない、成果を挙げた」者 に授与

### 【推 奨 章】



軍人として、「敵軍との直接接触下に おいて勇敢な行動を取った」者に授 点

### 【名誉戦傷章】



戦傷軍人に授与。ジョージ・ ワシントンが独立戦争の際に制 定した、最も古くからある勲章

### 【捕 虜 章】



捕虜となり無事帰還した軍人 に授与。1986年に創設。 第一次世界大戦以降の捕虜 経験者に対して遡及して授与

### 【善行章】



(左から陸軍、空軍、海軍、海兵隊、沿岸警備隊用)

「献身的奉仕を行ない顕著な自発性を見せた者」、つまり志願兵 や3年間規律違反を犯さずに勤めた軍人に授与(戦死した軍人に は無条件で追贈)

#### 【ガーター勲章】



イングランドの勲章であると共に、 連合王国で最高位の勲章。大綬 の色からブルーリボンとも呼称

### 【シッスル勲章(アザミ勲章)】



スコットランドの勲章であり、 連合王国に於いてはガー ター勲章に次ぐ勲章。大綬 の色からグリーンリボンと も呼称

### 【バス勲章】



文民用と軍人用に分けら れ、デザイン異なる勲章。 綬の色からレッドリボンと も呼ばれている。軍人用 は高級将校、文民用は高 級官僚が主な授与対象で あり、重要な役職を務めた 功績に対して授与

#### 【メリット勲章】

# 【聖マイケル・聖ジョージ勲章】



1902年にエドワード7世がプ ロイセンのプール・ル・メリット 勲章に倣って制定された勲章。 文民部門と軍人部門があり、 文民部門は日本の文化勲章 に相当。軍人に授与されるこ とは少ない。



1818年にジョージ4世によっ て制定された勲章。自国と 英国に駐在する他国の外 交官及び英連邦諸国の行 政官が主な対象

### 【ロイヤル・ヴィクトリア剄飾】 【ロイヤル・ヴィクトリア勲章】





1869年にヴィクトリア女王に よって制定された勲章。5等級 があり、君主個人への貢献が 授与基準である。

### 【大英帝国勲章】



現在最も多く授与され る勲章である。外国人 への叙勲は、イギリス に対して貢献があった 者に対して外務大臣の 推薦により授与

### 【コンパニオンズ・オフ・オーナー勲章】



授与対象等の性格がメリット勲 章と似ており、メリット勲章の下 に位置する勲章とされている。 メリット勲章受章者の多くはそ れ以前にこの勲章を受章

### 【ヴィクトリア十字章】

ロイヤル・ヴィクトリア勲章

の等級外の別格な勲章と

して1902年、エドワード7世

により制定。ロイヤル・ヴィ

クトリア勲章の上位とされ

ているため、受章者は主

に王族



敵前において勇気を示し た兵士にのみ授与

### 【殊勲十字章】



イギリス及びイギリス連 邦諸国の将校あるいは は戦時に海軍へ徴用さ れた商船の士官へ授与 される動章

### 【ジョージ・クロス】



イギリス国内が空襲に見舞わ れ、一般市民もその危険に晒 されていた第2次世界大戦中 の1940年に、"銃後の守り"に 於ける"勇敢な行為"を讃える ために制定

### 【ジョージ・メダル】



ジョージ・クロスの下位に位置する 章で、授与基準がジョージ・クロス ほど厳しくなく、広く授与

### 【連邦共和国功労勲章】



第2次世界大戦後勲章制度は進駐軍 に禁止されていたが、凍結が解除され たのを受けて1951年臨時政府により 制定された勲章

### 【連邦軍勇敢十字勲章】 【連邦軍金十字勲章】



連邦軍勇敢十字勲章は、極めて 勇敢な行為に対して授与



20年以上の勤務期間を経た後、 忠実な職務遂行と平均以上の 業績に対して授与

### 【連邦軍銀十字勲章】



10年以上の勤務期間を経た後、 忠実な職務遂行と平均以上の 業績に対して授与

### 【連邦軍銅十字勲章】



5年以上の勤務期間を経た後、 忠実な職務遂行と平均以上の 業績に対して授与

### 【連邦軍顕彰メダル】



7か月以上の勤務期間を経た後、 忠実な職務遂行と平均以上の 業績に対して授与

### 【連邦軍国外勤務メダル】



ドイツ領土外における人道援助、平和維持又は平和創設活動への出動 した軍人、又は同活動への特別に運用された文官に対し授与

### フランス

### 【レジオンドヌール】





1802年にナポレオン・ボナパルトにより制定され、 今日もなおフランスの権威ある国家勲章。 世界的にも非常に有名で価値あるものとして 高く評価

### 【国家功労勲章】



レジオンドヌール同様、大統領の決定によりフランス政府 ら叙せられる勲章。シャルル・ドゴールがそれまで多数あった 省レベルの勲章を統廃合して1963年に新設

> 【資料源】 Deutscher Bundeswehr Kalender 2005 ドイツ連邦軍広報資料「連邦軍栄誉章の設置に関する指示の改正に関する指示

ドイツ連邦軍広報資料「Die Ehrenzeichen der Bundeswehr」

ドイツ連邦軍HP20081010)

### ロシア



### ロシア連邦名誉称号

### 【連邦英雄】



国家に対して勇敢な行動を 示す、あるいはただならぬ 功績を残した者に授与

### 【連邦宇宙飛行士】



ロシア宇宙プログラムに よって教育された宇宙 飛行士に対して授与

### 【連邦飛行士】



航空技術の発展への寄与、 飛行に関する教育訓練での 高い功績、永年にわたる飛行 無事故記録を達成した軍人に 授与

### 【連邦航法士】



飛行技術の発展への寄与、 航法士として永年にわたり 無事故記録に貢献した軍人 に授与

### ロシア連邦国家勲章

### 【セント・アンドリュー勲章】



ロシア隆盛のためたぐいまれな 功績を残した文民・軍人に授与

### 【セント・ジョージ勲章】



ロシアのために輝かしい 功績を残した軍人に対して のみ授与

### 【祖国奉仕勲章】



ロシアの発展のため労働、 平和、外交等の分野で功績 を残した文民・軍人にて授与

### 【ジューコフ勲章】



祖国防衛戦争において 際だった功績のある退役 軍人に対して授与

### 【勇敢勲章】



大災害発生時における秩序維持、 災害時の人命救助・救難、軍務 において功績のある文民・軍人に 対して授与

### 【軍事殊勲賞】



軍務精励において勇敢かつ 際だった功績のあった軍人 に対して授与

### 【海事殊勲賞】



海事調査・ロシア軍の支援 などを行い際だった功績の あった文民に対して授与

### 【名誉勲章】



産業、科学、社会、文化、教育等の分野において特に功績のあった文民に対して授与



### ロシア国防省制定・授与勲章(抜粋)

### 【戦闘殊勲賞】



戦闘において勇敢な行動を示す、 あるいは際だった功績を残した軍 人に授与

### 【軍事勇敢賞】



平時における訓練、演習、その 他の軍務に精励した軍人に対 して授与

### 【国防強化勲章】



軍務に密接に連携し、国防強 化に寄与した文官・軍人に対し て授与

### 【不発弾処理勲章】



人道支援、コアリション、友好国 との作戦などにおける不発他薦 処理、地雷処理を行った軍人に 授与

### 【原子力安全勲章】



原子力の発展や安全に 貢献した文官、軍人(退役 軍人を含む)に授与

### 【教育優秀勲賞】



高度な軍事教育機関等 において卓越した優秀 な成績を残した軍人に 授与

### 【国防200周年勲賞】



25年以上軍務に精励した軍人に授与

### 【軍務殊勲賞】



20年以上軍務に精励した軍人に授与

### 【バハラット ラトナ勲章】



芸術、文学及び科学振 興を含む国家に貢献し た市民に与えられる最 高位の勲章

インドにおける第二位の勲章

インド大統領により授与される

政府に対する貢献をはじめ全て

の分野で活躍した市民に与えら

【バドゥマ ビブサン勲章】 【バドゥマ ブッシャン勲章】



インドにおける第三位の勲 章 インド大統領により授与 される全ての分野で活躍し た市民・軍人に与えられる 勲章

【バドゥマ シャリ勲章】 【バラム ヴィール チャクラ勲章】



インド政府より授与される主 として芸術、教育、産業、文 学、科学、スポーツ及び社会 貢献の分野で活躍した市民 に与えられる勲章



勇敢な行動又は自己の危 険を顧みず行動した軍人に 対してインド政府より授与さ れる最高位の軍勲章

### 【マハ ヴィール チャクラ勲章】【ヴィール チャクラ勲章】



勇敢な行動又は自己 の危険を顧みず行動 した軍人に対してイン ド政府より授与される 第二位の軍勲章



れる勲章

勇敢な行動又は自己の 危険を顧みず行動した 軍人に対してインド政府 より授与される第三位 の軍勲章

### 【シャウルヤ チャクラ勲章】



戦闘以外における勇敢な行動 又は自己の危険を顧みず行動 した軍人に対してインド政府よ り授与される軍勲章(1967年イ ンド政府が創製)

#### 【シーナ勲章】



陸軍に所属する全ての 階級にある軍人の勇敢 な行動又は自己の危険 を顧みず行動した軍人 に対してインド政府より 授与される軍勲章

### 【ナオ シーナ勲章】



海軍に所属する全ての 階級にある軍人の勇敢 な行動又は自己の危険 を顧みず行動した軍人 に対してインド政府より 授与される軍勲章

#### 【ヴァユシーナ勲章】



平時における職務遂行で の功績がある軍人に対し てインド政府より授与され る軍勲章

### 【サルヴァッタム ユド シーヴァ】 (略章)



戦時(戦争、紛争、救出など の各種作戦)における最高位 の殊勲賞

### 【ウトファム ユド シーヴァ】 (略章)



戦時(戦争、紛争、救出な どの各種作戦)における第 二位の殊勲賞

### 【ウトファム ユド シーヴァ】 (略章)



戦時(戦争、紛争、救出 などの各種作戦)にお ける第三位の殊勲賞

# 【ヴァユシーナ】



平時における殊勲賞

### 【アティ ヴィシィスット シーヴァ】 (略章)



平時における全ての階級に ある軍人に対する殊勲賞

### 【ヴィシィスット シーヴァ】 (略章のみ)



平時における全ての階級に ある軍人に対する殊勲賞

#### 韓 玉

### 【1等太極(テグック)勲章】【2等乙支(ウルチ)勲章】【3等忠武(チェンム)勲章】【4等花郎(ファラン)勲章】

#### 【5等仁憲(イノン)勲章】

武 功 勲 賁



戦闘に参加し、必死の覚悟と非凡 なる能力を発揮して、部隊の勝敗 に寄与した功績を国内外に宣揚 するに値する者に授与



戦闘に参加し、生命の危険と 難関を克服して卓越した能力 を発揮し、作戦を有利に展開 した功績を国家として宣揚する に値する者に授与



戦闘に参加し、生命の危険を 顧みず重大な任務を遂行し、 成功させた功績を国内外に 宣揚するに値する者に授与



戦闘に参加し、勇敢かつ献身的に 奮闘し、類を見ない能力を発揮し、 多大な戦果と功績を収めた者に授与

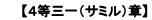


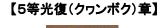
戦闘に参加し、勇敢に奮闘 努力し、与られた任務に類を 見ない能力を発揮して功績を

勲 章

### 【1等統一(トンイル)章】

### 【2等国仙(クックソン)章】【3等天授(チョンス)章】





収めた者に授与

保 玉 勲 賁



国家安全保障において 多大な功績を収めた者 (大将)



国家安全保障において 多大な功績を収めた者 (中将)



国家安全保障において 多大な功績を収めた者 (少将、准将及び1級軍務員)



国家安全保障において 多大な功績を収めた者 (在籍33年以上の者) 【軍 人】大領、中領、少領 【軍務員】2級、3級、4級



国家の安全保障において 多大な功績を収めた者 (在籍33年以上の者) 【軍 人】大尉から2等兵 【軍務員】5級から9級

褒

国土防衛に献身努力し、その功績が著しい者 武功褒章

保国褒章 国家安全保障及び社会安定秩序維持に功績が著しい者又は生命の危険を顧みず人命・財産を救助した者

予備軍褒章 予備軍の育成発展に寄与した功績が著しい者又は予備軍の職務に精励した者

### 台湾

### 【采玉大勳章】



最高位の勲章で、国家元首 及び友好国の元首に授与

### 【中山勳章】



建国事業、大災害等から 国家を救うなど、国家安定 のため中枢的役割を果たし た特別功労者に授与

### 【中正勳章】



三民主義を実践し、反共建国 事業などでの特別貢献者、中 華文化を復興した特別芸術家、 民主憲政における特別功労者 に授与

### 【卿雲勳章】



ー等から九等に分かれており、 国家政務で特別功労のあった 公務員、国家社会貢献で顕著 な功労のあった民間人及び 外国人に授与

### 【景星勳章】



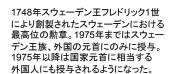
ー等から九等に分かれており、 国家政務で特別功労のあった公 務員、国家社会貢献で顕著な功 労のあった民間人及び外国人に 贈られる。

### スウェーデン

### 【セラフィムロイヤル勲章】







### 【北極星ロイヤル勲章】







1748年スウェーデン王フレドリック1世により創製されたスウェーデンにおける第2位の勲章。1975年までは化学、文学、実社会で功績があったスウェーデン及び外国の文民に授与。1975年以降は文民以外にも授与されるようになった。大十字コマンデール、コマンデール第1級、コマンデール第2級、騎士及び騎士第二級の5つのグレードからなる。

### 【刀剣ロイヤル勲章】





1748年スウェーデン王フレドリック 1世により創製されたスウェーデン における第2位の勲章。軍務に功 績があったスウェーデン及び外国 の軍人に授与。大十字コマンデー ル、コマンデール第1級、コマン デール第2級、騎士及び騎士第二 級の5つのグレードからなる。

### 【ヴァサロイヤル勲章】



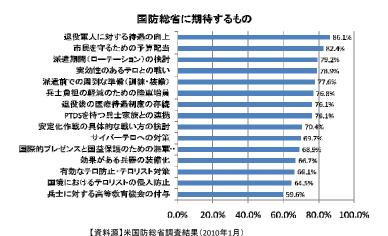


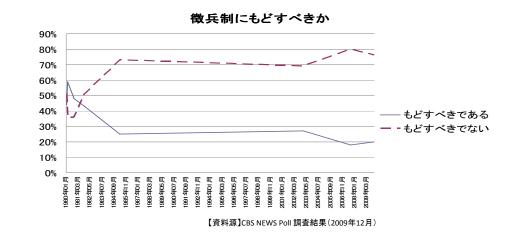
1772年スウェーデン王グスタフ3世により創製された勲章。農業、商業、工業及び教育の分野で功績があったスウェーデン及び外国の文民に授与される。大十字コマンデール、コマンデール第1級、コマンデール第2級、騎士及び騎士第二級の5つのグレードからなる。

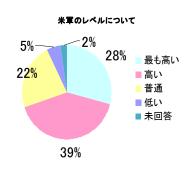
6

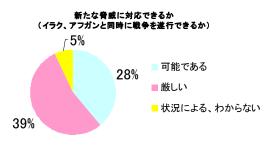
# (2) 各国国民の国防意識(世論調査)

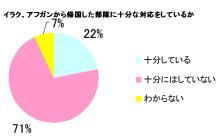
# 【米 国】

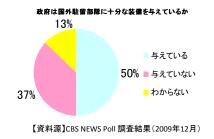


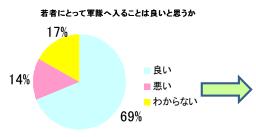


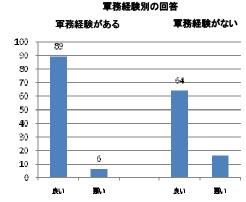


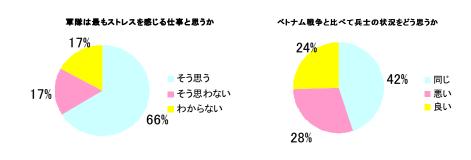












【資料源】Rasmussen Reports 調査結果(2009年11月)

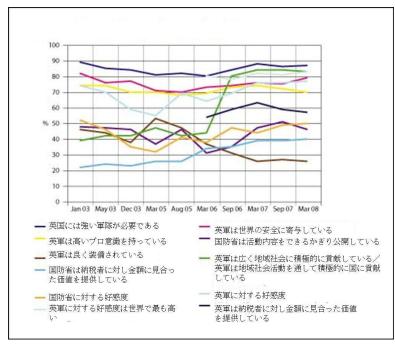
# 【イギリス】 (MORIによる世論調査:2008年3月)

### 国防省・軍に対する好感度

(%)

	とても好感を 持っている	主に好感を 持っている	どちらでも ない	あまり好感を 持っていない	全く好感を 持っていない	分からない
国防省	11	39	35	10	2	3
英軍	33	44	19	3	1	1
外務省	6	29	49	10	1	6
国際開発省	3	14	49	4	2	29
保健省	15	41	31	8	2	2
警察	28	49	15	5	2	1
BBC	17	50	25	6	2	

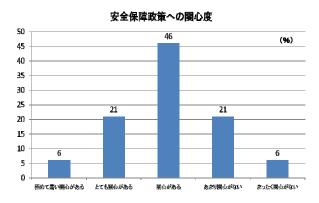
(注) 過去の世論調査結果英軍への好感度76%(2007年3月)、64%(2006年3月)国防省への好感度44%(2007年3月)、38%(2006年3月)

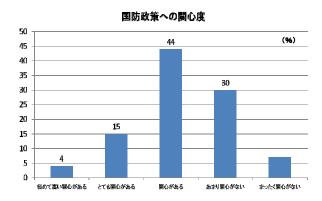


### 軍に対する好感度

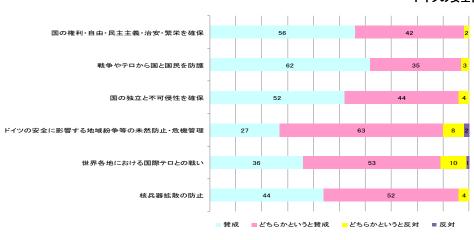
	強く賛成	どちらかと いえば賛成	どちらでも ない	どちらかとい えば反対	強く反対	分からない
英軍は世の中に役立っている	31	48	12	6	2	2
英国には強い軍隊が必要だ	51	36	7	4	1	1
英軍は良く装備されている	3	23	22	34	11	7
英軍は兵士に対し適切な水準の医療行為を行っている	8	30	25	21	7	9
英軍のプロ意識は高い	24	46	19	6	1	4
英軍の給与・諸手当その他の福利厚生は適切な水準である	4	26	31	21	7	12
英軍は世界の安全に寄与している	31	48	11	3	1	2
英軍は国内における活動を通じて国に積極的に貢献している	35	48	11	3	1	2
人種、性別、宗教、性的指向に関係なく有能な人材を昇任させている	14	40	25	8	2	12
訓練は世界クラスである	33	45	13	2		6
兵士を大事にしている	12	35	27	19	3	4
納税者に対し金額に見合った価値を提供している	17	40	25	9	2	5
英陸軍は世界最高の陸軍である	37	47	10	3		3
英海軍は世界最高の海軍である	36	45	12	1		5
英空軍は世界最高の空軍である	38	46	11	1		4

# 【ドイツ】(ドイツ連邦軍社会科学研究所による世論調査:2006年)



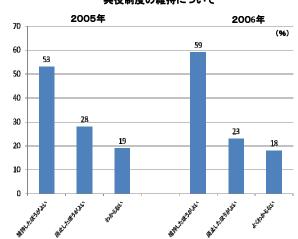


#### ドイツの安全保政策・国防政策の目標

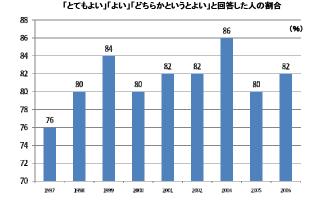




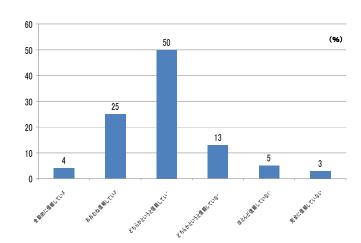
#### 兵役制度の維持について



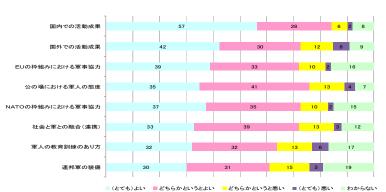
連邦軍に対する、あなたの印象は。



#### 連邦軍を信用しているか。



連邦軍の活動について、どういう印象を持っているか。



自国の軍隊への信頼度

軍隊は、社会を構成する要素として、当然の存在である。 アメリカ 13 イギリス フランス

自国の軍隊への信頼度





自国の軍隊への信頼度 国内外での自国軍の活動を誇りに思う。



自国の軍隊への信頼度

■賛成 ■どちらかというと賛成 ■どちらかというと反対 ■反対



自国の軍隊への信頼度 全体として、自国軍に対して肯定的な印象を持っている。



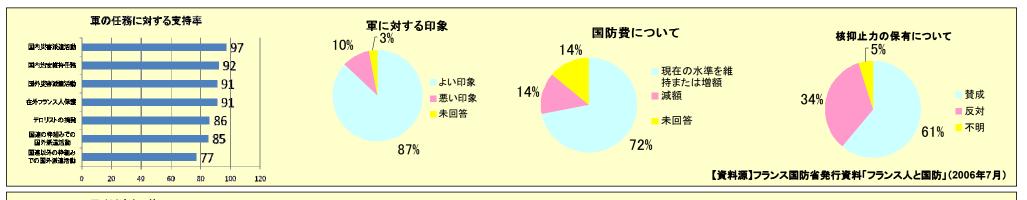
国防白書2006への関心度

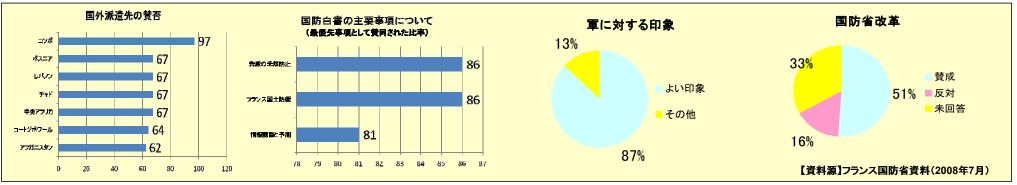
あなたは、国防白書2006を読んだことがありますか。 80 73 (%) 70 60 50 40 30 20 10 0 多少は読んで、 読んだことがない 多少は読んだが 独聴しており 聞いたことがない 内容はよく知らない ある程度の内容は知っている ほとんどの内容は知っている

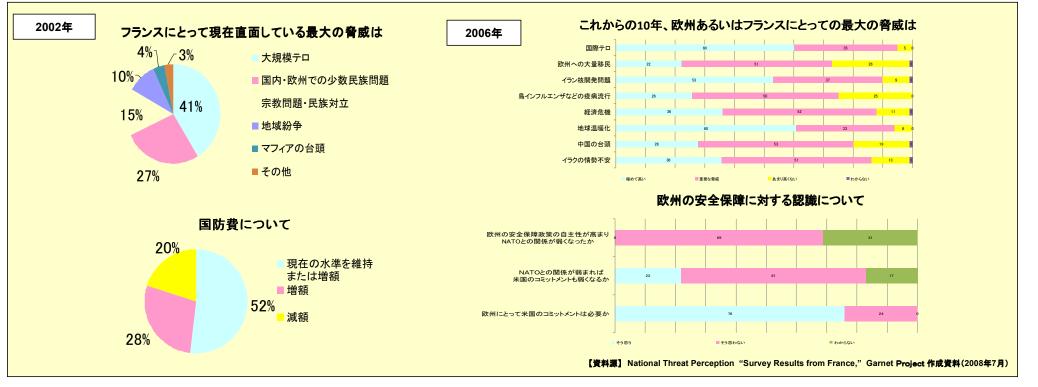
連邦軍に関する報道等を、どの程度の頻度で見聞したか。



【フランス】







# 【中国】(上海の復旦大学による学生調査: 2009年9月)

【主題】上海の大学生による中華人民共和国に対する印象と記憶

【対象】 任意に選択した19の上海における大学の学生(人数950名)

【有効回答数】906件

### 愛国心

非常に愛国心を抱いている 33.0% 比較的愛国心を抱いている 59.9%

### 現代の大学生の愛国度(上の世代にかなわないと思うか)

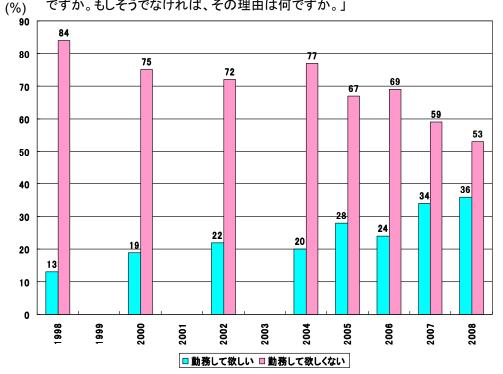
そうは思わない63.5%上の世代と比べて、愛国心の表現方法に多少の違いがある84.2%理性的に愛国心を表現する48.2%

### 中国の未来

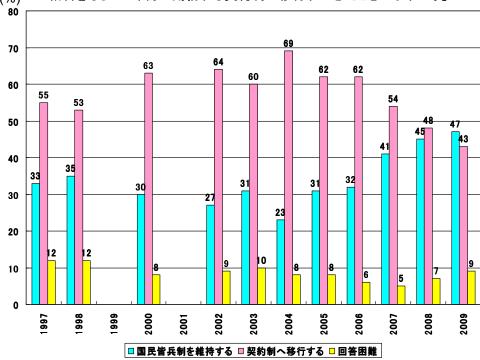
73.2%が肯定的に回答

# 【ロシア】(レヴァダ・センターによる世論調査:1998~2008年)

「あなたの息子・男性の兄弟・夫・その他の親類縁者に軍隊で勤務して欲しいですか。もしそうでなければ、その理由は何ですか。」



「ロシアは将来、国民皆兵制を維持すべきだと思いますか。それとも希望者が給料をもらって軍隊で勤務する契約制へ移行すべきだと思いますか。」



軍隊に勤務して欲しくない理由(複数回答可)

(%)

家に勤務して欲してない理由(複数回台可)								(%)
	1998	2000	2002	2004	2005	2006	2007	2008
チェチェンのような紛争で殉職したり、怪我を負う可能性があるから	30	48	44	42	33	32	27	21
いじめや暴力があるから	40	34	35	42	36	49	42	34
軍人の権利は無視され、侮辱されるから	20	18	19	23	19	24	17	15
生活環境が厳しく、食事が良くなく、健康によって危険だから	21	27	23	24	18	14	12	10
軍隊は倫理的に堕落しており、アルコール中毒者や麻薬中毒者がいるから	19	15	16	13	12	16	10	10
軍隊は崩壊しており、国は軍隊に対して無責任な政策を執っているから	25	21	20	21	18	16	10	6
軍隊で犯罪が増え、軍人が刑事事件に巻き込まれたりするから	15	12	10	10	9	10	6	5
軍隊で過ぎた時間は失われた時間だから	11	8	8	9	0	8	7	6
その他の理由	3	2	1	2	3	2	2	2
理由を挙げられない	7	6	5	4	6	5	4	5
勤務して欲しいか、欲しくないか言えない	3	6	6	3	5	7	6	11

【資料源】レヴァダ・センターHP(2008年2月21日及び09年3月30日)

# 【韓国】

### 大学生の戦時対抗意思

(政治コンサルティング・グループMINによる世論調査:2005年5月)

【対象】ソウル地域の4年制大学の男女在校生(人数不明)

【設問】 朝鮮半島で戦争が勃発したら軍隊に志願するか。(細部の文言不明)

朝鮮半島で戦争が勃発したら軍隊に志願する 53.1% 朝鮮半島で戦争が勃発したら軍隊に志願しない 45.5%

【資料源】朝鮮日報(2005年5月29日)

### 北朝鮮の核兵器による脅威認識

(国防大学国家安全保障問題研究所による世論調査:2007年)

【対象】 軍人と民間人(成人)のそれぞれ約1,200人

【設問】北朝鮮の核兵器による韓国にとって大きな脅威として認識しているか。

(細部の文言不明)

軍 人 将校・副士官:「大きな脅威」72.2%

兵 : 「大きな脅威」 66.8%

【 40代以上の男性 : 「大きな脅威」 37.3% 民間人 40代以上の女性 : 「大きな脅威」 31.5%

40代以上の女性:「大きな脅威」31.5% 20代・30代の男性:「大きな脅威」33.9%

20代・30代の女性: 「大きな脅威」 24.1%

【資料源】連合ニュース(2008年6月23日)

### 北朝鮮の核兵器による脅威認識

(世論調査専門機関リアルメーターによる世論調査:2009年2月)

【対象】全国19歳以上の男女1,000人

【設問】 北朝鮮による最近の挑発(黄海・NLL付近)によって南北の軍事衝突の可能性はあるか。(細部の文言不明)

「可能性がある」 68.2%

【設問】 北朝鮮の脅威について不安か。(細部の文言不明)

「非常に不安」 9.2% 「多少不安」 38.4% 「あまり不安ではない」 40.1% 「不安ではない」 9.6%

「わからない」・無回答 2.8%

【資料源】 リアルメーターHP

### 韓国軍の国民信頼度

(韓国政治学会による世論調査:2007年6月)

【対象】不明

【設問】 最も信頼できる政府機関はどこか。(細部の文言不明)

韓国軍は創軍以来、初めて国民から最も信頼を受ける機関として選定 (記事内容)

【資料源】連合ニュース(2007年12月10日)

### 韓国軍に対する評価

(国防大学国家安全保障問題研究所による世論調査:2007年)

【対象】 軍人と民間人(成人)のそれぞれ約1,200人

【設問】在韓米軍を除く南北の軍事力比較において、南北いずれが優勢か。

(細部の文言不明)

将校・副士官:「韓国優勢」と回答した比率が、「北朝鮮」と回答

した比率より10%以上高かった(記事内容)

軍 人 兵 : 「北朝鮮」と回答した比率が、「韓国」と回答した

比率より20%以上高かった(記事内容)

民間人 40代以上の女性:「北朝鮮」と回答した比率 40%

【資料源】連合ニュース(2008年6月23日)

# 軍事科学技術

# (1) 各国の軍事科学技術(研究開発重点項目)

米	英	独	仏	中	露路	印	韓	台	瑞西	瑞典	日
FCS 対IED装備(偵察・ 監視)の無人化 装甲車等のTUSK (注1) MRAPの軽量化 反射衝撃砲	戦車の第2世代 チョバム装甲 対IED装備(偵察・ 監視・破壊)の無人化 強化複合繊維素材製 「タリアン」 FIST (将来統合戦闘技術)	将来歩兵システム MRAPの 軽量化	戦車のスラット 装甲 RWS(遠隔操作式の機関銃 搭載)	製品設計のデジタル化、モジュール化、汎用化、信頼性の向上 対外技術協力の強化 ハイテク民用品、付加価値 の高い民用品開発 航空宇宙製品の 海外市場開拓 民間航空機の 海外市場への進展 民用船舶の海外市場 のシェア拡大	バイオ・ナノ・情報技術 (核戦力及び通常戦力 の近代化)		ロボット化 (無人化) 装甲IT化 情報通信 先進兵器	(統合作戦の指揮統制 機能の強化のため) C4ISRシステム整備 三軍共通データ・リン ク・システム の整備 NCW能力の向上	小火器生産		先進個人装具 システム技術 生物兵器対処技術 対IED装甲車 市街地戦用戦車砲弾 アクティブ防御システム

(注1)TUSK:市街地戦闘における乗員生存率向上キット)



TUSKの一例

#### スラット装甲

ケージ装甲あるいは鳥篭装甲と呼ばれる鉄柵状や格子状の増加装甲であり、本体周囲に増加装甲装着することでHEAT弾頭を備えたロケット弾の攻撃を無力化する目的で取り付けられる一種のスペースド・アーマーである。



スラット装甲を装着する英国車両

### 第2世代チョバム装甲

チョバム装甲とは複合装甲のことをいい、英国の戦車研究所があるチョバム・コモンに由来。

セラミック製の装甲(セラミックタイルが金属に含まれているもの)であり、HEATに対して有効とされている。これを更に進化させ、APFSDS弾に対しての耐弾力を付加させた新世代の装甲を第2世代チョバム装甲という。

多くの複合材が長年開発されてきたが鉄と同重量で約5倍の耐性があるとされる。 炭化ホウ素、炭化シリコン、酸化アルミ、窒化アルミ、ほう化チタンやシンタチックダ イヤモンドが使用されている。 (各国の記述順に列挙)

### アクティブ防護システム

アクティブ防護システムは能動装甲とも呼ばれ、 擲弾や対戦車ミサイルの接近をレーダー・センサー 類で感知し、自動的にジャミングで無力化したり飛翔 体や小型ミサイルなどで迎撃するシステムである。 ソ連・ロシアは80年代に一部を導入、最近ではイス ラエルのメルカバMk.4への採用が公表され、欧米で も同様なシステムの開発・採用を進めている。



増加装甲を装着するT72

#### 【資料源】防衛白書

「ロシアの安全保障について」 平成20年3月 平和安全保障研究所 中国国防白書2009 台湾国防白書2008 defenseindustrydaily.com 『装甲の変遷と種類』「軍事研究2009年3月号」



FIST装備品を装着する英軍兵士

# (2) 各国の軍民を通じての将来技術予測(重点技術戦略分野)

米	英	独	仏	中	露路	印	韓	台	瑞西	瑞典	日
情か ナ 先本 海 家 然 地 宇航 数領ワーテ 的ギ 科 全 学 観 探工 科の一 学 保 工 測 査学 学の 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗	エネルギー 環境 変化 国際 全保 障 高齢化研 ンス デジタル経済	環境 自 を せ 情 光 バナ 材 生 ワ 実療 ルギ も 動 航 海 ユ 報 化 バナ 材 生 ワ 飛 か で 空 洋 テ 信 学 オ ク 料 産 ス・ナ イ イ テ 料 産 ス・ナ イ イ テ か か な か か か か か か か か か か か か か か か か	デ 医 再ネ 観 バ ナ 神がり 療 能工 ま オ カ 学	ライフサイエンス バイオ 情環 サイオルギー もの会 ア 宙 カーンテ 宇 海	バイオ ナノテク 情報通信	通信情報バイオ	低 炭 素 長 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	危機 デジイオ ナ 気子 イオ カ ・電回 ゲノム	精密機械工		情報 ロボンバ ナ バ 大

(各国の記述順に列挙)



NASAの地球観測技術

#### ナノテクノロジー (nanotechnology)

物質をナノメートル (nm、1 nm = 10-9m)の領域において、自在に制御する技術のこと。ナノテクと略される。物質を原子レベルの大きさで制御しデバイスとして使うという考えはリチャード・P・ファインマンが1959年におこなった講演にみられる。

「ナノテクノロジー」という用語は1974年に元東京理科大学教授の谷口紀男が提唱した用語。かつてはメゾスコピックと呼ばれていた研究分野。

# X線自由電子レーザー(X-ray Free Electron Laser)

波長がX線(可視光よりも波長がとても短い)領域のレーザーのことをいい、物質を原子レベルの大きさで、かつ瞬時の動きを観察することができると考えられているまったく新しい光である。



【資料源】海外科学技術動向 米国防省作成資料 image.gihyo.co.jp Military Critical Technology List D S Technology List 理化学研究所・高輝度光科学研究センター X線自由電子レーザー計画合同推進本部 http://www.riken.jp/XFEL/jpn/index.html

# (3) 主要装備品の技術動向

# ミサイル

## 将来予測

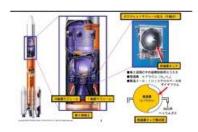
- 〇 飛翔安定化
- 〇 飛翔高速化
- 〇 妨害されにくい誘導方式
- 〇 飛翔時間の短縮化

*	英	独	仏	中	露路	印	瑞典	日
インパルス・液体連続型・固体連続型等の各種スラスタによる高速安定化 ミリ波トランジスタ誘導の装備化 ミリ波誘導システム開発(米英仏3カ国のみ) スクラムジェット採用による飛翔体の極超音速化(マッハ5~10)	ミリ波トランジスタ誘導の開発 ミリ波誘導システム開発 (米英仏3カ国のみ) GPS誘導(欧州共同) スクラムジェット 採用による飛翔体の 極超音速化 (マッハ6~10)	GPS誘導 (欧州共同) スクラムジェット 採用による飛翔体 の極超音速化 (マッハ6~10)	連続型スラスタによる 飛翔安定化 ミリ波トランジスタ誘導 の開発 ミリ波誘導システム開発 (米英仏3カ国のみ) GPS誘導 スクラムジェット採用による 飛翔体の極超音速化 (マッハ6~10)	GPS誘導	GPS誘導	GPS誘導 スクラムジェット 採用による飛翔体 の極超音速化 (マッハ6~10)	破壊確率を考慮 した誘導方式 (オーハ・ートップ・フライ 誘導)を装備化 GPS誘導	スクラムジェット 採用による飛翔体の 極超音速化 (マッハ6~10)

### (各国の記述順に列挙)

### スラスタ

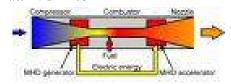
主推進以外の、姿勢制御や軌道の微修正などに使うものをスラスタと呼ぶ。



ミサイルの高速飛翔安定化 に資するスラスタの一例

### スクラムジェットエンジン

ラムジェットエンジンの一種であり、超音速輸送機や スペースプレーンのエンジンとして開発が行われてい るものである。名称はsupersonic combustion ramjetの 略称からきている。



スクラムジェット(超音速燃焼を行う ラムジェットエンジン)の一例

#### GPS誘導(電波航法誘導)

GPS誘導とはGPS衛生からの電波をもとにミサイルを固定目標へ誘導するもの。



GPS誘導により飛翔する巡航ミサイルの一例

#### 【資料源】防衛白書

平和安全保障研究所「ロシアの安全保障について」(平成20年3月) robbotday.com www.es.titech.ac.jp http://fgmdb.kakuda.jaxa.jp/pdf/FGMnews-010-009.pdf

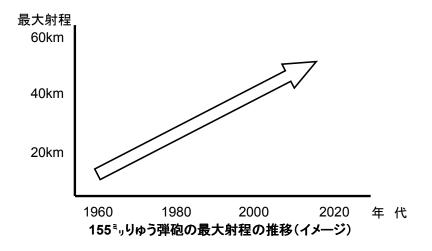
### 火 砲

### 将来予測

- O 長射程化(砲身はN/C)
- 〇 弾着精度の向上 (弾道修正弾)
- 〇 ネットワーク化 (目標情報共有)
- 〇 機動性の向上(装輪火砲)

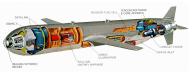
(注) 弾着制度の向上については、1970年代は射距離の三百分の一から 四百分の一であったのに対し、GPS誘導弾ではその約二分の一から 八分の一へ縮小が可能と試算

米	独	仏	中	瑞典	日
155mm	155mm	155mm	155mm	155mm	高精度火力戦闘システム
38口径	52口径	52口径	52口径	52口径	火力性能の向上
最大射程	最大射程	最大射程	最大射程	最大射程	省人化
42km	40km	42km	40km以上	40km	残存性の向上



### GPS補正誘導

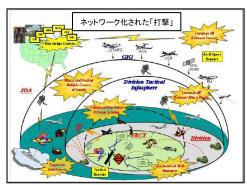
GPS補正誘導とは短距離弾道ミサイルや誘導砲弾や誘導ロケット弾の落下終末段階でGPS衛星からの電波をもとにミサイルを固定目標へ誘導する。米国のMLRS用ロケット弾M30や155mm誘導砲弾にGPS誘導が使われる予定。







仏陸軍の装輪火砲(シーザー)



米国のネットワーク化された「打撃」のイメージ

【資料源】 防衛白書

平和安全保障研究所「ロシアの安全保障について」(平成20年3月) robbotday.com www.es.titech.ac.jp

### 戦車火力

### 将来予測

- 〇 レールガンの装着
- 〇 大口径・コンパクト無砲塔戦車化
- 〇 レーザー誘導砲弾の採用

米	英	独	仏	中	露路	印	韓	瑞典	日
120mm 滑空砲 (内在型「フォース21」) レーザー誘導砲弾 の開発	120mm ライフル砲 (55ロ径)	120mm 滑空砲 (55口径) 140mm 滑空砲採用 を断念(財 政上の理 由)	105mm 戦車砲 (AMX32) 120mm 滑空砲 (AMX40)	T-72戦車をベース にした砲塔大型化 複合装甲部の 大幅増大化	140mm級無人砲塔 152mm滑空砲 「黒いワシ」の量産を検討中 レーザー誘導砲弾の開発	主として 西側諸国の 技術をノックダウン 方式に取り入れ開発	120mm 滑空砲 (55口径) 自動追尾砲弾搭載 レーザー誘導砲弾 の開発	120mm 滑空砲 (独国のレオパルド II A5の改良型)	120mm戦車砲 2002年以降小型化 C4I機能を高めた 新戦車開発中 市街地戦用 戦車砲弾



AMX 40 (仏陸軍)

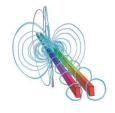


新型戦車(陸上自衛隊)

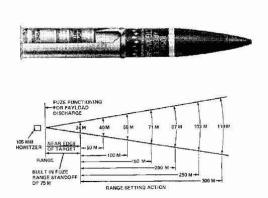
### レールガン(Railgun、電磁投射砲)

レールガンとは、物体を電磁誘導により加速して撃ち出す装置である。この装置は電位差のある二本の伝導体製のレールの間に電流を通す伝導体を弾体としてはさみ、この弾体上の電流とレールの電流に発生する磁場の相互作用によって、弾体を加速して発射する物である。この際、電気抵抗により蒸発・プラズマ化してしまう事もある。プラズマであっても伝導体として機能しローレンツカが働く。現在は実験段階であるため、弾体自身は電流を全く通さない樹脂などの非伝導体で作り、弾体後部に導体を貼り付ける様式が一般的となっている。





(換装中の装備を含む。)



イスラエルが開発した市街地戦用の戦車砲弾 (砲弾の破片が広範囲に飛散)

### 装甲車火力

### 将来予測

- 〇 用途(戦車火力補完と下車戦闘隊員支援)に応じて二極化
- 〇 テレスコープ弾(薬莢のない弾)の採用

米	英	独	仏	中	電路	瑞西	瑞典	日
25mm機関砲 RWSテレスコープ弾	30mm機関砲 RWS テレスコープ弾	20mm機関砲 RWS テレスコープ弾	20mm機関砲 RWS テレスコープ弾	30mm以上を検討	100mm砲	12.7mm機関砲 RWS	30mm機関砲	35mm機関砲 テレスコープ弾

#### RWS(Remote Weapon System)

遠隔操作式の機関銃などのこと。市街地戦などに おいて、対人銃器を操作する兵士の被害が多いこと への対策として開発された。





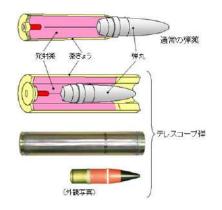
RWS(遠隔操作式の機関銃)



ストライカー車内でRWSを操作する兵士

擲弾発射機も擲弾の空中炸裂機能に対応して、レーザー距離計を含むFCSの指示で信管設定装置が擲弾の空中炸裂モードを設定するよう開発・装備が進められている2008年末のRWSはすべてスタビライザーがオプション扱いであるが、射線が安定化されていなければ停車時以外に正しく照準して射撃出来ないため、今後は2軸安定化されると思われるM2 12.7mm重機関砲とMk19 Mod3 40mm自動擲弾発射機の中間的な弾道をとる、XM307 ASCW (advanced crew served weapon)を開発した。このASCWは、銃身など4つの部品交換で12.7mm重機関砲 XM312になる。

### テレスコープ弾のイメージ



(注)RWS 遠隔操作式の機関銃搭載

テレスコープ弾 (Cased Telescoped Ammunition) は、弾丸を 薬莢の底まで埋め込む事により実包の全長を短くする工夫が された弾薬である。

特徴として通常より太い薬莢の中に弾丸全体を納めることで 全長が短く体積も2/3程度にすることができる。相対的に太く 短くなり円柱形に近くなった形状は、収容場所をあまりとらず、 兵器の小型化にも貢献する。

現在、英仏と米国でテレスコープ弾とその砲の研究が進められている。第二次世界大戦後の米国では、弾丸を薬莢の中に埋め込むことで弾薬を小さくするテレスコープ弾を開発することで、コンパクトで高発射速度や高初速の機関砲が開発できるのではないかと考え、1954年以来、陸海空3軍で12.7mm-75mmの各種口径のCTA機関砲が試作され研究されてきた。これらの試みは、いずれも初速のバラツキや短命な砲身寿命などの問題のため実用化には至らなかった。

1997年、英BAE Systems社と仏GIAT社(現Nexter社)が共同でテレスコープ弾とその砲の開発を目的とするCTA International社を設立した。CTAI社は、CTWS(GT40) 40mm CTA機関砲とGPR-PD-T (General Purpose Round-Point Detonating-Tracer)と TP-T を作り出した。CTWS(GT40) は装甲戦闘車への搭載を想定した対地攻撃用の外部動力式40mm機関砲で、回転式薬室を持ちブッシュマスター機関砲と同等の200発/分の最高発射速度と218kgの軽量小型であった。初速度1,600m/sを持つ別のCTAのAPFSDS-Tも開発され、これはT-55戦車の前面装甲を貫徹する威力を持つとされる。

我が国でも防衛省の技術研究本部で研究されており近接戦 闘車に採用が予定されている。50mmCTAの研究は完了して おり今後の応用が期待される。

【資料源】「軍事研究」1997年3月号

www.mod.go.jp www.army-technology.com

「ハイパー装輪装甲車」 (株)ジャパン・ミリタリー・レビュー 2008年11月1日発行

### 装甲車の機動性・防護性

### 将来予測

- 〇 敏捷性・地形踏破性の向上
- 〇 履帯構造の改善
- ループホイール機動方式及び電気機動方式の採用
- 〇 防御システムの人工知能化
- 〇 ロボットへの代替

		米	英	独	仏	中	露	韓	瑞西	瑞典	日
機	最高速度	60km	75km	75km	65km		70km		100km	70km	
動 性	行動距離	400km	660km	500キロ	500キロ		600km		780km	600km	
	防護性	スペース ドラミネート装甲	アルミ合金に鉄鋼 を加えた装甲			前部装甲対弾性能 640~790mm (RHA換算)		モジュール型複合装甲 アクティブ防御システム (ミリ波レーダ・探知、 ケンネート・で迎撃)			近接戦闘車 諸元未公開

### 現行の防御システム(参考)

敵のレーザーあるいはミサイル発射を探知すると自動的に赤外線妨害照射器より赤外線を照射し歩兵 携行兵器の赤外線モニターをミサイルの赤外線シーカーを無効化する。ロシア軍のT-80MBTの「SHTORA」等が 知られている。

システムはミリ波レーダーと爆発パネルにより構成され、敵対戦車ミサイル及び攻撃へリの対戦車ミサイルを ミリ波レーダーが感知すると戦車後方に装備してある爆発パネルがミサイル軌道上に放出されミサイルを撃墜 するものである。



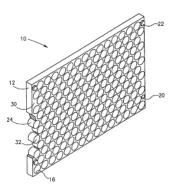
ロシア軍主力MBTのT90に取り付けられた 赤外線欺瞞照射器(赤の矢印) 機関銃の下に見える楔形の出っ張りが爆発 反応装甲でサイドスカート部に見えるのが高硬 度ゴム製の増加装甲。



独陸軍の装甲歩兵戦闘車(Puma)

### スペースドラミネート装甲

スペースド装甲とは主装甲板(外側)と内部装甲版(内部)に空間(スペース)を設けた複合装甲のことをいう。主にHEAT弾の高温・高圧の噴流ジェットを拡散・無効化させるために開発された装甲である。スペースドラミネート装甲は、スペースド装甲に特殊加工を施したもの。



スペースド装甲の一例

【資料源】「軍事研究」1997年3月号 www.mod.go.jp www.army-technology.com

# 航空機

将来予測

- 〇 ステルス性と空力特性を両立させた機体形状
- 〇 失速領域を利用した機動性の向上
- 〇 超音速巡航能力
- 【大型機】 〇 長距離・長時間飛行時間能力の向上
  - 〇 短距離離陸能力の向上

【回転翼】 〇 複合材技術の適用

【戦闘機】

*	英	仏	中	露路	瑞典	日
全地球到達極超音速 巡航爆撃機 ステルス	ステルス	ステルス	第5世代戦闘機 (ステルス)	ステルス (プラズマ)	ステルス	高運動ステルス機技術の システム・インテグレーション



米国のステルス機





中国の第5世代戦闘機(イメージ)

### 艦艇(水上艦艇・潜水艦)

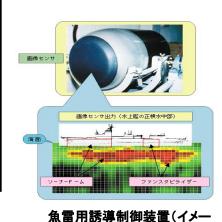
【水上艦艇】

【潜水艦】

## 将来予測

- 〇 武器システムの向上
- 情報システムの向上(航行・探知等)
- エネルギーシステムの向上(各システム維持に必要なバッテリー)
- 船体システムの向上(ステルス性)
- 〇 ステルス性
- 〇 情報収集能力
- 〇 情報共有能力の向上
- 〇 潜水時間の長期化

	*	英	仏	独	中	露路	印	韓	日
水上艦艇	トリマラン型艦艇 レールガン 小型原子炉 リニアカタパルト レーザー砲(対空)	ステルス性 リニアカタパルト	小型原子炉		小型原子炉	小型原子炉		ステルス性	魚雷用誘導 制御装置
潜水艦	燃料電池の採用			燃料電池 の採用 ディーゼル・ エンジン		ディーゼル・ エンジン	ステルス性		被探知防止・ 耐衝撃潜水艦構造 燃料電池の採用

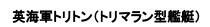




トリマラン(三胴船)型艦艇

いれば船体が小型でも安定することが挙げられる。





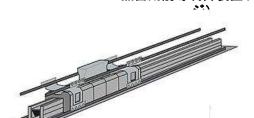
・三胴船は通常の船体を三個平行に繋いだ船である。中心の船体が大型で脇の船体は小型のものが多い。多胴船の特徴として同じ幅の単胴船に比べて喫水線が浅くても船体間のバランスが取れて

【資料源】「軍事研究」1997年3月号 ednjapan.rbi-j.com www.mod.go.jp



英海軍クイーン・エリザベス航空母艦

・2012年就役を予定。リニアカタパルトを装備するとの報道あり。



### リニアモーターによって航空母艦から 固定翼機を発射するシステム(米海

電磁式カタパルト(でんじしきカタパルト、Electromagnetic Aircraft Launch System、EMALS イーマルス)とは、アメリカ海軍で2009年現在開発中のリニアモーターによって航空母艦から固定翼機を発射するシステムである。「電磁カタパルト」、「電磁カ航空機発射システム」とも呼ばれる。従来用いられてきた蒸気カタパルトを更新するものとして開発が進められている。

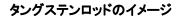
## 宇宙兵器

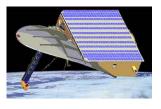
## 将来予測

- 宇宙の平和利用という枠組みがあるため、 各国は軍事・兵器の研究開発を未公表
- 〇 ただし軍事目的に使用する情報収集・通信・GPS 衛星の運用開発は行われており、軍事に転用可能な レーザー技術、ロボット技術等の潜在的技術の保有 も否定できない状況にある。

*	英	独	仏	中	露路	日
タングステンロッド レーザー砲 軌道爆撃機 軌道間移動宇宙機雷	ガリレオ衛星	ガリレオ衛星 SAR-Lupe	ガリレオ衛星	北斗衛星 神船(スペースシャトル) 地球観測通信・GPS・ 宇宙環境計測・深宇宙探査 宇宙滞在型ASAT・レーザー・ 粒子ビーム・極超短波パルス兵器・ 電磁気誘導ミサイル・反放射能ミサイル	キラー衛星 衛星迎撃キャノンレーザー砲 グロナス衛星	情報衛星 レーダー・タイプ 光学(4号機) (防衛省独自では未実施)







理することが可能。(2007年装備化)





レーダーシステムである。36時間以内に世界各地画像を処



ASATのイメージ

【資料源】 sinodefence.com chinese defense today oliverprobert.wordpress.com ドイツ国防省公式ホームページ(参照)

# 電子兵器

### 【情報収集・探知装備】

- 〇 光波センサーシステム化
- 浅海域でも使用可能なソナー

### 【電子攻撃・防御装備】

- セキュリティー向上、秘匿通信による指揮通信システム
- 〇 情報電子戦システム
- 〇 電磁波攻撃に対する防御

# 将来予測

- 【指揮統制・通信装備】 〇 ソフトウェア無線機
  - 〇 高抗堪性大容量デジタル通信ネットワークシステム

【M&Sシステム・インテグレーション】 〇 統合シミュレーション技術

米	英	独	仏	日
TACOMS Post 2000	TACOMS Post 2000	TACOMS Post 2000	TACOMS Post 2000	光波自己防御システム 2波長赤外線センサー技術

(注) TACOM Post 2000: 同盟国間における情報システムの相互運用性の向上を促進





### **TACOMS Post 2000**

NATOに加盟する軍隊の相互運 用性向上を図るため開発中である。

主としてNATO域外に展開する遠 征部隊に装備する予定である。 (NATOプログラム)

#### 光波自己防御システム

大型航空機等をターゲットとする 赤外線誘導方式ミサイルの脅威に 対して、レーザを用いた欺瞞又は妨 害により対処するシステム



【資料源】 www.mod.go.jp NATO公式ホームページ(参照)

# <u>ロボット(UGV)</u>

# 将来予測

- 既存装備品の搭載化
- 〇 小型軽量化・反動の低減 〇 モジュール化
- 〇 遠隔操縦化

*	英	独	日
【Packbot】 偵察・情報収集(爆発物の微小蒸気・粒子センサー装備) 【Taron】 爆発物処理、偵察、通信、レスキュー等 【Matilda】 爆発物処理、偵察等 【ANDROS】 偵察・情報収集 【SARGE】 車両型UGVの研究用 【Spinner】 FCS部隊運用 【ARV】 索敵・攻撃 【Throwbot】 手投げUGV情報収集	【Vanguard】 爆発物処理の補助 【Cyclops】 偵察・情報収集 Vanguard	【Foxbot】 港湾警備、コンテナ検査等 のセキュリティー 【teleMAX】 偵察・情報収集	携帯型ロボット 偵察・情報収集 地上用ロボット 情報収集、監視、 障害構成、築城、 障害処理等

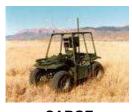
※ その他、生物模擬型ロボットなどを開発中



PackBot:



**ANDROS** 



**SARGE** 



**THROWBOT** 

【資料源】andrew.cmu.edu www.army-technology.com www.globalsecurity.org www.gorobot.org www.rheinmetall-defence.com

# マニュピュレータ技術

# 将来予測

【マニピュレータ技術】(産業用ロボット派生技術)

〇 危険物探知・処理用器材を搭載

【ロボットス一ツ】

○ 人間の皮膚に流れる微弱信号を読み取り、行動をアシスト

英	独	仏	日
【Bison】 不発弾処理、応急爆破物処理 【Hardrian】 移動体監視、危険物取り扱い、 ガス遠隔探知付きの爆発物処理 【Groundhog】 爆発物偵察装置	【tEODor】 爆発物処理	【Castor miniature Mobile Intervention Robot】 爆破物処理、NBC攻撃下 での各種作業 【AMX30B2DT】 遠隔装置付き地雷処理 【SYRANO】 情報収集(小銃などの探知)	(消防庁) 消防ロボット ロボファイター (横浜市消防局) レインボーファイブ (筑波大学) ロボットスーツHAL (神奈川工科大学) 介護用パワーアシストスーツ



**SYRANO** 



消防ロボット



ロボットスーツHAL

【資料源】andrew.cmu.edu www.army-technology.com www.globalsecurity.org www.gorobot.org www.rheinmetall-defence.com 8

# (1) 国際貢献活動における各国の参加状況

(2000.1以降推進した活動 ~ 2009.10.31現在)

# 国連指揮下のPKO参加 (文民警察・軍事顧問を含む)

						2	010年1月現	在推進中の流	舌動					
	活動名	活動地域						対象	国の参加状況					
	(活動根拠)	(開始時期)	米		英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典
1	UNTSO (SCR50, 339)	中東 (1948.6)	軍事顧問	2	_	_	軍事顧問 2	軍事顧問 4	軍事顧問 5	_	_	_	軍事顧問 10	軍事顧問 7
2	UNMOGIP (SCR91)	イント・・ハ°キスタン (1949.1)		_	_	_	_	_	_	_	軍事顧問 9	-	_	軍事顧問 6
3	UNFICYP (SCR186, 1818, 1847)	キプロス (1964.3)		_	軍 272	_	_	_	_	警察 7	_	_	_	_
4	UNDOF (SCR350, 1821, 1848)	ゴラン高原 (1974.6)		_	_	_	_	_	_	軍 192	_	_	_	_
5	UNIFIL (SCR425, 426, 1832)	レバノン (1978.3)		_	_	軍 386	軍 1,459	軍 344	_	軍 899	軍 367	_	_	_
6	MINURSO (SCR690, 1813)	西サハラ (1991.9)		-	_	_	軍事顧問 13	軍事顧問 12	_	_	_	_	_	_
7	UNMIK (SCR1244)	コソヴォ (1999.6)		-	_	警察 1	_	_	警察 1 軍事顧問 1	_	_	_	_	_
8	MONUC (SCR1279, 1291)	コンゴ (1999.10)		_	軍事顧問 7	_	警察 等軍事顧問 5	-	警察 6 軍事顧問 28	軍 4,242 警察 250 軍事顧問 55	_	-	軍事顧問 3	警察 13 軍事顧問 4
9	UNAMA (SCR1401, 1806)	アフカ <sup>*</sup> ニスタン (2002.3)		_	軍事顧問 1	軍事顧問 1	_	_	_	_	軍事顧問 1	_	_	軍事顧問 2
10	UNAMI (SCR1500, 1830)	イラク (2003.8)	軍事顧問	2	   軍事顧問 1 	_	_	_	_	_	_	_	_	_
11	UNMIL (SCR1509, 1836)	リベリア (2003.10)	軍 警察 軍事顧問	5 9 14	_	警察 5	軍	軍 564 警察 16 軍事顧問 2	警察 15 軍事顧問 4	警察 248	軍 1 軍事顧問 1	_	_	警察 15
12	UNOCI (SCR1528, 1865)	コートジボアール (2004.4)		_	_	_	軍 8 警察 12 軍事顧問 2	軍事顧問 7	軍事顧問 7	軍事顧問 8	軍事顧問 2	-	警察 7	警察 1
13	MINUSTAH (SCR1542, 1840)	ハイチ (2004.6)	軍警察	4 45	_	_	軍 2		警察 10	警察 151	_	_	警察 1	_

						2	010年1	月現る	生推進中の	活重	動 動							
	活動名	活動地域							対	象国0	の参加状況							
	(活動根拠)	(開始時期)	米		英	独	1	L	中		露	印	韓	台	瑞西		瑞典	
14	UNMIS (SCR1590, 1812)	スーダン (2005.3)	警察	8	軍 3	軍 5 警察 3 軍事顧問 26		-	軍 44 警察 1 軍事顧問 1	1 }	軍 123 警察 18 軍事顧問 12	軍 2,608 警察 59 軍事顧問 12	軍事顧問	1 –	-	-   🚦	軍 警察 軍事顧問	2 10 3
15	UNMIT (SCR1704, 1802)	東チモール (2006.8)		-		_		-	警察 2 軍事顧問	7	警察 5	警察 27 軍事顧問 1	警察	4 –	-	_	警察	4
16	BINUB (SCR1719, 1858)	ブルンジ (2007.1)	-	_	_	_		-	-	-	-	-	_	-	軍事顧問	1		_
17	UNMIN (SCR1740, 1864)	ネパール (2007.1)		-	-	_		-	-	-	1	1	軍事顧問	4	軍事顧問	3 5	軍事顧問	2
18	UNAMID (SCR1769, 1828)	スーダン (2007.7)		-		軍 7 警察 5	警察	1	軍 32 警察	5 1	1	l	軍	2	警察	1		_
19	MINURCAT (SCR1778, 1834)	チャト・中央 アフリカ (2007.9)	軍	2		_	軍警察	292 18	-	-	軍 119	I	_	-   -	-	-	警察	2

					2010	年1月現在ま	でに終了した	た活動					
	活動名	活動地域					対象[	国の参加状況					
	(活動根拠)	(活動時期)	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典
1	UNIKOM (SCR689)	イラク・クウェート (91.4-03.10)	軍事顧問 11 (02.8)	軍事顧問 11 (02.8)	軍 14 (02.8)	軍事顧問 11 (02.8)	軍事顧問 11 (02.8)	軍事顧問 11 (02.8)	軍事顧問 9 (02.8)	_	_	_	軍事顧問 2 (02.8)
2	UNOMIG (SCR858)	グルジア (93.8-09.6)	軍事顧問 2 (08.2)	-	警察 3 軍事顧問 2 (08.2)	軍事顧問 3 (08.2)	警察 2 軍事顧問 4 (08.2)		_	軍事顧問 7 (08.2)	_	警察 2 軍事顧問 4 (08.2)	警察 2 軍事顧問 3 (08.2)
3	UNMOT (SCR968)	タジキスタン (94.12-00.5)					Ť	・一タなし					
4	UNMIBH (SCR1035)	ボスニア・ ヘルツェコ <sup>*</sup> ヒ <sup>*</sup> ナ (95.12-02.12)	警察 2 (02.8)	警察 70 (02.8)	警察 114 (02.8)	警察 102 (02.8)	警察 15 (02.8)	警察 33 軍事顧問 1 (02.8)	警察 95 (02.8)	_	_	警察 9 (02.8)	警察 28 (02.8)
5	UNMOP (SCR1038)	クロアチア (96.2-02.12)	_	ı	ı	ı	-	軍事顧問 1 (02.8)	-	-	_	軍事顧問 1 (02.8)	_
6	MIPONUH (SCR1141)	ハイチ (97.12-00.3)					Ť	・ータなし					
7	MINURCA (SCR1159)	中央アフリカ (98.4- 00.2)					Ŧ	ータなし					
8	UNAMSIL (SCR1270)	シエラレオネ (99.10-05.12)	_	軍 7 軍事顧問 15 (03.1)	軍 12 (03.1)	_	軍事顧問 6 (03.1)	軍 114 軍事顧問 14 (03.1)	_	_	_	_	警察 2 軍事顧問 3 (03.1)
9	UNTAET (SCR1272)	東チモール (99.10-02.5)					Ť	ータなし					
10	UNMEE (SCR1320)	エチオヒ <sup>°</sup> ア・ エリトリア (00.7- 08.7)	軍事顧問 5 (07.11)	_	軍事顧問 2 (07.11)	軍事顧問 1 (07.11)	軍事顧問 6 (07.11)	軍事顧問 3 (07.11)	軍 715 軍事顧問 8 (07.11)	_	_	軍事顧問 3 (07.11)	_
11	UNMISET (SCR1410)	東チモール (02.5-05.5)	警察 18 (04.1)	警察 4 (04.1)	_	_	警察 16 (04.1)	警察 1 軍事顧問 2 (04.1)	_	軍 3 (04.1)	_	_	警察 1 軍事顧問 2 (04.1)
12	ONUB (SCR1545)	ブルンジ (04.5-06.12)	_	_	_	_	軍事顧問 3 (05.2)	軍事顧問 3 (05.2)	軍 4 軍事顧問 5 (05.2)	軍事顧問 3 (05.5)	_	_	_

# <u>国連安保理決議(SCR)に基づく多国籍軍参加</u> (文民警察・軍事顧問を含む)

NATO       活動名     活動地域       対象国の参加状況														
	活動名	活動地域					対象	象国の参加状況						派遣総数
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	派追総致
1	KFOR (SCR1244)	コソヴォ (1999.6 ~)	軍 1,492	軍 164	軍 2,249	軍 1,830	_	_	_	_	-	軍 220	軍 253	14,892
2	ISAF (SCR1386)	アフガニスタン (2001.12~)	軍 20,600	軍 8,330	軍 3,310	軍 3,000	_	_	_	_	I	軍	軍 280	51,065
3	NTM-I (SCR1546)	イラク (2004.8 ~)	軍 10~20	軍 10~20	1	_	_	_	_	_	1	_	_	185
						EU								
	活動名	活動地域					対	象国の参加状況		_				派遣総数
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	<b></b>
1	EUFOR Tchad/RCA (SCR1778) (CJA2007/677/CFSP)	チャド、 中央アフリカ (2008.1)	_	軍 4 軍 4 軍 1,711 - 軍 120 軍 79									3,467	
				CIS										
	活動名	活動地域					対針	象国の参加状況						派遣総数
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	<b>派</b> 追秘数
1	CIS PKF (SCR937) (Agreement on a Ceasefire and Separation of Forces)	グルジア (1994.6)	_	_	-	_	_	軍	_	_	-	_	_	-
						AU-UN	1							
	活動名	活動地域					対針	象国の参加状況						)
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	派遣総数
1	UNAMID (SCR1769)	スーダン (2007.10)	_	_	ı	_	_	_	_	_	-	_	_	_
				その他										
	活動名	活動地域					対象	象国の参加状況						泛生似来
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	*	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	派遣総数
1	Operation Licorne (SCR 1464)	コートジボアール (2003.2)	_	-	ı	軍 1800	_	_	_	_	I	_	_	1,800
2	MNF Iraq (SCR1546)	イラク (2004.6)	軍 143,000	3,000 軍 4,100 軍 300 14							149,213			

# 国連安保理決議のない多国籍軍参加 (文民警察・軍事顧問・文民スタッフを含む)

						EU								
	活動名	活動地域					対象[	国の参加状況						运·惠 <u></u>
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	米	英	独	仏	中	露路	印	韓	台	瑞西	瑞典	派遣総数
1	EUPM (CJA2002/210/CFSP)	ホ`スニア・ ヘルツェコ`ビナ (2003.1)	I	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	_	ı	-	_	_	警察	警察 文民スタッフ	
2	EUFOR ALTHEA (CJA2004/570/CFSP)	ホ`スニア・ ヘルツェコ`ヒ`ナ (2004.12)	-	軍 12	軍 138	軍 101	_	-	_	_	_	軍 25	軍	2,174
3	EUSEC RD Congo (CJA2005/355/CFSP)	コンゴ (2005.6)	_	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	_	_	_	_	_	_	文民スタッフ	
4	EUJUST LEX (CJA2005/190/CFSP)	イラク (2005.7)	_	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	_	_	_	_	_	_	文民スタッフ	
5	EU BAM Rafah (CJA2005/889/CFSP)	エジプト、ガザ (2005.10)	_	文民スタッフ	警察	警察	_	_	_	_	_	-	_	
6	EUPOL COPPPS (CJA2005/797/CFSP)	パレスチナ (2006.1)	_	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	警察	_	_	_	_	_	-	警察 文民スタッフ	
7	EUPOL Afghanistan (CJA2007/369/CFSP)	アフガニスタン (2007.6)	_	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	_	_	-	_	_	_	警察 文民スタッフ	
8	EUPOL RD Congo (CJA2007/405/CFSP)	コンゴ (2007.7)	_	-	文民スタッフ	警察 文民スタッフ	_	_	_	_	_	文民スタッフ	文民スタッフ	
9	EULEX Kosovo (CJA2008/124/CFSP)	コソヴォ (2008.2)	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	_	-	_	_	_	警察 文民スタッフ	警察 文民スタッフ	
10	EU SSR Guinea-Bissau (CJA2008/112/CFSP)	ギニア・ビサウ (2008.6)	_	_	文民スタッフ	文民スタッフ	_	-	_	_	_	_	-	
11	EUMM (CJA2008/736/CFSP)	グルジア (08.10)	_	軍事顧問 19	軍事顧問 25	軍事顧問 36	_	_	_	_	_	_	軍事顧問 25	266

EUPM EU Police Mission in Bosnia and Herzegovina

EUFOR ALTHEA EU Military Operation in Bosnia and Herzegovina

EUSEC RD Congo EU Advisory and Assistance Mission for DRC Security Program

EUJUST LEX EU Integrated Rule of Law Mission for Iraq

EU BAM Rafah EU Border Assistance Mission for the Rafah Crossing Point

EUPOL COPPS EU Police Mission for the Palestinian Territories

EUPOL Afghanistan EU Police Mission in Afghanistan

EUPOL RD Congo EU Police Mission in the Democratic Republic of the Congo

EULEX Kosovo EU Rule of Law Mission in Kosovo

EU SSR Guinea-Bissau EU Advisory Mission for Security Sector Reforms in Guinea-Bissau

EUMM EU Monitoring Mission in Georgia

【資料源】 SIPRI Yearbook 2009

The Military Balance 2009

					OSC	Œ								
	活動名	活動地域				:	対象国	の参加状況						派遣
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	総数
1	OSCE Spillover Mission to Skopje (CSO 18 Sept. 1992)	マセドニア (1922.9)	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	_	文民スタッフ	-	_	_	_	文民スタッフ	
2	OSCE Mission to Georgia (CSO 6 Nov. 1992)	グルジア (1992.12)	   文民スタッフ 4 	文民スタッフ 2	文民スタッフ 7	文民スタッフ 4	_	文民スタッフ 1	_	_	_	文民スタッフ 1	文民スタッフ 2	62
3	OSCE Mission to Moldova (CSO 4 Feb. 1993)	モルドヴァ (1993.4)	文民スタッフ 2	文民スタッフ 1	文民スタッフ 1	文民スタッフ 2	_	_	_	-	_	_	_	13
4	OSCE Centre in Danshanbe (MC Decision, 1 Dec. 1993)	タジキスタン (1994.2)	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	_	_	文民スタッフ	-	_	_	_	_	
5	Personal Representative of the Chairman-in-Office on the Conflict Dealt with by the OSCE Minsk Conference (10 Aug. 1995)	アゼルバイジャン (1995.8)	_	文民スタッフ 1	_	-	-	_	_	_	_	_	-	6
6	OSCE Mission to Bosnia and Herzegovina (MC Decision, 8 Dec. 1995)	ホ`スニア・ ヘルツェコ`ビナ (1995.12)	文民スタッフ 10	文民スタッフ 1	文民スタッフ 5	文民スタッフ 7	_	文民スタッフ 4	_	_	_	文民スタッフ ?	文民スタッフ 3	72
7	OSCE Presence in Albania (PC/DEC 160, 27 Mar 1997)	アルバニア (1997.4)	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	_	_	-	_	_	_	_	
8	OSCE Mission in Kosovo (PC/DEC 305, 1 July 1999)	コソヴォ (1999.7)	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	文民スタッフ	_	文民スタッフ	-	_	_	文民スタッフ	文民スタッフ	
9	OSCE Mission to Serbia (PC/DEC 401, 11 Jan. 2001)	セルビア (2001.3)	文民スタッフ 5	文民スタッフ 4	文民スタッフ 3	文民スタッフ 1	_	_	-	_	_	_	文民スタッフ 3	44
					CIS	3								
	活動名	活動地域					各国の	の参加状況						派遣
	(活動の根拠)	(派遣開始時期)	*	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	総数
1	JPKF (Agreement on the Principles Governing the Peaceful Settlement of the Conflict in South Ossetia)	ケルジア (南オセチア) (1992.7)	-	_	_	-	_	軍 7,600	_	_	_	_	_	7,600
2	JCC (Agreement on the Principles Governing the Peaceful Settlement of the Armed Conflict in the Trans-Dniester Region)	モルト・ウ・ァ (トランス・ト・ニエストル) (1992.7)	_	_	_	-	_	軍 500	_	_	-	_	_	1,010

					OAS									
	活動名	活動地域				対象国の参加	<b>伏況</b>							派遣
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	*	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	総数
1	MAPP/OEA (CP/RES 859)	コロンビア (2004.2)	_	_	文民スタッフ	_	_	_	_	_	_	_	文民スタッフ	_
					その他									
	活動名	活動地域				対象国の参加	<b></b> 伏況							派遣
	(活動根拠)	(派遣開始時期)	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	総数
1	NNSC (休戦協定)	朝鮮半島 (1953.7)	-	1	-	-	_	_	_	_	_	軍事顧問 5	軍事顧問 5	-
2	MFO (Protocol to the Treaty of Peace)	エジプト(シナイ) (1982.4)	軍事顧問・文民 スタッフ 計687	-	-	軍事顧問 17	_	_	_	_	_	_	_	1,690
3	TIPH 2 (Hebron Protocol)	ヘブロン (1997.2)	-	_	_	_	-	_	_	_	_	軍事顧問	軍事顧問	_
4	RAMSI (Biketawa Declaration)	ソロモン諸島 (2003.7)	-	文民スタッフ	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
5	OEF-Afghanistan	アフガニスタン ( )	軍 11,100+	_	_	軍 35	_	_	_	_	_	_	_	11,491+
6	Operation Boali	中央アフリカ ( )	-	1	ı	軍 230	_	_	_	_	_	_	_	230
7	Operation Epervier	チャド ( )	-	_	_	軍 1,150	_	_	_	_	_	_	_	1,150
8	Operation Aramis	カメルーン	-	_	_	軍	_	_	_	_	_	_	_	_
9	IMAT	シエラレオネ (2005. )	軍 3	軍 63	軍 1	_	_	_	_	_	_	-	_	80

【資料源】 SIPRI Yearbook 2009

MAPP/OEA Mission to Support the Peace Process in Colombia

NNSC Neutral Nations Supervisory Commission

MFO Multinational Force and Observers

TIPH 2 Temporary International Presence in Hebron Regional Assistance Mission to Solomon Islands RAMSI International Military Army Training Team IMATT

The Military Balance 2009

# (2) 国際貢献活動における各国の殉職者数

(2000.1以降推進した活動 ~ 2009.10.31現在)

# 国連指揮下のPKOにおける殉職者数

		2010	年1月	現在排	<b>能進中</b>	の活動	動にお	ける死	旬職者	数		
	江野石					対象	国の殉職	者数				
	活動名	米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典
1	UNTSO	7	-	1	8	1	1	1	1	-	-	4
2	UNMOGIP	3	1	1	-	-	-	1	-	-	-	-
3	UNFICYP	-	58	-	-	-	-	1	-	-	-	17
4	UNDOF	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	UNIFIL	-	4	-	30	-	-	2	-	-	-	7
6	MINURSO	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-
7	UNMIK	4	-	3	1	-	-	2	-	-	-	-
8	MONUC	1	1	1	-	1	1	12	-	-	-	-
9	UNAMA	-	-	1	-	-	-	-	5	-	-	-
10	UNAMI	-	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-
11	UNMIL	2	1	-	-	2	1	3	-	-	-	-
12	UNOCI	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
13	MINUSTAH	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-
14	UNMIS	1	-	-	-	-	-	4	1	-	-	-
15	UNMIT	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	BINUB	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-
17	UNMIN	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	1
18	UNAMID	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-
19	MINURCAT	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-

	20	10年1	月現	在まで	に終	了した	活動に	こおけ	る殉職	者数		
	活動名					対象	国の参加	状況				
	冶别石	米	英	独	仏	中	露	印	韓	绐	瑞西	瑞典
1	UNIKOM	-	-	1	-	1	1	1	-	1	-	-
2	UNOMIG	-	-	1	-	-	1	-	1	1	1	-
3	UNMOT	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
4	UNMIBH	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
5	UNMOP	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	MIPONUH	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	MINURCA	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8	UNAMSIL	-	2	-	-	-	3	5	-	-	-	-
9	UNTAET	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10	UNMEE	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	-
11	UNMISET	-	-	1	-	-	-	-	5	-	-	-
12	ONUB	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 国連PKOの殉職者数は、各国が活動を開始した以降の殉職者数を記述 (2000年1月以降の数ではない) 【資料源】国連HP

## その他の国際貢献活動における殉職者数 (確認のみ)

		米	英	独	仏	中	露	印	韓	台	瑞西	瑞典	総数
1	イラク	4,319	178	5	-	-	-	-	1	-	-	-	4,634
2	アフガニスタン	929	236	34	36	-	-	-	1	-	-	-	1,530

(注) 2009年11月30日現在

【資料源】iCasualities

# (1) 国家予算に占める軍事予算の比率

# 大正元年(1912年)から昭和20年(1945年)までの状況

(単位 円)

年 度	大正元 (1912)	大正2 (1913)	大正3 (1914)	大正4 (1915)	大正5 (1916)	大正6 (1917)	大正7(1918)	大正8(1919)	大正9(1919)
国 家 予 算	593,596,000	573,634,000	648,420,000	583,270,000	590,795,000	735,024,000	1,017,036,000	1,172,328,000	1,359,978,000
軍事予算	199,610,000	191,886,000	170,960,000	182,168,000	211,438,000	285,872,000	367,985,000	536,687,000	649,759,000
〃 予 算 率	33.6%	33.5%	26.4%	31.2%	35.8%	38.9%	36.2%	45.8%	47.8%

年	度	大正10 (1921)	大正11 (1922)	大正12 (1923)	大正13 (1924)	大正14 (1925)	大正15/昭和元 (1926)	昭和2 (1927)	昭和3 (1928)	昭和4 (1929)
国家予算	算	1,489,856,000	1,429,690,000	1,521,050,000	1,625,024,000	1,524,988,000	1,578,826,425	1,765,723,080	1,721,055,604	1,736,317,055
軍事予算	算	730,569,000	604,801,000	499,071,000	455,193,000	443,808,000	440,448,000	468,763,000	487,768,000	504,469,000
# 予 算 3	率	49.0%	42.3%	32.8%	28.0%	29.1%	27.9%	26.5%	28.3%	29.1%

年	度	昭和5 (1930)	昭和6 (1931)	昭和7 (1932)	昭和8 (1933)	昭和9 (1934)	昭和10 (1935)	昭和11 (1936)	昭和12 (1937)	昭和13 (1938)
国家予	算	1,610,634,323	1,476,875,265	2,012,165,484	2,254,662,236	2,163,003,905	2,206,477,933	2,317,724,429	8,229,790,517	11,371,690,960
軍事予	算	473,723,000	407,073,000	714,999,000	851,454,000	942,842,000	1,022,741,000	1,061,933,000	5,520,633,034	8,083,661,901
〃 予 算	率	29.4%	27.6%	35.5%	37.5%	43.6%	46.4%	45.8%	67.1%	71.1%

年	度	昭和14 (1939)	昭和15 (1940)	昭和16 (1941)	昭和17 (1942)	昭和18 (1943)	昭和19 (1944)	昭和20 (1945)
国	家 予 第	13,446,296,362	15,893,983,208	28,699,437,763	32,970,558,443	49,642,471,574	97,504,530,754	243,624,757,571
軍	事 予 第	8,952,462,919	10,033,769,829	20,565,546,494	24,694,082,555	37,090,658,463	77,632,582,794	222,128,567,651
// =	予 算 率	66.6%	63.1%	71.7%	74.9%	74.7%	79.6%	91.2%

(億円) 100 200 300 400 500 600 700 800 900 1000 1100 1200 1300 1400 1500 1600 1700 1800 1900 2000 2100 2200 2300 2400 2500 大正元年度 大正2年度 大正3年度 大正4年度 大正5年度 大正6年度 大正7年度 大正8年度 大正9年度 大正10年度 大正11年度 大正12年度 大正13年度 大正14年度 昭和元年度 昭和2年度 昭和3年度 昭和4年度 昭和5年度 昭和6年度 昭和7年度 昭和8年度 昭和9年度 昭和10年度 昭和11年度 昭和12年度 昭和13年度 昭和14年度 昭和15年度 昭和16年度 昭和17年度 昭和18年度 昭和19年度 昭和20年度

【凡例】赤地は軍事費、黄色地はその他の予算

【資料源】財務省HP「国家予算」

# 明治1期(1867年)から明治44年(1911年)までの状況(参考)

(円)

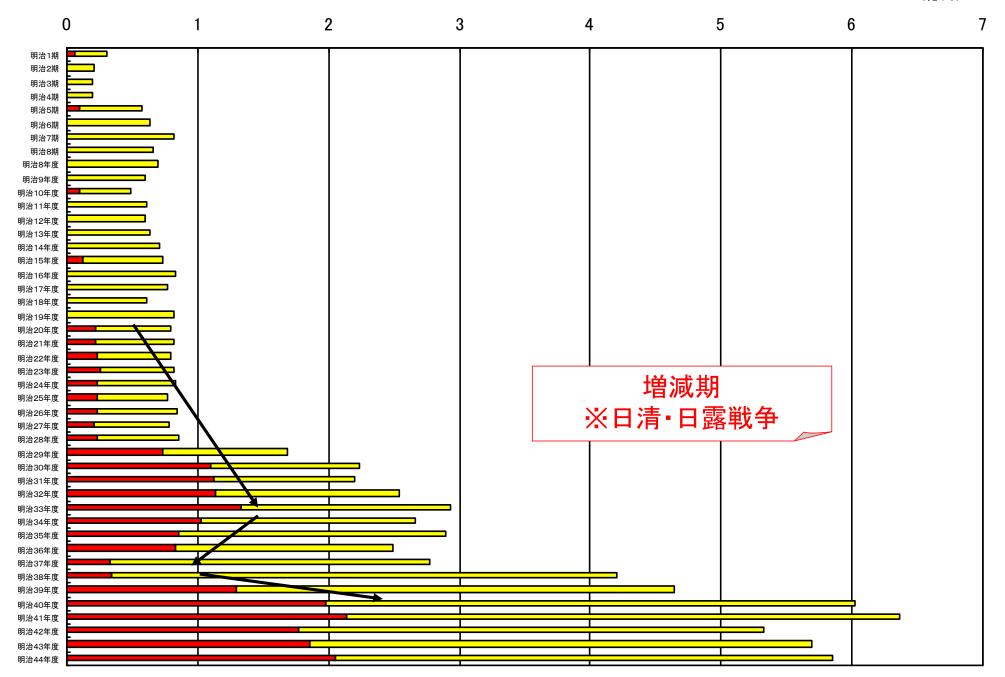
年 度	明治1期 (1867)	明治2期 (1868)	明治3期 (1869)	明治4期 (1870)	明治5期 (1871)	明治6期 (1872)	明治7期 (1873)	明治8期 (1874)	明治8 (1875)	明治9 (1876)	明治10 (1877)	明治11 (1878)
国家予算	30,505,085	20,785,839	20,107,672	19,235,158	57,730,024	62,678,600	82,269,528	66,134,772	69,203,242	59,308,956	48,428,324	60,941,33
軍事予算	5,572,000		データなし		9,572,000			データなし			9,305,000	データなし
# 予算率	18.3%	1	_	_	16.6%	1	-	-	_	_	19.2%	_

年 度	明治12 (1879)	明治13 (1880)	明治1 <b>4</b> (1881)	明治15 (1882)	明治16 (1883)	明治17 (1884)	明治18 (1885)	明治19 (1886)	明治20 (1887)	明治21 (1888)	明治22 (1889)	明治23 (1890)
国家予算	60,317,578	63,140,896	71,460,320	73,480,666	83,106,858	76,663,107	61,115,313	83,223,959	79,453,036	81,504,024	79,713,671	82,125,403
軍事予算		データなし		11,922,000		デー	タなし		22,238,000	22,554,000	23,449,000	25,692,000
〃予算率	_	-	_	16.2%	_	_	_	_	28.0%	27.7%	29.4%	31.3%

年 度	明治24 (1891)	明治25 (1892)	明治26 (1893)	明治27 (1894)	明治28 (1895)	明治29 (1896)	明治30 (1897)	明治31 (1898)	明治32 (1899)	明治33 (1900)	明治34 (1901)	明治35 (1902)
国家予算	83,555,891	76,734,739	84,581,871	78,128,642	85,317,179	168,856,508	223,678,844	219,757,568	254,165,537	292,750,058	266,856,824	289,226,730
軍事予算	23,682,000	23,768,000	22,822,000	20,662,000	23,536,000	73,249,000	110,543,000	112,428,000	114,213,000	133,113,000	102,361,000	85,768,000
# 予算率	28.3%	31.0%	27.0%	26.4%	27.6%	43.4%	49.4%	51.2%	44.9%	45.9%	38.8%	30.0%

年 度	明治36 (1903)	明治37 (1904)	明治38 (1905)	明治39 (1906)	明治40 (1907)	明治41 (1908)	明治42 (1909)	明治43 (1910)	明治44 (1911)
国家予算	249,596,131	277,055,682	420,741,204	464,275,583	602,400,959	636,361,093	532,893,635	569,154,027	585,374,613
軍事予算	83,003,000	32,701,000	34,521,000	129,747,000	198,316,000	213,383,000	177,212,000	185,165,000	205,464,00
〃予算率	33.7%	11.9%	8.3%	27.9%	32.9%	33.5%	33.3%	32.5%	35.1%

(億円)



【凡例】赤地は軍事費、黄色地はその他の予算

(注) 明治2~4期、6~9期、11~14年度、16~19年度の軍事費データなし。

# 昭和21年(1946年)から平成21年(2009年)までの状況(参考)

<u> </u>	1 (10 10 1	,,,, <u> </u>		170144	<del>                                      </del>					(単位 円)
年 度	昭和21 (1946)	昭和22 (1947)	昭和23 (1948)	昭和24 (1949)	昭和25 (1950)	昭和26 (1951)	昭和27 (1952)	昭和28 (1953)	昭和29 (1954)	昭和30 (1955)
国 家 予 算	115,207,023,319	205,841,065,000	461,974,067,000	699,448,408,000	633,294,904,000	749,837,898,000	873,942,208,000	1,017,164,386,000	1,040,761,409,000	1,018,169,392,000
軍事予算			记 分		131,000,000,000	119,900,000,000	177,100,000,000	125,700,000,000	139,600,000,000	134,900,000,000
〃 予 算 率	_	-	_	_	26.1%	19.0%	25.4%	14.1%	15.5%	15.3%
年 度	昭和31 (1956)	昭和32 (1957)	昭和33 (1958)	昭和34 (1959)	昭和35 (1960)	昭和36 (1961)	昭和37 (1962)	昭和38 (1963)	昭和39 (1964)	昭和40 (1965)
国 家 予 算	1,069,204,886,000	1,187,675,982,000	1,331,562,234,000	1,495,039,607,000	1,743,148,126,000	2,063,467,863,000	2,556,617,186,000	3,044,291,914,000	3,310,969,453,000	3,723,016,761,000
軍事予算	142,900,000,000	143,500,000,000	148,500,000,000	156,000,000,000	156,900,000,000	180,300,000,000	208,500,000,000	241,200,000,000	275,100,000,000	301,400,000,000
〃 予 算 率	15.4%	13.7%	12.6%	11.7%	9.9%	9.6%	8.9%	8.6%	9.1%	8.8%
年 度	昭和41 (1966)	昭和42 (1967)	昭和43 (1968)	昭和44 (1969)	昭和45 (1970)	昭和46 (1971)	昭和47 (1972)	昭和48 (1973)	昭和49 (1974)	昭和50 (1975)
国 家 予 算	4,459,195,650,000	5,113,035,412,000	5,937,081,773,000	6,917,837,983,000	8,187,696,722,000	9,561,313,214,000	11,932,172,084,000	14,778,302,830,000	19,099,793,377,000	20,860,878,603,000
軍事予算	340,700,000,000	340,700,000,000	422,100,000,000	483,800,000,000	569,500,000,000	670,900,000,000	800,200,000,000	935,500,000,000	1,093,000,000,000	1,327,300,000,000
ッ 予 算 率	8.3%	7.1%	7.7%	7.5%	7.5%	7.5%	7.2%	6.8%	6.1%	6.8%
年 度	昭和51 (1976)	昭和52 (1977)	昭和53 (1978)	昭和54 (1979)	昭和55 (1980)	昭和56 (1981)	昭和57 (1982)	昭和58 (1983)	昭和59 (1984)	昭和60 (1985)
国 家 予 算	24,467,612,048,000	29,059,841,739,000	34,096,030,207,000	38,789,831,175,000	43,405,025,594,000	46,921,154,038,000	47,245,063,707,000	50,635,307,105,000	51,480,622,713,000	53,004,511,048,000
軍事予算	1,512,400,000,000	1,690,500,000,000	1,901,000,000,000	2,094,500,000,000	2,230,200,000,000	2,400,000,000,000	2,586,100,000,000	2,754,200,000,000	2,934,600,000,000	3,137,100,000,000
" 予 算 率	6.6%	6.2%	5.9%	5.7%	5.4%	5.4%	5.8%	5.8%	6.0%	6.3%
				ı						
年 度	昭和61 (1986)	昭和62 (1987)	昭和63 (1988)	昭和64/平成元 (1989)	平成2 (1990)	平成3 (1991)	平成4 (1992)	平成5 (1993)	平成6 (1994)	平成7 (1995)
国家予算	53,640,431,846,000	57,731,141,050,000	61,471,062,377,000	65,858,938,751,000	69,268,676,424,000	70,547,185,106,000	70,497,431,888,000	75,102,488,938,000	73,613,605,398,000	75,938,516,137,000
軍事予算	3,343,500,000,000	3,517,400,000,000	3,700,300,000,000	3,919,800,000,000	4,159,300,000,000	4,386,000,000,000	4,551,800,000,000	4,640,600,000,000	4,683,500,000,000	4,723,600,000,000
〃 予 算 率	6.6%	6.5%	6.4%	6.3%	6.4%	6.6%	6.9%	6.6%	6.8%	6.6%
		_								
年 度	平成8 (1996)	平成9 (1997)	平成10 (1998)	平成11 (1999)	平成12 (2000)	平成13 (2001)	平成14 (2002)	平成15 (2003)	平成16 (2004)	平成17 (2005)
国 家 予 算	78,847,867,404,000	78,470,310,184,000	84,391,798,186,000	89,037,431,393,000	89,321,049,910,000	84,811,128,504,000	83,674,289,924,000	82,415,970,662,000	84,896,776,304,000	85,519,592,207,000
軍事予算	4,845,500,000,000	4,941,400,000,000	4,929,000,000,000	4,920,100,000,000	4,921,800,000,000	4,938,800,000,000	4,939,500,000,000	4,926,500,000,000	4,876,400,000,000	4,830,100,000,000
<b>″</b> 予 算 率	6.5%	6.7%	6.2%	5.8%	5.8%	6.2%	6.3%	6.4%	6.1%	6.0%
, 4 +	0.5/0	0.170	0.2%	5.0%	0.0%	312.0	5.5%		5.17	

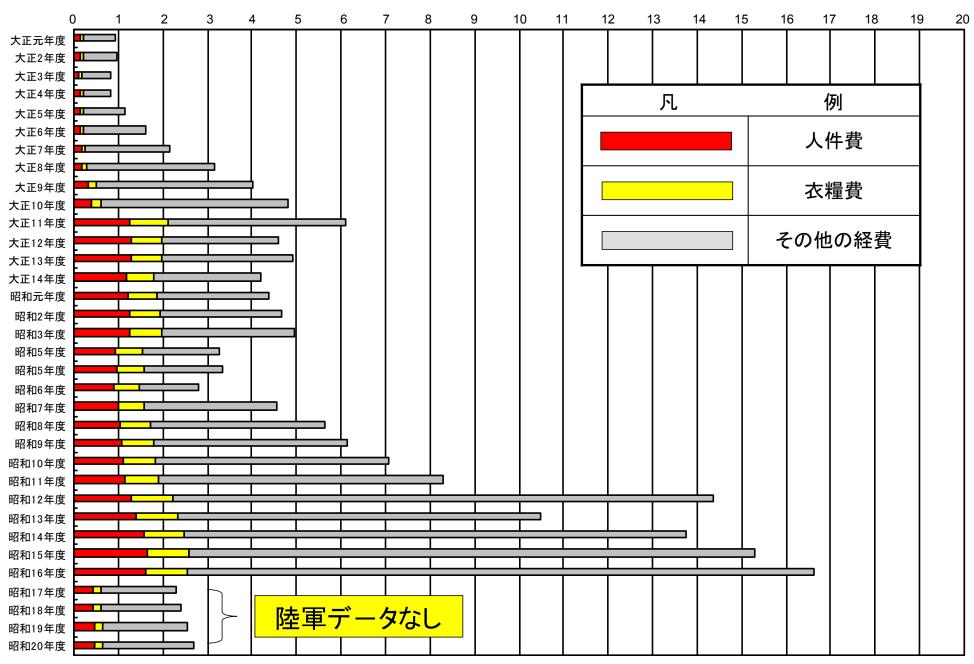
۲	及	(2006)	(2007)	(2008)	(2009)
国	家 予 算	81,445,480,694,000	81,842,570,225,000	88,911,212,716,000	102,473,559,554,000
軍	事予算	4,869,672,655,000	4,841,172,416,000	4,817,923,551,000	4,774,135,024,000
,, =	予 算 率	6.2%	6.2%	5.6%	4.9%

# 帝国陸海軍関連

# (2) 軍事予算に占める人件・糧食費の比率

# 大正元年(1912年)から昭和20年(1945年)までの状況

単位:億円

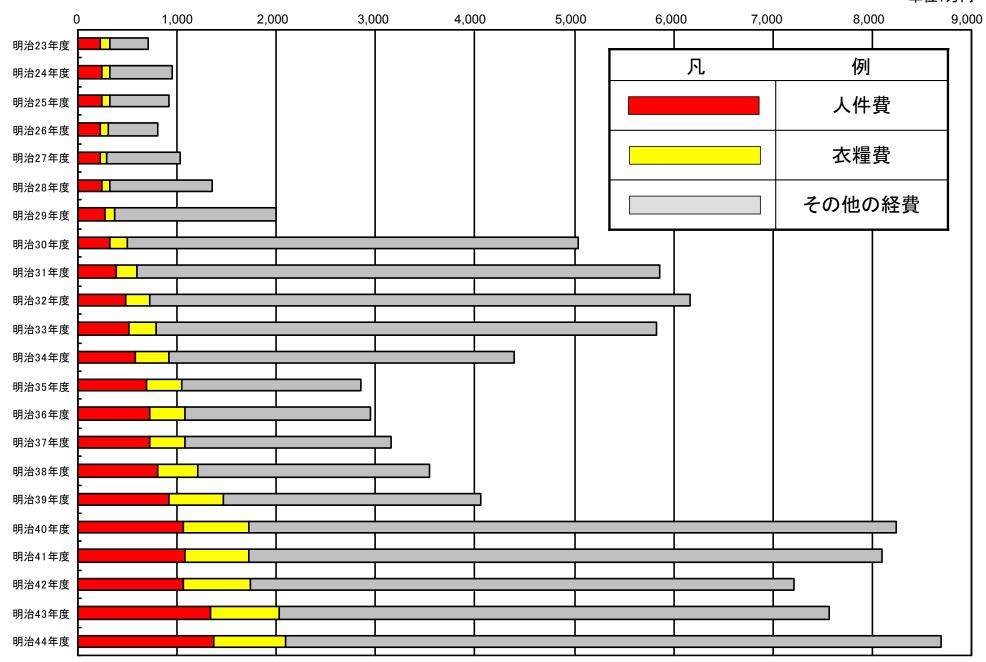


【資料源】財務省HP「国家予算」、海軍予算決算科目別一覧表、陸軍予算綱要

(注) 糧食費は、海軍にあっては明治42年から、陸軍にあっては大正11年から被服費と合一して「衣糧費」と呼称されて計上されている。

## 明治1期(1867年)から明治44年(1911年)までの状況(参考)

単位:万円



【資料源】財務省HP「国家予算」、海軍予算決算科目別一覧表、陸軍予算綱要

(注) 糧食費は、海軍にあっては明治42年から、陸軍にあっては大正11年から被服費と合一して「衣糧費」と呼称されて計上されている。

## 昭和21年(1946年)から平成21年(2009年)までの状況(参考)

単位: 兆円

